

史跡大山寺旧境内保存活用計画書

令和2年3月

鳥取県西伯郡大山町

序 文

大山町は鳥取県の西部に位置し、山と海両方の恵みにより発展してきた自然豊かな町です。肥沃な土壌や美しい水などの大山の恵みによって、この町の産業は支えられています。古来より、人々の生活は大山とともにありました。

中国地方最高峰大山は、昭和 11 年には大山国立公園に指定され、現在は大山隠岐国立公園として登山やレジャーを目的とした多くの観光客が集まる場所となりました。1000 種を超える昆虫や日本の野鳥種の 3 分の 1 が生息し、雄大な火山地形を有するなど大山の自然は人を惹きつけてやみません。近年は訪日外国人の増加もあり、ますます多くの人々で賑わいをみせています。

大山寺旧境内は、自然豊かな大山の北面中腹に成立した伯耆国大山寺の境内地の跡地で、かつては本社である大智明権現社をはじめとする数多くの建物が立ち並んでいました。最大で 180 以上の僧坊を有したとも伝わっています。中世に最盛期を迎えた伯耆国大山寺は明治の廃仏毀釈で寺号廃絶となりますが、その信仰の法灯は今の大神山神社奥宮と大山寺に受け継がれています。伯耆国大山寺の成立は養老 2 年（718）と伝わり、平成 30 年（2018）には開山より 1300 年という節目を迎え、改めてその歴史文化の重みを認識したところです。

大山寺旧境内は、日本有数の山林寺院遺跡であり、特に我が国の地藏信仰を考えるうえで重要な遺跡であるとして、平成 28 年に国史跡に指定されました。史跡大山寺旧境内の保存活用の取り組みは、史跡指定から本格的に行う予定でしたが、史跡指定直後に鳥取県中部地震が発生し、史跡地内も被災したため、同年より災害復旧事業に取り組むこととなりました。

その間にも一刻も早い『史跡大山寺旧境内保存活用計画』の策定が求められることとなり、史跡指定より 2 年を隔てたものの、平成 30 年より「史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会」で検討いただき、この度発刊に至りました。今後は本計画に基づき、史跡の保存活用を推進していくものであります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご指導・ご助言いただいた史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会の委員の皆様、文化庁、環境省、鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課、鳥取県西部総合事務所生活環境局生活安全課、地元自治会をはじめとする関係機関の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも大山寺旧境内の取り組みにご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

大山町長

竹口 大紀

例 言

1. 本書は、史跡大山寺旧境内の保存活用計画書である。
2. 計画作成にあたっては、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を活用し、大山町教育委員会事務局社会教育課文化財室（平成30年度（2018））及び大山町観光課文化財室（令和元年度（2019））が平成30年度～令和元年度に事業（史跡大山寺旧境内史跡等保存活用計画等策定事業）を実施した。
3. 本計画の策定にあたっては、史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会を設置し、事業推進に関しての審議を行った。また、文化庁文化財第二課、鳥取県教育委員会事務局文化財課歴史遺産室（平成31年4月より鳥取県地域振興部文化財課歴史遺産室、令和元年7月より鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課）、環境省中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所、鳥取県西部総合事務所生活環境局生活安全課の指導・助言を得た。
4. 本書に掲載した図版は、平成29年度に航空レーザー計測により作成したもの及び過去に作成したものを使用したが、一部既知の文献や業績の成果を使用した。典拠については、各表題に併記している。
5. 本書に掲載した写真は、特に断りの無い限り、大山町が撮影したものを使用したが、一部関係機関等から提供を受けた。典拠については、各表題に併記している。
6. 本書で用いる史跡大山寺旧境内に関する固有名詞や各用語及び表現については、p. 7「本計画における用語整理とその他の補足事項」を参照されたい。
7. 本書で定めるところの「保護を要する範囲」とは、史跡大山寺旧境内の本質的価値を有してはいるが、現在未指定地である範囲を指すものである。
8. 史跡大山寺旧境内及びその周辺には、国の指定・登録・選定、県の指定、町の指定に係る文化財が多数存在している。本文内でそれらを記載する際、基本的には名称のみでの記載とする。なお、p. 118 巻末資料「B 町内に所在する大山寺旧境内に関連する指定等文化財」にて、一覧を掲載している。
9. 本書作成に伴う記録類は、大山町観光課文化財室において保管している。
10. 本書の編集・執筆は、大山町教育委員会事務局社会教育課文化財室及び大山町観光課文化財室が主体となり、一部を株式会社イビソク鳥取営業所に委託した。
11. 表紙及び裏表紙の図面は、本坊西楽院の正面立面図について欠損箇所等を復元したものである。

目 次

第1章	保存活用計画策定の経緯と目的	
第1節	保存活用計画策定の経緯	1
第2節	保存活用計画策定の目的	1
第3節	委員会の設置	8
第4節	関連計画と保存活用計画との関係	10
第2章	保存活用計画対象範囲の周辺環境	
第1節	大山町の概要	13
第2節	保存活用計画対象範囲の概要	21
第3章	史跡等の概要	
第1節	指定に至る経緯	29
第2節	指定の状況	30
第3節	指定地の状況	32
第4節	史跡に関する調査成果	33
第5節	調査のまとめ	33
第4章	史跡の本質的価値	
第1節	大山寺旧境内の本質的価値	57
第2節	史跡の構成諸要素	58
第5章	現状と課題	
第1節	調査研究の現状と課題	69
第2節	保存管理の現状と課題	71
第3節	活用の現状と課題	74
第4節	整備の現状と課題	77
第5節	運営・体制の現状と課題	78
第6章	大綱と基本方針	
第1節	大綱	79
第2節	基本方針	79
第7章	調査研究	
第1節	調査研究の方向性	81
第2節	調査研究の方法	81
第8章	保存管理	
第1節	保存管理の方向性	83
第2節	保存管理の方法	83
第3節	ゾーン区分	88
第4節	現状変更に関する取扱い基準	91
第5節	追加指定と公有化	99
第9章	活用	
第1節	活用の方向性	101
第2節	活用の方法	101
第10章	整備	
第1節	整備の方向性	103
第2節	整備の方法	104
第11章	運営・体制	
第1節	運営・体制の方向性	109
第2節	運営・体制の方法	109
第12章	今後の保存活用に向けて	
第1節	施策の実施計画	111
第2節	経過観察	113
第3節	計画期間	113

巻末資料

A	関連絵図	115
B	町内に所在する大山寺旧境内に関連する指定等文化財	118
C	史跡大山寺旧境内付近の希少植物一覧	119
D	『とっとりレッドデータブック』掲載（大山町域）の動物一覧	125
E	自然関連イベント一覧	126
F	関係法令等	127
G	「文化財保護法」及び他規則等、関係部分抜粋	135

挿図目次

図1	史跡大山寺旧境内 保存活用計画の構成図	2
図2	保存活用計画対象範囲概念図	4
図3	史跡指定地と保存活用計画の 対象範囲を示した図	5・6
図4	大山町の位置図	13
図5	大山町の地質図	14
図6	伯耆国の主要な遺跡位置図	18
図7	大山町内主要遺跡分布図	19
図8	大山町の人口推移を示したグラフ	20
図9	史跡大山寺旧境内の位置図	22
図10	計画対象範囲周辺の年間気温と 降水量を示したグラフ	23
図11	拠点別来訪者数を表すグラフ	26
図12	来訪者月別推移を表すグラフ	27
図13	測量調査に関わる地区区分と 参道等の位置図	35
図14	石垣等測量調査位置図	36
図15	墓地の位置図	40
図16	現存する建造物の位置図	41
図17	調査区域図	44
図18	寂靜山地区の発掘調査位置図	46
図19	東地区の発掘調査位置図	49
図20	西地区の発掘調査位置図	51
図21	寂靜山地区の「本質的価値を 構成する諸要素」位置図	60
図22	東地区の「本質的価値を 構成する諸要素」位置図	62
図23	西地区の「本質的価値を 構成する諸要素」位置図	63
図24	豪円山地区の「本質的価値を 構成する諸要素」位置図	64
図25	構成要素等管理カルテの様式案	84
図26	史跡指定地ゾーニング図	89・90
図27	保護を要する範囲ゾーニング図	91・92
図28	『自然公園公共標識の標準表示例 2015年版』一部抜粋 1 / 2	107
図29	『自然公園公共標識の標準表示例 2015年版』一部抜粋 2 / 2	108
図30	体制関係図	110

挿表目次

表1	史跡大山寺旧境内保存活用計画 策定委員会の経過を示す表	9
表2	関連計画一覧表	10
表3	土地利用の現況を表す表	20
表4	史跡指定に係る主な経過を示した表	29
表5	寂靜山地区での発掘調査の 経過を示した表	45
表6	東地区での発掘調査の 経過を示した表	47
表7	西地区での発掘調査の 経過を示した表	50
表8	指定文化財の仏像等一覧表	52
表9	未指定文化財の仏像等一覧表	52
表10	未指定文化財の仏画等一覧表	53
表11	未指定文化財の古文書等一覧表	55
表12	史跡指定地内に存する本質的価値を 構成する諸要素一覧表	58
表13	保護を要する範囲に存する本質的価値を 構成する諸要素一覧表	59
表14	史跡指定地内に存する副次的価値を 構成する諸要素一覧表	65
表15	史跡指定地外に存する副次的価値を 構成する諸要素一覧表	65
表16	史跡指定地内に存する活用上有効な 諸要素一覧表	67
表17	史跡指定地内に存する調整が必要な 諸要素一覧表	67
表18	史跡指定地外に存する その他諸要素一覧表	67
表19	史跡大山寺旧境内の現状変更申請に 係る許可一覧表	71
表20	史跡大山寺旧境内に係る自然公園法の 現状変更申請許可一覧表	71
表21	史跡大山寺旧境内に係る き損届一覧表	71
表22	史跡大山寺旧境内に関わる 企画・イベント等	74
表23	現状変更の取扱い基準表	95・96
表24	実施計画総括表	112

写真目次

写真1	妻木晩田遺跡	15	写真49	大山隠岐国立公園 (豪円山から大山北壁を望む)	66
写真2	宮内1号墳	16	写真50	佐陀川	66
写真3	長者原遺跡	16	写真51	元谷	66
写真4	金龍山退休寺	17	写真52	大山道(横手道)	66
写真5	下甲北出口の赤碕塔	17	写真53	金門	66
写真6	御来屋駅舎	18	写真54	賽の河原	66
写真7	大山のダイセンキャラボク純林	23	写真55	行場跡(のぞき岩)	66
写真8	ギフチョウ	23	写真56	もひとり神事	66
写真9	J-14区 石塁	37	写真57	塩原の大山供養田植	66
写真10	J-14区 石段	37	写真58	関金の大鳥居	66
写真11	E-33区 礎石	37	写真59	鳥居ヶ峠遙拝所跡	66
写真12	E-43区 石垣	37	写真60	案内板	67
写真13	築石面の被熱痕 (末社下山神社東側)	38	写真61	表示板	67
写真14	築石の被熱痕 (大神山神社奥宮真裏)	38	写真62	公衆トイレ	67
写真15	解体築石の被熱痕	38	写真63	ベンチ	68
写真16	裏込栗石の被熱痕	38	写真64	大山寺宝物館霊宝閣	68
写真17	検出した刻字石材	39	写真65	放水銃	68
写真18	末社下山神社	42	写真66	排水側溝	68
写真19	大神山神社奥宮神門	42	写真67	茶屋	68
写真20	大山寺本堂	42	写真68	灯籠(寄進灯籠)	68
写真21	洞明院	43	写真69	大山自然歴史館	68
写真22	金剛院	43	写真70	案内板	68
写真23	壽福院	43	写真71	南光河原	68
写真24	普明院	43	写真72	上渡	68
写真25	理観院	43	写真73	中渡	68
写真26	J-14区竪穴建物検出状況	60	写真74	下渡	68
写真27	寂静山東墓地	60	写真75	南光河原駐車場	68
写真28	僧兵の墓	60	写真76	博労座駐車場	68
写真29	大神山神社奥宮	61	写真77	大山寺阿弥陀堂修理公開	75
写真30	銅造明神鳥居	61	写真78	紅葉を見に行こうよう to大山寺旧境内	75
写真31	石造明神鳥居	61	写真79	大山寺宝物館霊宝閣内部	75
写真32	大神山神社奥宮現参道	61	写真80	上記復旧予定箇所全景	104
写真33	弘化の大地蔵	61	写真81	神門右脇の崩落箇所	104
写真34	大山寺鐘楼	61	写真82	石垣全体が前傾気味の箇所	104
写真35	吉持地藏	61	写真83	柿葺破損(奥宮幣殿)	105
写真36	中門院谷墓地	61	写真84	柿葺破損部応急処置(奥宮長廊)	105
写真37	佐々木高綱等身地藏	61	写真85	縁周りの様子(奥宮本殿)	105
写真38	大山寺阿弥陀堂	63			
写真39	大神山神社石の大鳥居	63			
写真40	西明院谷墓地群	63			
写真41	釈迦堂跡	64			
写真42	金剛童子社跡	64			
写真43	氷室跡	64			
写真44	利寿権現社跡	64			
写真45	三宝荒神社跡	64			
写真46	利生水	64			
写真47	豪圓僧正廟	64			
写真48	世代墓	64			

第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

第1節 保存活用計画策定の経緯

伯耆国大山寺は、中国地方最高峰・大山の北側山腹の標高 850 m 付近に営まれた山林寺院である。大山の中腹に信仰拠点として成立した中門院・南光院・西明院の三院が、やがて伯耆国大山寺となり、中世から現在に至るまで山林寺院として長い歴史を有する。大山寺旧境内は、この伯耆国大山寺の社殿や堂宇、僧坊等が建ち並んだ跡地全体であり、その約 65% が史跡大山寺旧境内として指定されている。

大山寺旧境内に残る堂宇・社殿跡及び僧坊跡群の歴史的価値の再確認と、地域資源としての活用に対する機運の高まりを受け、平成 14 年度から大山町教育委員会が文化財としての価値を把握するための調査に着手した。平成 15 年度には遺跡の保存に向けた調査のために「大山僧坊跡調査委員会」を設置し、僧坊跡等の分布調査として現地踏査や石垣等の遺構測量図の作成を行った。平成 20 年度から平成 22 年度にかけて、特に中世の状況を把握するために、発掘調査をはじめとする総合的な調査に取り組んだ。その結果、大山寺旧境内に残された遺構群や建造物、民俗、美術工芸品などの文化財について、学術的な価値の高さを再評価するに至った。

史跡指定に向けた調査の間にも、諸開発事業が続々と立ち上がり、遺跡保存のための調整及び事前の確認調査なども並行して実施する必要が生じた。この対応のために史跡指定に係る意見具申作業も大幅に遅れることとなった。この頃から遺跡の保存と諸開発事業との調整を図るうえで、遺跡の保存に対する理解や意識を向上させる必要性が生じ、徹底した周知が欠かせないということが強く認識された。

平成 28 年 1 月 18 日には、大山寺旧境内に係る総合的な調査成果と、それ以後に実施した補足調査等の成果をまとめ、国に史跡指定に係る意見具申を行った。平成 28 年 6 月 17 日に文化審議会の答申を受け、平成 28 年 10 月 3 日に史跡大山寺旧境内 (435,008.62 m²) として指定された。

保存活用計画の策定については、史跡指定後すぐに行う予定であったが、指定を受けて間もなく、鳥取県中部地震が発生した影響により、本計画の策定に先行して、同年より緊急災害復旧事業に取り組むこととなった。そのため、史跡指定から 2 年を隔てての取り組みとなった。

本保存活用計画の策定は、史跡大山寺旧境内の調査研究・保存管理・活用・整備・管理体制等に関する現状と課題の把握を行い、それらに基づく今後の対応の方向性、方針を示すために取り組んだものである。

第2節 保存活用計画策定の目的

1 保存活用計画策定の目的

史跡大山寺旧境内保存活用計画（以下、「本計画」とする。）は、大山寺旧境内が有する価値や課題を明らかにし、貴重な文化遺産として後世に伝えていくための保存管理・活用等の方針を定めるものである。

そのため、大山寺旧境内について、各種調査成果をもとに、史跡の特質や構成要素、課題等を抽出し、保存活用の方針、現状変更の基準や考え方を示すとともに、活用・整備に係る関係法令等の整理を行い、史跡としての今後の方向性を示すものである。

2 保存活用計画の構成

史跡大山寺旧境内を保存し、後世へと伝えていくため、また、その価値を踏まえて活用を図っていくための本計画の基本的な構成を示す（p. 2 図1）。

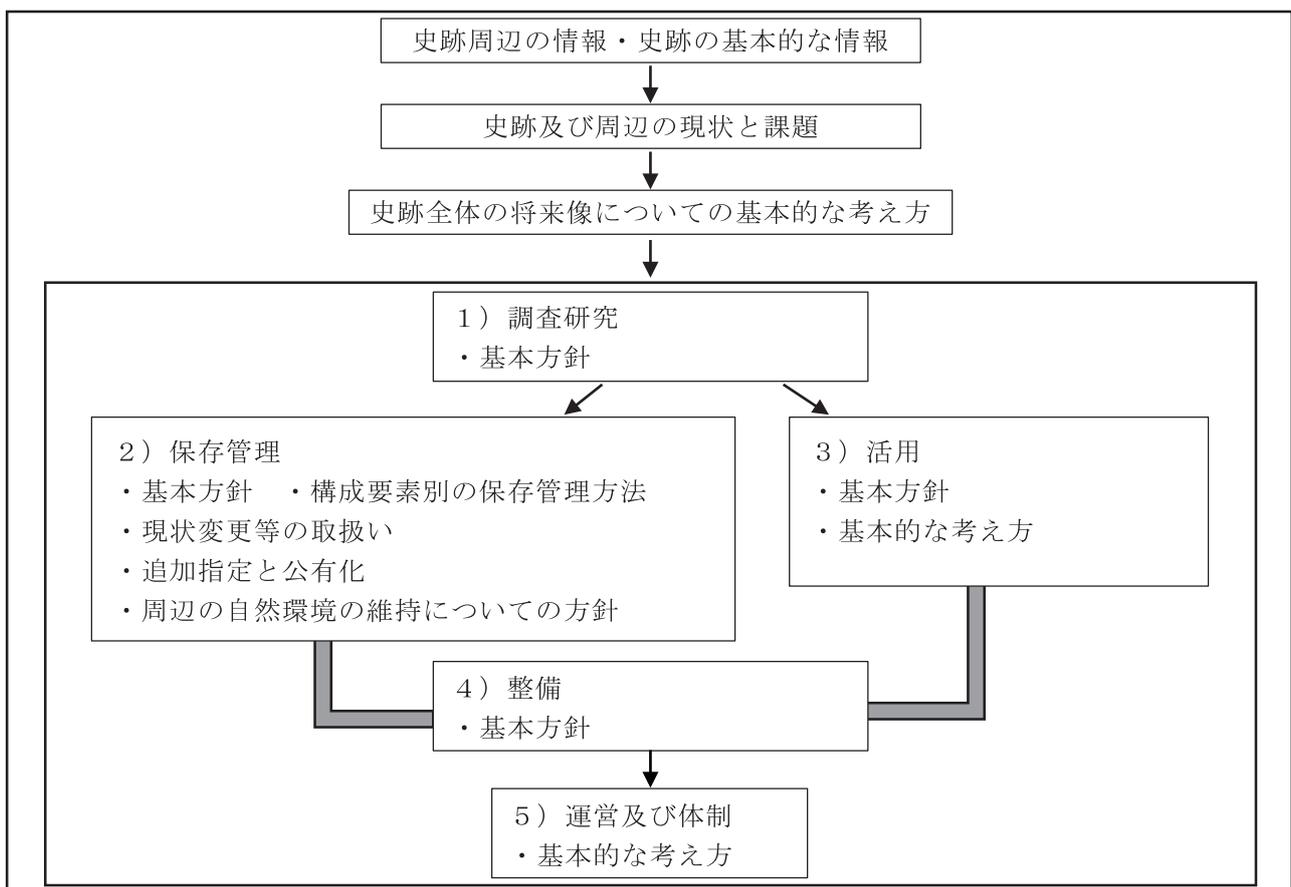


図1 史跡大山寺旧境内保存活用計画の構成図

(1) 保存活用計画の構造

1) 調査研究

史跡を理解するうえで、必要となる調査及び研究の計画の策定

- ・ 史跡の歴史的な事実背景や僧坊の構造等を解明するための「調査研究」に関する内容

2) 保存管理

史跡を保存し、管理していくうえで、必要となる保存管理計画の策定

- ・ 史跡の価値を次世代へ伝えるための「保存」に関する内容
- ・ 文化財保護法、自然公園法等関係法令に整合した「保存管理」に関する内容

3) 活用

地域の活性化を図り、史跡を有効に活用するために必要となる活用計画の策定

- ・ 史跡の価値を周知するための公開方法の検討などの「活用」に関する内容
- ・ 地域資源としての「活用」に関する内容

4) 整備

史跡の保護や活用を図るために必要となる整備計画の策定

- ・ 史跡の適切な保存に基づく「整備」に関する内容
- ・ 史跡の活用にも有効な復元・施設の設置等の「整備」に関する内容

5) 運営及び体制

史跡の保存管理・活用・整備を一体として進めるために必要となる組織体制

- ・ 保存管理・活用・整備を一体として進めていくうえで、必要となる「体制」やそれを円滑にするための「運営」の方法に関する内容
- ・ 所有者、関連機関、地域住民等との連携を密に行う「体制」づくりに関する内容

(2) 保存活用計画で定める事項

1) 保存活用の基本方針

- ① 史跡を構成する諸要素を特定し、その価値を明確に把握すること。
- ② 特定した個別の要素について、適切な保存管理・活用・整備の方針等を示すこと。
- ③ 史跡等の周辺の環境を含め、一体的な保存管理の方策等を講ずること。
- ④ 史跡の確実な保存管理を行うために、適切な活用・整備に関する方針を定めること。
- ⑤ 地域に根ざした包括的な保存管理・活用・整備を進めるために、運営の方法及び必要となる体制を整備すること。

2) 史跡等を構成する諸要素の特定と価値の明確化

史跡指定地内には、史跡の価値と直接的または間接的に関わる要素等があり、一体となって史跡を構成しているため、保存管理を行うにあたり、その関連を把握する必要がある。史跡大山寺旧境内を構成する諸要素を特定し、その価値を明確化する。

3) 保存管理の方法

特定した諸要素の規模・形態及び性質等を踏まえ、要素ごとに適切な保存管理の方法を定める。

埋蔵されている遺構や遺物及び石垣・土塁・礎石・石塔等の地上に現れている部分について、保存管理の方法を示す。

また、既存の構造物や樹木等、史跡の保存に影響を及ぼす可能性のある要素については、移転や撤去も視野に入れつつ、関係法令とも調整を行い、取扱い方針を定める。

4) 現状変更等の許可に関する法令

①文化財保護法

史跡大山寺旧境内の現状変更等の許可に関しては、文化財保護法第125条第1項から第7項の規定を準用する。また、文化財保護法施行令第5条第4項の規定を準用する。認定後については文化財保護法第129条の4の規定を準用する。

②自然公園法

史跡の保存管理・活用・整備上必要な現状変更等に関しては、大山隠岐国立公園内であるため、自然公園法（詳細な基準は自然公園法施行規則又は大山隠岐国立公園大山蒜山地域管理計画書等）が特に関わりをもつ。

③その他の関係法令

その他の関係法令については、許可行為等が必要である場合について準用する。

5) 公有化、整備、公開、追加指定等に関する将来像の提示

①公有化等

史跡指定地外の官有地及び民有地において、保存管理・活用・整備等における共存に努めることを最優先とする。ただし、共存が困難な場合、若しくは、遺跡の保護上やむを得ない場合において公有化や買い上げ等を視野に入れる。また、公有地及び今後公有地化する土地についても、保存管理・活用のあり方について検討する。

②整備

ア) 遺構の保護を前提とし、実情を把握しながら、整備を検討及び推進していく。

イ) 史跡内において、主要な遺構で、かつ公開において有効活用ができると判断できる場合について、復元等を検討していく。

③公開

史跡大山寺旧境内の歴史的な経過を理解する上で必要な僧坊跡や境内道、復元遺構等の公開を積極的に行っていく。また、ガイダンス施設や便益施設等の設置も検討していく。

④追加指定

現在も活動している民間事業者の所有する土地をはじめとする民有地、国有林や白地等の国有地など、本質的価値を有しながらも史跡地として指定できていない土地がある。それらは当該土地の取得、もしくは、所有者の同意が得られた場合に、随時、追加指定を実施していく。

6) 運営方法及び体制整備

適切な管理をしていくために必要な組織体制の構築及び関連機関や関連団体との連携等の強化を図る。

3 保存活用計画の対象範囲

大山寺旧境内は、伯耆国大山寺の社殿、堂宇、僧坊等が築かれた平坦地や墓地区画、その他の施設の跡が現存する範囲を指し、史跡指定地と保護を要する範囲を合わせた範囲である。

本計画においては、上記の大山寺旧境内に該当するエリアを保存管理及び整備エリアとする（p. 4 図2、p. 5・6 図3）。保存管理及び整備エリアは史跡指定により遺跡の保護を図るエリアであり、史跡指定地となれば現状変更等その他史跡としての規制を受けるエリアである。

また、保存管理及び整備エリアに、史跡を活用するうえで有効な伯耆国大山寺と歴史上関連するエリア（以下、「史跡の活用にも有効なエリア」とする。）を加えた範囲を、本計画における計画対象範囲とする（p. 4 図2、p. 5・6 図3）。史跡の活用にも有効なエリアは史跡指定地としての規制を受けることはないが、史跡地に隣接しているため史跡の保存に影響を及ぼす可能性のある行為については一定の配慮を求めるエリアである。

なお、上記の本計画対象範囲とは別に、山岳信仰地としての大山、大山信仰圏、大山牛馬市に関する商圈などの伯耆国大山寺に関連するエリアが存在する。これらのエリアには、史跡の活用にも有効な文化財が残されているが、広大な範囲に及ぶため、本計画対象範囲には含めないものとする。

しかし、活用にあたっては、広域的な視点と歴史的な関連が重要なことから、これらの計画対象範囲外のエリア等における文化財等の活用についても適宜考慮するものとする。

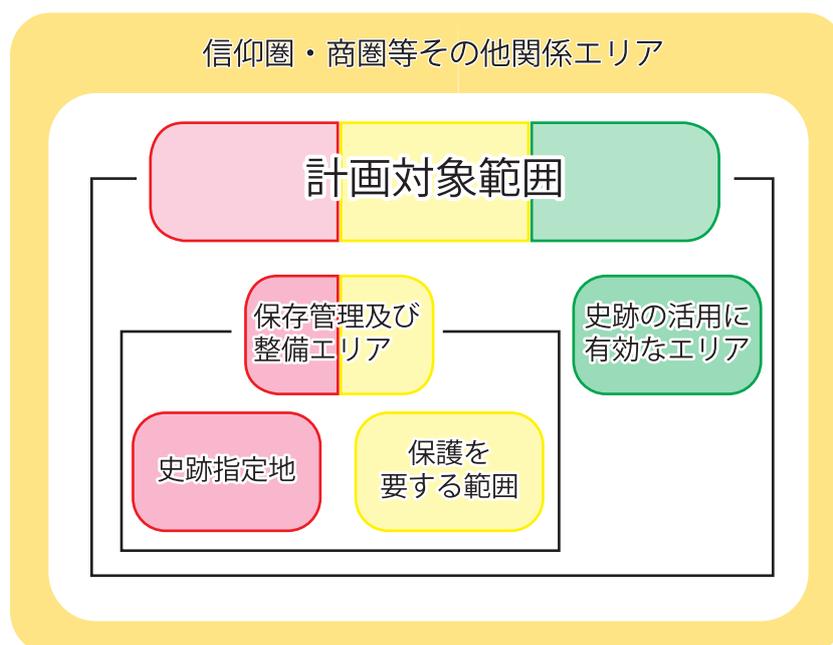


図2 保存活用計画対象範囲概念図

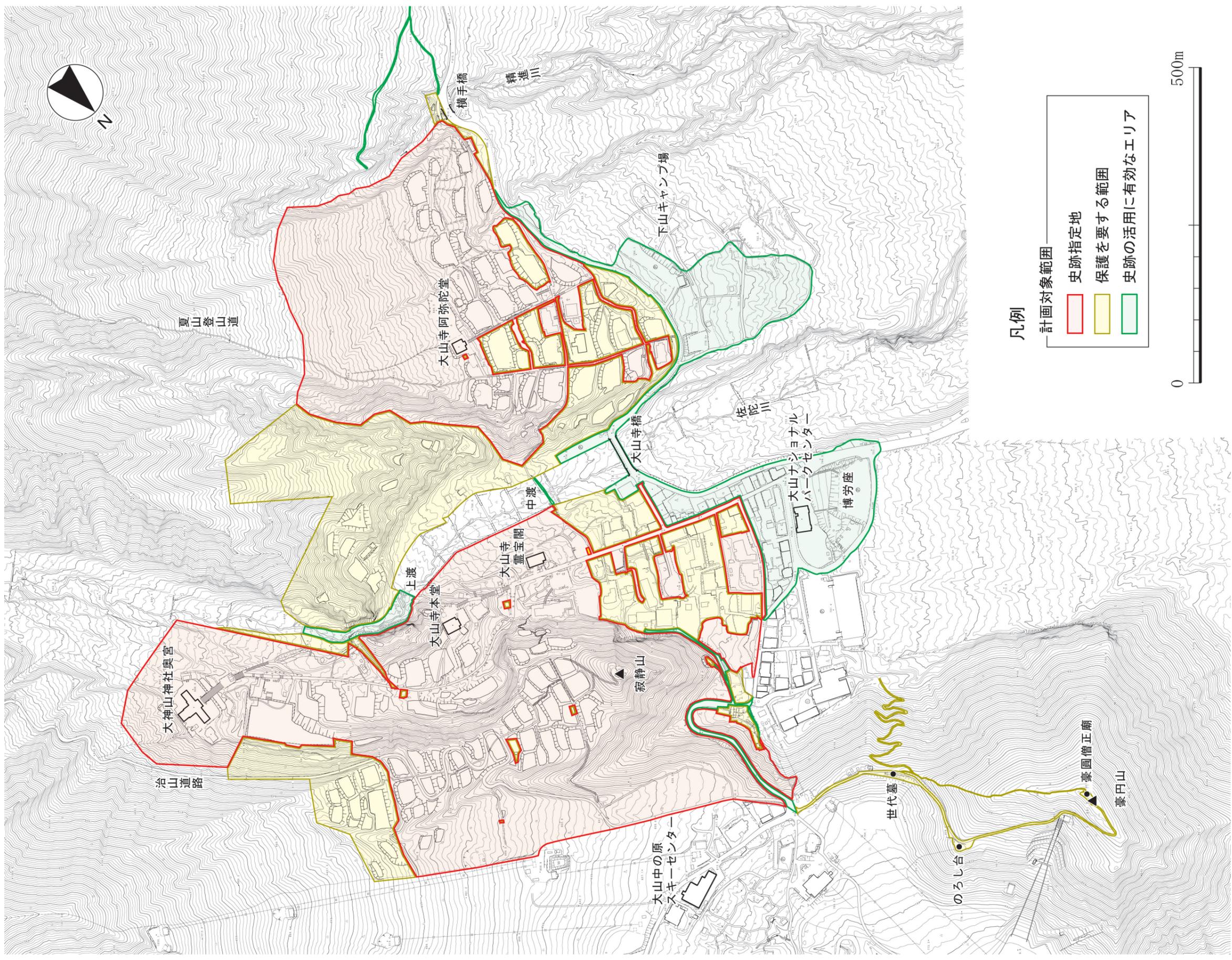


図3 史跡指定地と保存活用計画の対象範囲を示した図

4 本計画における用語整理とその他補足事項

(1) 用語の整理

- ① 大山寺旧境内は伯耆国大山寺の堂社や僧坊が築かれた跡地の広がる範囲を示すものである。かつての境内地の境界を示すものとして『大山寺縁起』において山王が登場する。山王は絵図にも描かれるが、その位置が現地と整合しない部分や森林等であり明瞭に線引きができない部分がある。そのため、便宜的に現地形を反映して、大山寺旧境内の範囲を定めている。
- ② 伯耆国大山寺はその歴史上、明治期の神仏分離政策により、寺号廃絶となった。そのため、廃絶となる以前（明治8年以前）の神仏習合の大山寺を「伯耆国大山寺」、復興後（明治36年以後）の大山寺を「大山寺」と呼称する。
- ③ 現在の大山寺の本尊は「地藏菩薩」であるが、神仏習合の伯耆国大山寺の本尊は大智明権現（本地：地藏菩薩）であった。本尊が祀られていた本社は、現在「大神山神社奥宮」となっている。そのため、神仏分離以前の本社を「大智明権現社」、神仏分離以後は、「大神山神社奥宮」と呼称する。
- ④ 現在、「大山寺阿弥陀堂」と呼ばれている堂宇は、元々常行三昧と呼ばれる修行が行われ、近世後期の絵図において「常行堂」と記されている。また、明治期の絵図においては「阿弥陀堂」と記されている。そのため、その堂宇を表現する場合に、近世以前は「常行堂」、明治以後は文化財の指定名称である「大山寺阿弥陀堂」と呼称する。
- ⑤ かつての伯耆国大山寺では、中門院・南光院・西明院と総称される子院の一群が組織を構成していた。中門院では大日如来、南光院では釈迦如来、西明院では阿弥陀如来を祀り、総体として大智明権現を信仰の中心としていた。この中門院・南光院・西明院を総称して、「三院」又は「三院谷」と呼称する。
- ⑥ 大山寺旧境内を構成する最小単位の宗教施設を「僧坊」と呼ぶ。その理由は、建物跡地の多くが、発掘調査などが行われておらず、また調査によって仏像等の出土がなく、住居としての機能は確認できても、寺院としての機能が確認できないためである。
- ⑦ 近世期の三院谷を構成する僧坊のうち、絵図に描かれるなどして、寺院としての機能が明らかになっているものについては「子院」と呼称する。
- ⑧ 大山寺旧境内には縦横に多くの道が通っている。それらを総称して、「境内道」と呼ぶ。境内道には、主要堂社に向かって縦に延びる「参道」、参道同士を結び横の軸となる「幹道」、参道や幹道と僧坊を結ぶ、また僧坊同士を結ぶ「通路」の3つがある。また、境内道とは別に境内地外から続き、幹道に接続する道を「参詣道」と呼んでいる。

(2) 補足事項

前頁図3の地図はご覧の通り真北を上にして配置をしていない。これは大山寺旧境内が絵図等に描かれる場合、本社である大智明権現社（現：大神山神社奥宮）を最上位に位置付けて描かれるため、遺跡の特質上これにならっているものである。本計画はすべての地図を図3の向きで統一している。

また、方角で表現する場合に、地図の向きの関係から不便が生じる可能性があるため、本計画においては便宜的に地図内の上下左右によって方向を表している部分が多くある。

なお、例言にも記載の通り、本計画で定めるところの「保護を要する範囲」とは、史跡の本質的価値を有してはいるが、現在未指定地である範囲を示すものである。

第3節 委員会の設置

1 委員会の設置の経緯

本計画の策定にあたって、大山町教育委員会では平成30年度に、学識経験者、社寺所有者からなる「史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会」（以下、「策定委員会」とする。）を設置し、本計画を策定するために必要な事項の検討を行った。

なお、策定に際して、随時、文化庁文化財第二課、環境省中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所、鳥取県教育委員会事務局文化財課歴史遺産室（平成31年4月より鳥取県地域振興部文化財課歴史遺産室、令和元年7月より鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課）、鳥取県西部総合事務所生活環境局生活安全課からの指導・助言を得ている。

平成30年11月から計4回策定委員会を開催し、これらの検討結果を踏まえ、所定の手続きを経て、本計画を策定した。策定委員会の委員構成、審議経過については次の通りである。

史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会名簿

役職・区分	氏名	専門分野	所属等
会長	上原 真人	考古学	京都大学名誉教授
副会長	眞田 廣幸	考古学	倉吉文化財協会会長
委員	高田 健一	考古学	鳥取大学地域学部准教授（令和元年度より教授）
委員	中井 均	城郭研究	滋賀県立大学人間文化学部教授
委員	矢田貝 繁明	自然	鳥取県立大山自然歴史館館長
委員	國田 俊雄	歴史	米子市立山陰歴史館館長
委員	大館 宏雄	所有者	大山寺住職代理
委員	相見 正邦	所有者	大神山神社禰宜

任期：平成30年11月1日～令和2年3月31日

指導助言機関

- ・文化庁文化財第二課
- ・環境省中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所
- ・鳥取県教育委員会事務局文化財課歴史遺産室（平成30年度）
- ・鳥取県地域振興部文化財課歴史遺産室（平成31年4月～令和元年6月）
- ・鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課（令和元年7月～）
- ・鳥取県西部総合事務所生活環境局生活安全課

事務局

（平成30年度）

大山町教育委員会事務局社会教育課文化財室

役職	氏名
教育長	鷺見 寛幸
教育次長	佐藤 康隆
社会教育課課長	西尾 秀道
文化財室室長	角田 雅人
文化財室主幹	山口 剛
文化財室主幹	野口 里美
文化財室主任	松田 剛
文化財室主事	若山 俊介
文化財調査事務補助	畑 さおり

（令和元年度）

大山町観光課文化財室

役職	氏名
観光課課長	徳永 貴
課長補佐兼文化財室長	桑本 英治
文化財室主幹	山口 剛
文化財室主幹	橋井 貢司
文化財室主任	松田 剛
文化財室主事	若山 俊介
文化財調査事務補助	畑 さおり

支援業務コンサルタント：株式会社イビソク

史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づく史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(招集)

第3条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の審議会は、町長が招集する。

(会議)

第4条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、町において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 委員会の経過

委員会の経過・開催概要は以下の通りである（p. 9 表1）。

表1 史跡大山寺旧境内保存活用計画策定委員会の経過を示す表

日程		主な審議内容
第1回委員会	平成30年11月19日	・目次構成 ・本質的価値と構成要素 ・現状と課題
第2回委員会	平成31年2月7日	・本質的価値と構成要素 ・現状と課題
第3回委員会	令和元年7月16日	・大綱と基本方針 ・保存管理 ・活用 ・整備 ・運営体制
第4回委員会	令和元年11月26日	・計画のとりまとめ確認

第4節 関連計画と保存活用計画との関係

1 関連計画の概要

すでに大山寺旧境内の範囲内で計画された事業計画で、本計画と関わりのある計画は、以下の通りである（p.10・11 表2）。

表2 関連計画一覧表

番号	関連計画名	関連計画の概要	計画対象範囲について言及している内容
(1)	大山町未来づくり10年プラン 【第2次大山町総合計画】 (平成18年6月策定) (平成28年3月改定)	○地域の歴史資源である文化財の保護と活用についての計画	■町内の文化財を魅力的に情報発信する ■町内の文化財を正しく理解し、大切に保存し活用する
(2)	大山町教育振興基本計画 (平成27年3月策定)	○町内に存在する様々な文化財を総合的に把握して保存や活用の推進と文化遺産としてふるさと教育の推進や地域の振興に資する取組の計画	■指定文化財の保護 ■文化財の活用 ■郷土資料の保存と調査研究 ■文化財の発掘調査と記録保存
(3)	大山恵みの里づくり計画 (平成18年10月策定)	○大山寺参道・アルペンラインのるるぶ化の計画	■店舗の誘致 ■観光ガイドの育成 ■情報発信・ネットワーク化
(4)	大山寺地区リフレッシュプラン (平成2年3月策定)	○大山寺参道のデザイン大山寺集団施設地区の表参道のガイドラインの策定(大山隠岐国立公園大山寺集団施設地区デザイン検討会)	■参道の石貼 ■水路の石張 ■建物色彩変更等
(5)	大山寺街なみ環境整備基本計画 (平成7年3月策定)	○自然との調和と歴史的資源の保全を住民参加によって継承・維持管理することを目的に、大山寺地区の街なみ整備に関するガイドラインを策定	■参道整備 ■ポケットパーク整備 ■参道の街路灯整備 ■モニュメント整備 ■案内看板整備 ■水路石張 ■建物色彩変更等
(6)	大山アルペンライン地区街なみ環境整備方針 (平成19年7月策定)	○観光交流産業の「拠点」として、多様化するニーズに適合したまちづくりを目的に、大山アルペンライン地区の整備に関するガイドラインを策定	■川床道の歩道整備 ■ポケットパーク整備 ■電柱移転 ■建物色彩変更等
(7)	大山エコトラックにぎわいプロジェクト ーグランドデザインー (平成28年3月策定)	○大山参道に賑わいを取り戻す町づくり計画	■空き家・空き店舗対策 ■外観・設備面の整備 ■大山エコトラック事業(コース設定・標識整備・ガイドマップの作製・交通インフラとの連携)

(8)	大山町地域防災計画 (平成29年5月策定) (平成30年3月最新改定)	○大山町域の災害の予防・ 災害応急対策・災害復旧 に係る防災計画	■共通対策 ■震災対策 ■風水害対策 ■大規模事故対策
(9)	大山寺地区上質化推進基本計画 (令和2年2月策定)	○景観改善・外国人旅行者 の満足度向上を主として、 国立公園の利用拠点の滞 在環境等の上質化を図る ための取組方針を定めた 計画	■まちなみ等の景観改善、 多様なサービスの提供、 アクセス環境の整備等の 取り組みの方向性に沿っ た対策事業 ■デザインガイドの作成
(10)	地域再生計画 名峰「大山」とともに生きる・鳥取県 西部圏域の広域観光推進プロジェクト (平成28年8月30日策定) (平成29年5月30日最新改定)	○空き店舗を利用した山の 駅的な拠点施設の整備、 歴史文化を体感する環境 整備及び体験プログラム 開発、ガイド育成など地 域魅力づくり、仕事づく りを行い、広域観光の推 進による地域経済の活性 化を目指す計画	■ガイド育成 ■案内表示の多言語化 ■歴史文化を体感する環境 整備及びプログラム開発 ■空き店舗の活用 ■山の駅整備 ■Wi-Fi環境整備
(11)	鳥取県自然環境整備計画 (平成27年12月策定) (平成29年12月最新改定)	○中国自然歩道線道路(歩 道)事業 寂静山コース 阿弥陀堂コース ○大山登山道線道路(歩道) 事業	■標識・四阿・ベンチ等の 改修及び修繕、休憩舎整 備、草刈等 多言語化・園路整備 ■石段や木製階段の修繕等

2 保存活用計画との関連性

史跡大山寺旧境内及びその周辺の関連計画のうち、連携や調整等を図る必要性がある計画について、本計画との関連性を以下に記す。

【大山町策定の計画】

(1) 大山町未来づくり10年プラン【大山町総合計画】

第2次大山町総合計画では、「まちの魅力を語り、活かす人を増やす」ための取り組みの中で、「地域の歴史資源である文化財の保護と活用」を図ることを施策として位置付けている。

本計画とは、史跡の保存活用において連動するものである。

(2) 大山町教育振興基本計画

大山町教育委員会が、平成27年3月に「大山の恵みを受けて生き生き輝く人づくり」を教育理念として策定したもので、「町内に存在する様々な文化財を総合的に把握して保存や活用の推進と文化遺産としてふるさと教育の推進や地域の振興に資する取り組み」を図ることを施策として位置付けている。本計画を踏まえて、今後、史跡の教育への利用や活用を行う必要がある。

(3) 大山恵みの里づくり計画

計画では、豊かな自然環境、恵まれた生産環境、培われてきた歴史や暮らしの文化等を「大山の恵み」として捉えており、見る・食べる・泊まる・遊ぶ・学ぶをテーマとした「大山寺参道・アルペンラインのるるぶ化」を目標としている。「空き地」や「空き店舗」を活用し外部からの店舗の誘致を行うことや歩きたくなる参道づくりとして店舗の改修、情報発信や観光ガイドの育成が主要な計画としてあり、遺構の保護や活用における調整や情報発信などの連携に関連を持つものである。

(4) 大山寺地区リフレッシュプラン

大山博労座から大山寺山門に至るまでの大山寺参道沿い（旅館街）について歴史的な街なみのデザインのガイドラインをまとめ、平成2年3月に策定された計画である。参道と参道に面する施設等の景観について提言したもので、大山街なみ環境整備基本計画に反映されて、石貼りの参道や水路の整備等が行われた。今後はデザインのガイドラインに基づく大山寺地区の整備において、建物等の色彩変更等を含め歴史的風致と関連性を持つものである。

(5) 大山寺街なみ環境整備基本計画

大山町が、平成7年3月に「自然との調和と歴史的資源の保全を住民参加によって継承・維持管理すること」を目的に、大山寺地区の歴史的風致に係る街なみ整備に関するガイドラインを策定した。この計画に基づく施策として、参道整備、ポケットパーク整備、参道の街路灯整備、モニュメント整備、案内看板整備、建物の色彩変更等が実施された。今後は参道や水路、案内看板等の維持管理や観光客等の誘導に係る活用について関連性を持つものである。

(6) 大山アルペンライン街なみ環境整備方針

観光交流産業の「拠点」として、多様化するニーズに適合したまちづくりを目的に、大山アルペンライン地区の整備に関するガイドラインを策定した歴史的風致に係る計画で、施策として、川床道の遊歩道整備、ポケットパーク整備、電柱移転、建物の色彩変更等が行われた。今後は、遊歩道の維持管理等や観光客の誘導に係る活用について関連性を持つものである。

(7) 大山エコトラックにぎわいプロジェクト ―グランドデザイナー―

伯耆国「大山開山1300年祭」を前に、「大山の恵み」を地域住民と来訪者で享受する大山エコトラック事業（コース設定・標識整備・ガイドマップの作製・交通インフラとの連携）、空き家空き店舗対策、外観及び設備面の整備を推進し、大山参道圏域の活性化を目的として賑わいを取り戻すための町づくり計画である。遺構の保護や観光客の誘導及び情報発信などに関連性を持つものである。

(8) 大山町地域防災計画

大山町域の災害の予防・災害応急対策・災害復旧に係る防災計画で、「文化財の防災予防計画」を定めている。史跡大山寺旧境内での災害時の対応・対策について、連携及び調整を図る。

(9) 大山寺地区上質化推進基本計画

国立公園の利用拠点におけるインバウンド対応や個人旅行など需要の変化の対応、廃屋化した建物が自然の魅力を妨げている状況の改善を主に、大山寺地区への来訪者の満足度向上を図るため、地域関係者による協議会での検討を経て策定した計画である。今後行われる施策のうち、まちなみ等の景観改善や多言語解説看板的整備は、本計画においても関連性を持つものである。

【鳥取県等策定の計画】

(10) 地域再生計画

名峰「大山」とともに生きる・鳥取県西部圏域の広域観光推進プロジェクトとして、「広域観光の推進による地域経済の活性化を目指す計画」で、「歴史文化を体感する環境整備及び体験プログラム開発、ガイド育成など地域魅力づくり」と位置付けている。特に空き店舗の建替えを図る場合の調整やガイド育成など活用上の連携について関連性を持つものである。

(11) 鳥取県自然環境整備計画（国立公園整備事業）

鳥取県では、中国自然歩道線道路（歩道）や大山登山道線道路（歩道）の管理について、国立公園整備事業として位置付けられており、遊歩道を整備・管理することで、国立公園の自然の保護と登山客や自然散策等に係る観光客の利用との共存を図っている。特に歩道部分の維持管理や修繕（ベンチ、案内板、標識、東屋等）など史跡地内での連携や観光客の誘導に関して、保存上での調整や活用・整備面での連携について関連性を持つものである。

第2章 保存活用計画対象範囲の周辺環境

第1節 大山町の概要

1 位置・地理的環境

大山町は、鳥取県西部に位置し、町の南端には中国地方最高峰・大山（標高1,729m）がそびえている。北は日本海に面し、東は鳥取県中部の琴浦町、西は鳥取県西部の米子市、南側は同じく鳥取県西部の伯耆町及び江府町と接している。大山の北から北西麓にかけて扇状に広がる南北約21km、東西約16km、鳥取県の面積の5.4%を占める189.83km²の範囲が町域である。

本町内の中～高標高地の多くは森林地帯であり、大山中腹から放射状に河川が流れ日本海に注いでいる。これらの河川は大山山系を水源として、標高約1,000m前後からわずか10km程度で日本海へと流れ込む。流長が短く高低差があるために大雨の際に水害が発生することもある。

広域アクセスとしては山陰自動車道が東西に横断しており、大阪や広島といった主要大都市圏から約3時間圏内に位置している。最寄りの空港は米子鬼太郎空港であり、東京から約1時間半となっている。また、本町内にはJR山陰本線の各駅（大山口、名和、御来屋、下市、中山口）が位置しており、米子市や鳥取市と結ばれている。



図4 大山町の位置図

2 自然環境

(1) 地形・地質

大山町周辺の地形は、大山の火山活動に起因しており、本町域は、史跡大山寺旧境内のある大山北面から日本海へ向けて傾斜する火山性丘陵地となっている。

大山の火山活動は2時期に大別され、火山体は100万年以上前から始まり約40万年前に休止した古期大山と、約30万年前以降に始まり約1万7000年前に休止した新期大山によって構成される。古期大山の火山活動の間に、安山岩質の溶岩流による火山扇状地形が形成された。この頃に形成された溝口凝灰角礫岩が当町の東側一帯に広く分布している。新期大山は、火山活動の末期に大量の火山砕屑物を噴出して火口を埋め尽くし、粘性のある溶岩が盛り上がり溶岩円頂丘を形成し、現在の大山山麓の地形となった。新期大山の噴出物は、主に火山砕屑物であり、多くの火砕流が発生した。

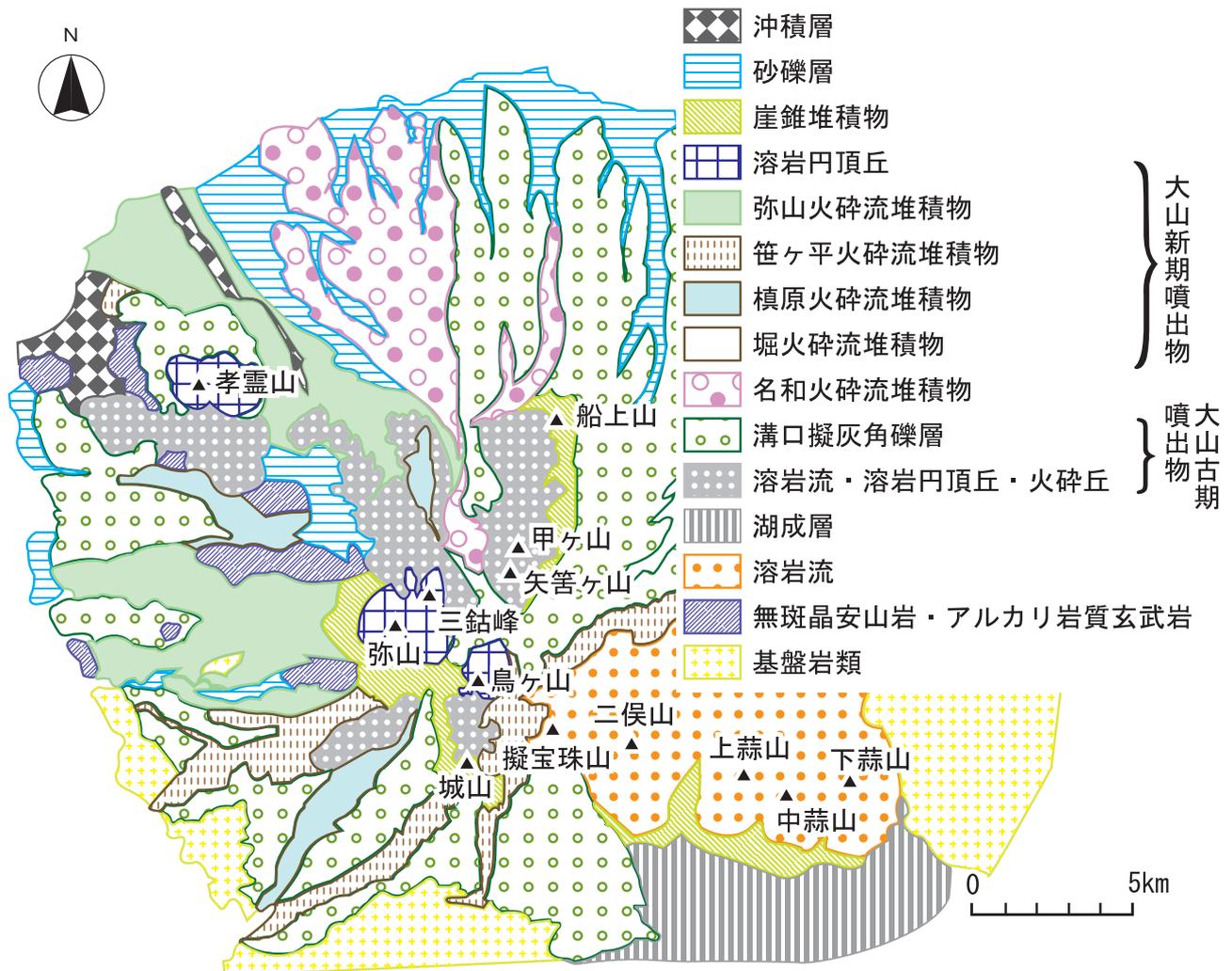


図5 大山町の地質図
 (『続大山町誌』 p.17 「図5 大山火山・蒜山火山群の地質図」を元に作成)

(2) 気候

大山町は気候区分としては、日本海型に属し、冬の日照時間が少なく、12月～2月の平均日照時間は100時間程度である。平地での年平均気温は15℃程度だが、南部の山間地域では11℃程度まで下がる。

(3) 生物

大山町は、日本海から大山山頂に至るまで様々な地形、環境が存在しており、変化に富んだ生物相を有する。海岸部では、高木はクロマツ、低木はヤブニッケイ、クロキ、シロダモ、マサキ、トベラなどが分布し、防風林をなしている。一方で南部の山間地域では広葉樹林から高山植物にいたる多様な植物相を有し、これに伴って生息する動物の種類も非常に多い。また、地形的特性から河川の水温が低く、良好な水質が保たれており、中流から河口付近まで国指定特別天然記念物のオオサンショウウオが生息している。かつてはニホンザルやノウサギ、ニホンジカなど様々な動物が人里近くにも姿を見せていたが、近年の開発に伴って生息域が減少し、大山周辺以外ではほとんど姿を見ることが出来なくなった。

3 歴史的環境

大山町の歴史について、旧石器時代から近現代に至るまでの概略を以下に示す。

※ () の1桁または2桁の数字は、p.19 図7と対応する。

後期旧石器時代 大山山麓には約3万年前の後期旧石器時代前半の遺跡が分布している。また、後期旧石器時代後半の名和小谷遺跡(51)では国府型ナイフ形石器が採取され、活発な狩猟活動などがあったことを示唆している。

縄文時代 後期旧石器時代終末期から縄文草創期の遺跡では、新田原遺跡(10)、下大山第6遺跡(43)、殿河内林ノ峯遺跡(84)で有舌尖頭器や、羽田井石立遺跡(85)、羽田井退休寺原遺跡(77)で槍先形尖頭器が採取された。早期では、扇状地低地や丘陵裾部(大道原遺跡(11)、塚田遺跡(13)、蔵岡第1遺跡(24)、茶畑山道遺跡(35)、文珠領屋敷遺跡(32)、赤坂後口山遺跡(70)、退休寺飛渡り遺跡(74))で押型文土器が出土し、遺跡数も増加することから、人々の活発な活動があったことが窺える。前期では、下市築地ノ峯東通第2遺跡(62)や名和飛田遺跡(87)で、石器製作跡が確認されている。中期では、赤坂小丸山遺跡(89)で建物跡や集石土坑が確認されている。後期以降では、殿河内上ノ段大ブケ遺跡(90)、石囲い炉を伴う竪穴住居跡が複数検出され、この様式が定着していったと考えられる。また、後期以降の遺跡数の確認件数は年々増加していく傾向にある。晩期では、殿河内上ノ段大ブケ遺跡で埋甕、御崎第2遺跡(67)、田中川上遺跡(68)で突帯文土器が出土するなど、多くの遺跡が確認されている。

弥生時代 前期は、微高地や比高差の少ない台地や丘陵上など水利の良好な場所に遺跡が立地するが、確認されている遺跡数は少ない。中期以降、茶畑山道遺跡(35)をはじめ、茶畑第1遺跡(38)など、古墳時代前期頃まで存続するような大規模な拠点集落が出現し始める。細工塚遺跡(63)、退休寺遺跡(73)、退休寺飛渡り遺跡(74)、退休寺第1遺跡(75)、梅田萱峯遺跡(72)、八重第1～4遺跡(81)と引き継がれていくように、後期には、中期から継続する遺跡のほか、新たに営まれる遺跡も多く、遺跡数は大幅に増加する。代表的なものとしては、阿弥陀川流域の茶畑遺跡群、孝霊山北麓周辺の妻木晩田遺跡(史跡)(1)がある。妻木晩田遺跡では、後期を中心に丘陵上で900棟を超える建物跡が確認され、中期から終末期にかけて首長層を被葬者とする四隅突出型墳丘墓などの墳丘墓が築かれた。



写真1 妻木晩田遺跡
(写真提供 県立むきばんだ史跡公園)

古墳時代 古墳時代の遺跡の大部分は古墳であり、町内では現在 850 基余りの古墳及び横穴墓が知られている。それらのほとんどが群集墳であると考えられ、弥生時代の集落と立地がほとんど変わらないことが確認されている。古墳時代初頭は、在地の弥生墳丘墓の系譜を強く引く、徳楽方墳(15)や松尾頭2号墳(4)、茶畑14～16号墳(25)などが築かれている。中期の後半には、淀江平野の向山古墳群(米子市)など孝霊山周辺に集中して分布しているが、名和川下流域の平野部に単独で築造された、ハンボ塚古墳(48・消滅)もある。後期には、主に直径20m前後の円墳が築造されるようになり、古墳群が形成されていった。町内の多くの古墳が後期に築造されたもので、宮内古墳群(19)、長田古墳群(14)、平古墳群(16)など、30基を超える古墳群が孝霊山周辺に多く所在している。後期前半では、釈迦堂古墳(45)などで箱式石棺を埋葬主体とし、鳥取県中部圏域との交流が窺えるものもある。その後、横穴式石室を埋葬主体とする古墳が築造されるようになる。高田26号墳(41)、岩屋平ル古墳(82)、宮内1号墳(20)、平24号墳(17)、茶畑12号墳(40)、豊成28号墳(59)、三谷16号墳(79)、東積11号墳(80)など、出雲東部の影響を受けた切石積横穴式石室が多く造られた。現在のところ、当地域ではこれらに続く終末期の古墳は見られないことから、7世紀代には古墳築造は終焉を迎えたと見られる。



写真2 宮内1号墳

古代 白鳳時代に入ると仏教文化が盛行し、伯耆国内では上淀廃寺(米子市)や大寺廃寺(伯耆町)など多くの古代寺院が建立された。そのうち大山町域には高田原廃寺が知られている(高田原廃寺跡(42))。

奈良時代から平安時代中期は律令制が布かれ、各国には国府、郡、その下に郷が置かれた。伯耆国では、倉吉に国府(伯耆国庁跡)が置かれ、河村郡、久米郡、八橋郡、汗入郡、会見郡、日野郡に分けられていた。『和名類聚抄』によると、大山町一帯は伯耆国の汗入郡に含まれ、郡内には、東から東積郷、汗入郷、名和郷、尺度郷、高住郷、新井郷が置かれた。東積と名和は現在も字名として残っている。汗入郡衙の候補地の一つとして、名和川東岸丘陵上の名和神社周辺に展開する長者原遺跡(47)が比定されている。また、伯耆と出雲の国府をつなぎ、東西に走った古代山陰道の駅馬のひとつとして、『延喜式』に和奈駅(奈和の誤記とされる)が記載されている。奈和駅跡には、長者原遺跡西側の小字「馬郡」に広がる馬郡遺跡(46)が比定されている。馬郡遺跡の東周縁に延び、古代山陰道推定線とされる道路痕跡のルート上の名和下菖蒲谷遺跡(52)・西坪三軒屋遺跡(53)で、大型道路遺構が確認され、これらは古代山陰道である可能性が非常に高いと考えられる。



写真3 長者原遺跡

また、奈良時代から平安時代では、「郷」に関する施設または役人などの居住地と想定される遺跡として、田中川上遺跡(68)・樋口西野末遺跡(92)がある。平安時代中期以降では、掘立柱建物群が検出された細工塚遺跡(63)、平安時代後期では、和鏡8面が出土した壹宮経塚(6)が知られている。『延喜式』によると、古代伯耆国は鉄の貢納国とあり、鉄生産が盛んであったと推定されている。近年、下市築地ノ峯東通第2遺跡(62)で、9世紀後半から10世紀にかけての製鉄炉と須恵器窯がセットで確認されるなど、鉄生産の実態を解明する手掛かりとなる発見が相次いでいる。

中世 平安時代後期以降に流行した末法思想によって、伯耆国内でも経塚が作られるようになった。また山岳密教が全国的に盛んとなり、12世紀後半頃には、伯耆国大山寺は修験の地として、隆盛を極めたと伝えられ、『梁塵秘抄』など中央の記録にも残る。

14世紀には、当地域に拠点を置く名和長年が、元弘3年(1333)に隠岐島を脱した後醍醐天皇を奉じて船上山(琴浦町)に上って挙兵、守護代の糟屋氏(かすや)を中山城(岩井垣城跡(71)に比定)にて破るなど、建武政権の設立に大きく寄与した。

名和氏は後に伯耆守に任じられて要職に就き、一時的であったが伯耆国は名和氏が治めることになった。建武の新政が終わり、足利尊氏に敗れた名和氏は九州の八代に転じた。

室町幕府から伯耆国の守護職に任じられた山名氏の家中の伯耆衆の一人で、国人領主層で岩井垣城主であった筧津豊後守敦忠の外護を得て、延文2年(1357)に金龍山退休寺(76)が開かれた。金龍山退休寺は、因伯地方で最古の曹洞宗寺院と伝えられる。その山内には、15世紀頃までに5つの塔頭が成立し、塔頭寺院の布教活動によって、伯耆地方中央を中心に末寺を増やし、当地域における曹洞宗の大寺院へと発展した。

応仁の乱を契機に、戦国時代へ突入し、山陰でもこの時期に、城館の多くが築城・整備されていったと考えられる。永正年間から大永年間にかけて尼子氏が山名氏の内紛に介入して伯耆に侵入し勢力を伸ばした。その後、永禄7年(1564)からは毛利氏が伯耆地方を支配し、毛利家臣の吉川氏によって伯耆国の運営が行われた。伯耆地方では、尼子氏と毛利氏の激しい戦いが繰り返された。逢坂の下市川西側の丘陵上には、天守山城が築かれ、尼子氏家臣の森脇氏、次いで吉川氏家臣の森脇氏が入ったとされる。これらの寺院跡や山城跡、武士の居館跡などが多く残されている。

また中世墓関係では、細工塚遺跡(63)で12～13世紀頃の土葬墓3基や岩井垣城跡内に方形墓の区画などが見られるほかは大型の五輪塔を始めとする石塔が散見される程度である。ただ、東伯耆に分布する地域性の強い赤碕塔と呼ばれる石塔が存在し、近年、大山町内で確認された下甲北出口の赤碕塔は、その分布域の最西端としての新資料である。



写真4 金龍山退休寺



写真5 下甲北出口の赤碕塔

近世 山陰における近世の幕開けは、本能寺の変後、羽柴秀吉と毛利輝元との間に天正10年(1582)に和議が結ばれ、伯耆国の東三郡(河村郡、久米郡、八橋郡)を南条元統が、西三郡(汗入郡、会見郡、日野郡)を吉川広家が治めた頃から始まる。

吉川氏が天正19年(1591)に米子城の築城を開始し、米子城下が伯耆国の中心となった。慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い後、吉川氏に代わり、中村一忠が18万石の伯耆一国を治めた。その後改易となり、加藤貞泰が配せられた。元和3年(1617)には、因幡と伯耆を併せて32万石の鳥取藩となり、池田光政が藩主となった。この際、池田家は要衝地に重臣を配し、藩主光政の叔父 池田撰津守利政が、八橋・汗入両郡1万石の領主として、逢坂の岡村(現大山町岡)に配された。寛永9年(1632)に藩主の国替えに伴って転出し、伯耆は家老荒尾氏の預かりとなり、その後この地に重臣が配されることはなかった。

交通では、因幡・伯耆往来が整備され、大山町内では、逢坂宿や御来屋宿が近世初めに設置された。御来屋宿では年貢米の積出港として御蔵が設置され、陸運及び海運の要衝として栄えた。

近現代 明治4年(1871)、廃藩置県により、鳥取県が設置された。

富国強兵策の一環で、明治35年(1902)、山陰初の鉄道が境港—御来屋間に開通した。翌年には御来屋—八橋間が開通した。特に御来屋駅舎(国登録有形文化財)は山陰本線現存最古の駅舎として、往時の姿を良好に留めている。

明治22年(1889)の町村制施行に伴い、当町域には大山・高麗・所子・庄内・御来屋・名和・光徳・逢坂・上中山・下中山の10か村が誕生した。昭和の大合併などを経て大山・名和・中山の3町に再編され、平成の大合併により現在の大山町となっている。



写真6 御来屋駅舎



図6 伯耆国の主要な遺跡位置図



1 妻木晩田遺跡	22 向原6号墳	43 下大山第6遺跡	61 岩屋堂古墳	79 三谷16号墳
2 仙谷1号墓	23 向原古墳群	44 荒田南川遺跡	62 下市築地ノ峯東通第2遺跡	80 束積11号墳
3 洞ノ原墳丘墓群	24 蔵岡第1遺跡	45 釈迦堂古墳	63 細工塚遺跡	81 八重第1~4遺跡
4 松尾城跡	25 茶畑14~16号墳	46 馬郡遺跡	64 天守山城跡	82 岩屋平ル古墳
5 松尾城跡	26 大塚第3遺跡	47 長者原遺跡	65 住吉第2遺跡	83 下甲北出口の赤碕塔
6 壹宮経塚	27 大塚岩田遺跡	48 ハンボ塚古墳 (消滅)	66 御崎古墳群	84 殿河内林ノ峯遺跡
7 末石城跡	28 大塚塚根遺跡	49 門前第2遺跡	67 御崎第2遺跡	85 羽田井右立遺跡
8 福尾城跡	29 富長城跡	50 門前鎮守山遺跡	68 田中川上遺跡	86 大山僧坊跡
9 上野第2遺跡	30 古御堂遺跡	51 名和小谷遺跡	69 赤坂五輪塔	87 名和飛田遺跡
10 新田原遺跡	31 山村1号墳	52 名和下菰浦谷遺跡	70 赤坂後口山遺跡	88 豊成叶林遺跡
11 大道原遺跡	32 文珠領屋敷遺跡	53 西坪三軒家遺跡	71 岩井垣城跡	89 赤坂小丸山遺跡
12 原畑遺跡	33 文珠領遺跡	54 龍光寺堀遺跡	72 梅田菅峯遺跡	90 殿河内上ノ段大ブケ遺跡
13 塚田遺跡	34 道垣遺跡	55 栃原窯跡	73 退休寺遺跡	91 石井垣上河原遺跡
14 長田古墳群	35 茶畑山道遺跡	56 田ノ免平北たたら跡	74 退休寺飛渡り遺跡	92 樋口西野末遺跡
15 徳楽方墳	36 押平弘法堂遺跡	57 豊成浜ノ坂遺跡	75 退休寺第1遺跡	93 殿河内ウルミ谷遺跡
16 平古墳群	37 茶畑六反田遺跡	58 長野城跡	76 金龍山退休寺	94 下甲退休寺第1遺跡
17 平24号墳	38 茶畑第1遺跡	59 豊成28古墳	77 羽田井退休寺原遺跡	
18 仁王堂遺跡	39 押平笹尾山遺跡	60 高塚古墳 (消滅)	78 三谷古墳群	
19 宮内古墳群	40 茶畑12号墳			
20 宮内1号墳	41 高田26号墳			
21 香原山城跡	42 高田原廃寺跡			

図7 大山町内主要遺跡分布図

4 社会的環境

(1) 人口

現大山町域の人口のピークは、昭和 25 年の 28,651 人である（旧大山町 9,604 人、旧中山町 8,055 人、旧名和町 10,992 人）。その後、現大山町域の人口は、減少し続けている。平成 16 年と平成 17 年は人口減が 100 人以下で、減少傾向が緩やかとなったが、平成 19 年から平成 23 年にかけては人口減が各年とも 250 ～ 300 人となっており、減少幅が大きくなっている。

3 町合併後の平成 17 年は 19,521 人で、令和 2 年 1 月 1 日現在では 16,180 人である。

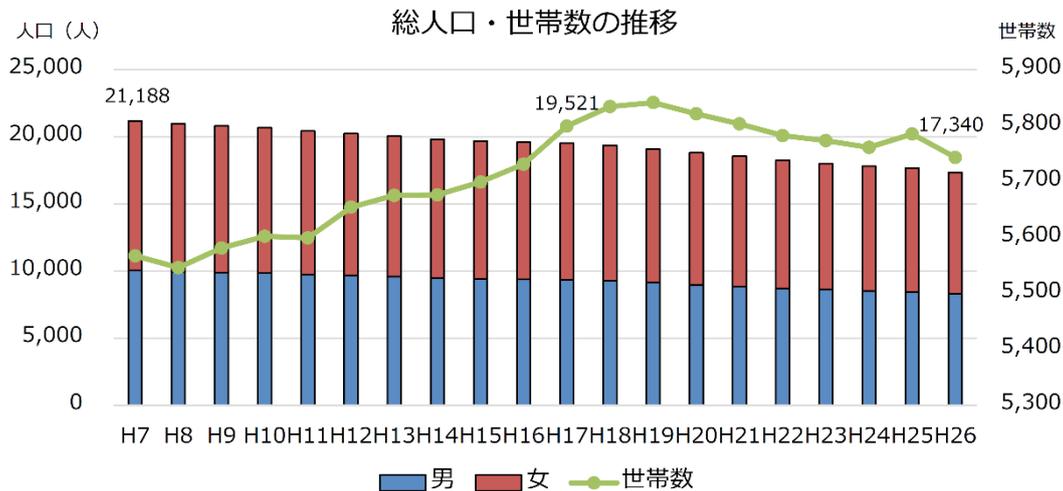


図 8 大山町の人口推移を示したグラフ

『大山町人口動向分析及び将来人口推計』（大山町地方創生本部 2015 年）p. 1 「総人口・世帯数の推移」より引用

(2) 土地利用

町域の約 30%が山林及び原野、約 24%が農地で、宅地は 3%余りである（表 3）。

表 3 土地利用の現況（平成 30 年現在）を表す表

地目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
面積 (km ²)	22.37	23.46	6.01	45.27	10.51	2.88	79.33	189.8
割合 (%)	11.8	12.3	3.2	23.8	5.6	1.5	41.8	100

河川の中～下流域に形成されている扇状地付近には、集落が形成され、その周辺は田畑や酪農などの農用地として利用され、本町の基幹産業である農業を支えている。

(3) 産業

各産業従事者の割合は、第 1 次産業 25.5%、第 2 次産業 19.1%、第 3 次産業 53.9%となっている（平成 27 年国勢調査結果より）。特に農業・畜産・漁業などの第 1 次産業が基幹産業となっている。農産品としては、水稻のほか、ブロッコリー・白ねぎ・スイカ・メロン・梨・りんご・日本茶・紅茶・芝・種苗類・葉タバコがあげられる。

近年では、こういった農産物を観光資源として活用する取り組みにも力を入れており、観光農園なども営まれている。

(4) 観光動態

大山町には毎年延べ100万人の観光客が訪れる。町内には、史跡妻木晩田遺跡や重要文化財門脇家住宅などの観光や文化の拠点が点在しているが、中心となるのは大山隠岐国立公園を含む大山周辺エリアである。大山は中国地方の最高峰であると共に日本百名山にも選定されており、毎年多くの登山者が入山している。また、同エリアは、登山地としての大山以外にも、大山寺本堂、大神山神社奥宮などの寺社仏閣や名所旧跡、スキー場などを擁する一大観光地である。

その他、町内には、夕陽の丘神田などのスポーツ施設、道の駅大山恵みの里などの商業施設が存在する。

【参考】

- ・大山町教育委員会 2011年『大山僧坊跡調査報告書 大山町文化財発掘調査報告書第12集』
- ・大山町教育委員会 2015年『町内遺跡発掘調査報告書Ⅶ 大山町文化財調査報告書第19集』
- ・大山町地方創生本部 2015年「大山町人口動向分析及び将来人口推計」
- ・大山町ホームページ「大山町のあらまし」
- ・大山町観光課ホームページ「大山はどこにあるの？交通アクセス」
- ・大山町観光課ホームページ「国立公園大山ってどんなところ？大山とは」
- ・大山町 2015年「町勢要覧」
- ・鳥取県ホームページ「市町村の面積・人口・産業構造」
- ・鳥取県西伯郡名和町／名和町誌編さん委員会 1978年『名和町誌』
- ・大山町／中山町誌編集委員会 2009年『新修 中山町誌 上巻』
- ・気象庁ホームページ「過去の気象データ検索」 塩津
- ・大山町誌編集委員会 1980年『大山町誌』
- ・大山町誌編集委員会 2010年『続大山町誌』

第2節 保存活用計画対象範囲の概要

1 位置・地理的環境（p.22 図9）

本計画対象範囲は、大山の北側斜面の山腹（標高760～930m）に位置している。ほぼ全域が「周知の埋蔵文化財包蔵地」である他、大山隠岐国立公園の主要なエリアの一つになっている。

本計画対象範囲へのアクセスは、車を利用する場合、米子道の米子IC出口、または溝口IC出口、山陰道の大山IC出口を経由して約15分、米子鬼太郎空港からは約50分、出雲縁結び空港からは約1時間である。周辺の駐車場は、博労座と南光河原、下山キャンプ場、豪円山に整備されており、4月から11月に無料で開放、スキーシーズンには有料で営業する駐車場がある。

飛行機の場合、東京からは米子鬼太郎空港、名古屋や福岡からは出雲縁結び空港へ到着後、米子駅までJRや路線バスで移動し、そこからJRと路線バスの乗換えが必要となる。

米子駅からのアクセスは、大山寺行きの路線バスまたはループバスを利用し約50分、レンタカー・タクシーの利用で約30分である。

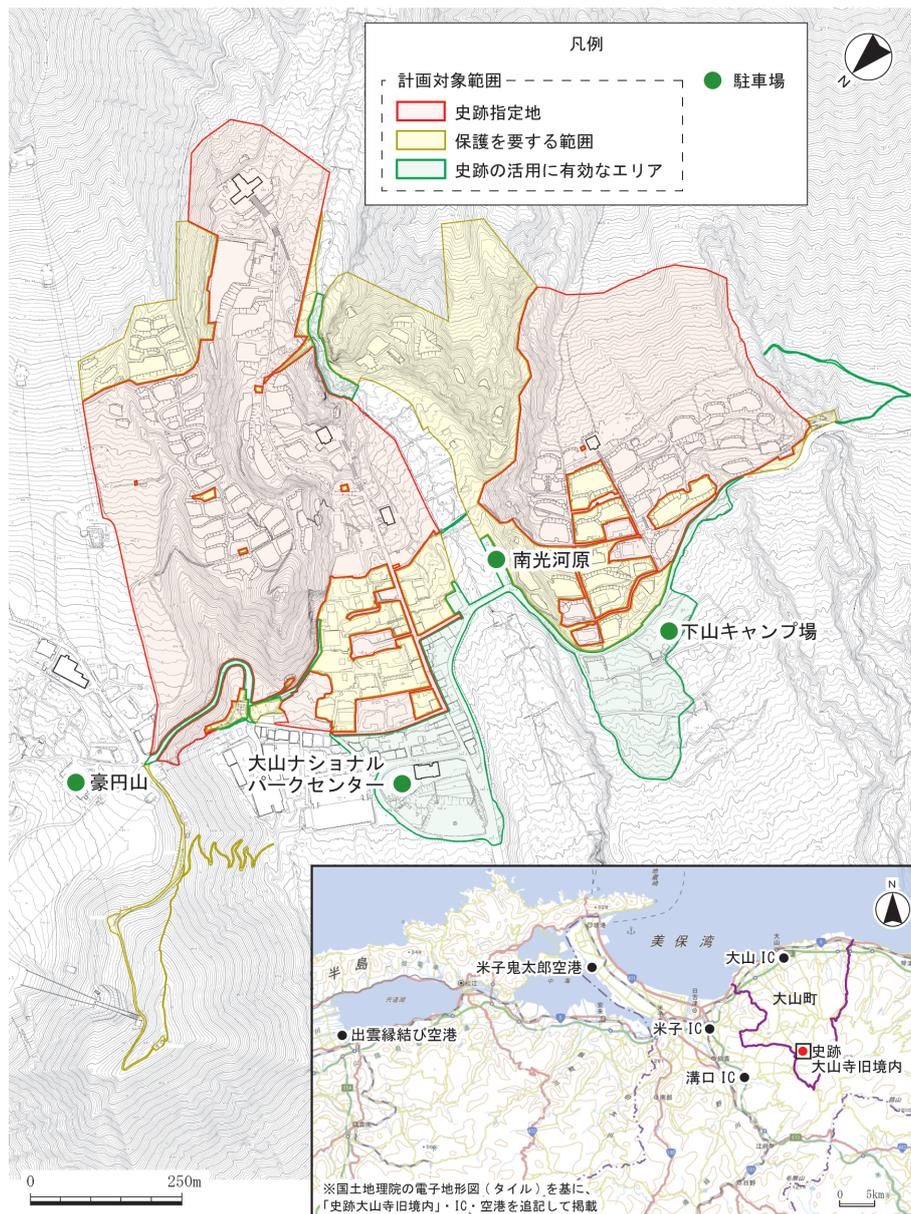


図9 史跡大山寺旧境内の位置図

2 自然環境

(1) 地形・地質

本計画対象範囲周辺の地形は、大山の火山活動に起因している。山容は古期大山の活動による成層火山とその上に新期大山の活動によって形成された鐘状火山によって構成されており、大山山頂部分の大円頂丘は傾斜30度、比高840mにも及ぶ。地質は、この大円頂丘の崩壊による火山性扇状地や火砕流などの営力と関わりが深く、崩落や土石流が非常に発生しやすい地質となっている。

中央には佐陀川が東西に流れ、計画対象範囲を分断している。

また、史跡指定地内はこれらの地形を掘削と盛土で造成した平坦地が並んでおり、積雪や降雨によって、地盤が弱くなり崩れやすい地形にあり、これらへの対策も必要である。

(2) 気候

本計画対象範囲周辺の年平均気温は11.4℃（平成16年）である。高地のために気温は米子平野に比べて3～5℃ほど低く、夏は冷涼で過ごしやすいが、冬は寒冷である。豪雪地帯であり、通常1～3mの積雪がある。例年、大山山頂には11月上旬から中旬頃には降雪があり、本計画対象範囲は12月から翌4月半ば頃まで積雪に覆われる。

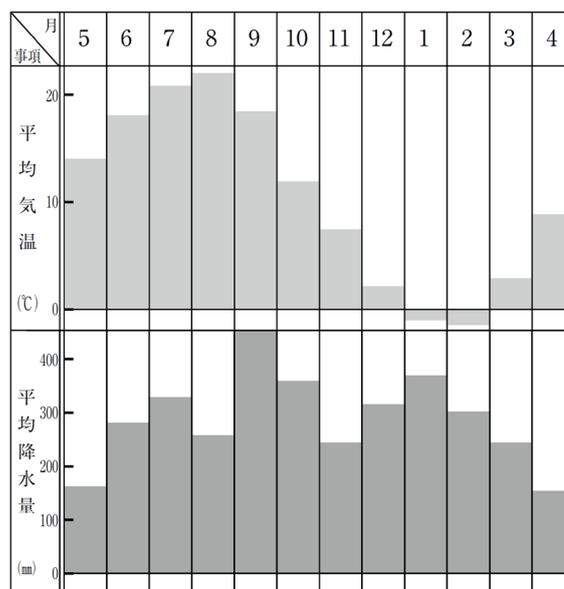


図10 計画対象範囲周辺の年間気温と降水量を示したグラフ
 (『続大山町誌』
 p.18「図7 大山寺の気象暦」より一部引用)

(3) 大山隠岐国立公園と植生及び動物相

計画対象範囲はその全域が大山隠岐国立公園に含まれている。同国立公園は大山から蒜山、毛無山、船上山を含む山岳地帯及び三徳山一帯、島根半島の海岸部分、三瓶山一帯、隠岐諸島の4つの地域から成り、鳥取県、島根県、岡山県の三県にまたがる35,353ha（陸域のみ）の面積を有し、昭和11年2月1日に大山国立公園に指定され、その後昭和38年、平成14年、平成26年の追加指定があり今に至る。

同国立公園における大山周辺の山岳地域は、雄麗な火山地形、豊かな森林、広大な草原などの多様な要素で構成されており、標高差が大きく場所によって個性豊かな景観と、それぞれの環境に適応した多様な動植物を見ることができる。

計画対象範囲周辺は、標高800m以下の山麓においてはクロマツやコナラの二次林、標高800～1300mの中腹では西日本最大級のブナの自然林をはじめとした落葉広葉樹林帯が広がり、カタクリなどの春植物をはじめとして、多様な植物が生育している。標高1300mより上部では、キャラボクをはじめとした風衝低木帯が広がっている。キャラボクの分布は大山が南西限であり、日本最大のキャラボク群落である「大山のダイセンキャラボク純林」は国指定特別天然記念物である。

大山の中腹に広がる落葉広葉樹林には、ギフチョウをはじめとして、多様な動物が生息する。また、1000種を超える昆虫のほか、日本に生息する野鳥の種類のおよそ3分の1が生息すると言われている。

他、絶滅危惧種に指定されている動物としては、哺乳類では国指定天然記念物のヤマネ、鳥類では国指定天然記念物のイヌワシが生息する。



写真7
 大山のダイセンキャラボク純林

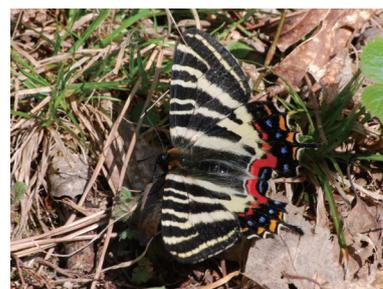


写真8 ギフチョウ

※一覧及び写真を巻末の参考資料に掲載している。

3 歴史的環境

(1) 概略

本計画対象範囲周辺の歴史についての概略を以下に示す。

大山は、古より神体山として信仰された山で、天平5年(733) 選進の『出雲国風土記』に「伯耆国なる火神岳」として登場する。北面の中腹を流れる佐陀川の周辺が信仰の拠点となって、早くから中門院・南光院・西明院の三院が成立したものと考えられる。『大山寺縁起』等によればその成立は中覚院(中門院)が最も早く、次いで南光院、遅れて西明院の順である。中門院は大日如来、南光院は釈迦如来、西明院は阿弥陀如来を本尊として、安置する堂宇を中心とし、その法統に連なる子院の一群が、各院あるいは各院谷と呼ばれた。三院の総体としては地藏菩薩を信仰の中心とし、地藏菩薩の垂迹である大智明権現を信仰の核とする山林寺院として発展した。三院は「伯耆の大山」などと総称され、承安2年(1172) 鑄造の鉄製厨子の銘板には前年の火災からの復興について一山三院により議定した旨があり、そのころには一山三院としての体制が確立されていたようである。遅くとも13世紀前半頃には「伯耆国大山寺」と呼ばれる組織であったことが知られる。

成立について、『大山寺縁起』は、出雲玉造の獵師・^{よりみち}依道が大山の中腹の洞穴まで金色の狼を追い、弓で射ようとしたところ地藏菩薩が出現して、狼が^{とらん}登攬尼に姿を変え、登攬尼は依道と共に地藏菩薩を祀り修行するよう説いたことから、依道はこれに^{とらん}発心して殺生をやめ、出家して金蓮上人となり、伯耆国大山寺を開いたと記している。寺伝では創建を養老2年(718)と伝える。

大山は、平安時代後期頃には修験道が盛んであり、「修験の場」や「四方の靈験所^{註1}」の一つとして知られた。大山の地藏信仰の名声は京まで届き、「僧兵三千人」をも擁する勢力としても知られた。天承元年(1131) 製作の丈六の木造阿弥陀如来及両脇侍像は当時の隆盛と、地藏信仰以外に阿弥陀信仰も盛んであったことを物語っている。

伯耆国大山寺は、山内には中門院座主、南光院別当、西明院院主などの学僧(高僧)と武具を携えた僧兵などがおり、最盛期には六万石の寺領を有したとも伝わる。国人領主層や戦国大名なども、堂宇や社殿の修理や造営、土地の寄進を行うなどして、その保護と懐柔に努めたとされる。大永4年(1524)には、尼子氏の伯耆国侵入の兵火の影響を受け、僧坊のほとんどを焼失したと言われている。また、享禄2年(1529)には常行堂が洪水により流失し(天文21年(1552)に再建)、天文23年(1554)の大火災により本社・本尊等を焼失し、荒廃が急速に進むこととなった。永禄10年(1567)には弥山の雪崩により、再建した本社を破損するということがあった(天正10年(1582)までには修造される)。

近世初期の検地で寺領のほとんどを失ったが、^{ごうえん}豪圓(1535～1611)の尽力で、慶長15年(1610)に幕府から寺領三千石が安堵された。これにより、^{さいらくいん}西楽院による一山管理が始まり、その後西楽院を本坊とする独自の寺領支配が行われた。寛文10年(1670)には、一山三院四十二坊体制に移行した。伯耆国大山寺最高位の大山座主(学頭)である西楽院主は、比叡山の天台座主が兼帯し、その支配は寛永20年(1645)に東叡山寛永寺、宝永7年(1710)には比叡山坂本滋賀院に移り、滋賀院から留守居(僧侶)と代官(士分)が派遣されるようになった。大山寺領政治では三院からそれぞれ選出された学頭代が宗務を補助し、寺領支配では代官の下で、手代、御勝手役、大庄屋、山奉行などの役人が大山侍と呼ばれた諸家から任用され、大庄屋が各村の庄屋を通じて領民を掌握していた。境内地では度々火災が発生しており、明暦元年(1655)、万治2年(1659)には火災に遭い、本坊並びに中門院谷及び南光院谷の堂宇や僧坊等が焼失している。

人々の往来の活発化と民間信仰の普及によって、地藏信仰や牛馬信仰など、大山の信仰はさらに広まり、伯耆国大山寺は参詣者で賑わうようになった。享保11年(1726)以降に境内下の博労座で開かれるようになった大山牛馬市が、江戸時代後期には日本三大と称されるまでに成長し、伯耆国大山寺及び周辺地域の経済を潤していった。大山信仰は、山陰、山陽、四国北部まで信仰圏域が広がり、

伯耆国大山寺は中国地方を代表する大寺院として賑わった。宝暦6年(1756)ごろの伯耆国大山寺は、寺領内の村数が汗入郡9か村、日野郡14か村、人口が大山寺一山61人、寺領内3,824人であったことが知られる。その一方で、江戸時代後期には寛政8年(1796)の火災、文政12年(1829)の暴風雨など災害の影響もあってか、無住の僧坊も多くあったことが当時の紀行文に記されている。

明治になると大山寺領は没収され、明治8年(1875)には神仏分離令によって、神仏習合の伯耆国大山寺は解体されることとなった。教部省の指令により大山寺号は廃絶され、本尊をはじめ、仏具などを取り除いて、かつての本社が国幣小社大神山神社の奥宮と定められた。新たに大己貴命が祭神として祀られた。旧本坊であった西楽院も廃絶となり建物は解体された。これ以後に、僧侶の多くは還俗して伯耆国大山寺を離れていった。明治36年(1903)に大山寺号の復活が認められると、山内に残っていた僧侶が、旧大日堂を新たな大山寺の本堂として、大山寺を再興する。しかし、この新たな大山寺の本堂(旧大日堂)は、昭和3年(1928)の火災によって、『大山寺縁起絵巻』をはじめとする旧国宝など貴重な文化財と共に焼失した。現在の大山寺本堂は、焼失後に戦中から再建が進められ、昭和26年(1951)に再建されたものである。また、子院の建物は次第に失われ、現存するのはわずか5か院となっている。

古来より続く、大山の信仰の法灯は、大神山神社奥宮と復興された大山寺に受け継がれている。

註1 平安時代末期の歌謡集『梁塵秘抄』に、「四方の靈験所は、伊豆の走井、信濃の戸隠、駿河の富士の川、伯耆の大山、丹後の成相とか、土佐の室生と讃岐の志度の道場とこそ聞け。」とある。

(2) 町内に所在する大山寺旧境内に関連する文化財(一覧はp.118 巻末資料B)

計画対象範囲内には、大神山神社奥宮や末社下山神社、大山寺阿弥陀堂などの重要文化財建造物をはじめとする史跡の本質的価値を構成する文化財や仏像等の史跡の価値を補強する文化財が存在する。歴史の道百選に選定されている川床道や横手道などの大山道の一部等も存在しており、また大山博労座で行われていた大山牛馬市が日本遺産のストーリーに認定されているなど、信仰に関わる文化財もある。

また、計画対象範囲外ではあるが、大山侍として知られた旧家の住宅である遠藤家住宅が残り、大山道などの参詣道沿いには大山並木松や一町松などをはじめとする近世の大山道の名残を伝える文化財がある。

4 社会的環境

(1) 観光動態

本計画対象範囲内には、毎年延べ30万人の来訪者が訪れている。イベントなどへの参加者を除くと、来訪者の多くは登山者や愛鳥家などの自然愛好家と寺社への参詣者で占められ、その他にはスキーやサイクリングといったアウトドアスポーツの愛好家なども含まれる。

① 登山者の状況

毎年延べ6万人(登山報告数より推計)の登山者が大山を訪れている。佐陀川の右側に位置する「夏山登山道入口」から大山寺阿弥陀堂付近を経由して標高1,709mの弥山山頂に至る夏山登山道が主要な登山ルートである。その他、大神山神社奥宮を経由して行者谷別れで夏山登山道に合流する行者谷登山道が設定されている。

多くの登山客が、登山や下山の途中で、計画対象範囲を通過するのみとなっており、稀に公開事業が重なった際に、史跡や重要文化財の存在に初めて気付くといった状態となっている。登山等のルートに史跡への理解を深めていただけるような工夫が必要である。

②自然愛好家の状況

大山は国内でも有数の鳥類の生息地である他、キャラボクや高山植物群落などの植物群やギフチョウなどの希少なチョウ類といった豊かな自然と触れ合える場所である。多くの自然愛好家がバードウォッチングやチョウ類の観察などを目的に計画対象範囲を含む大山一帯を訪れている。このような希望に応じて、ボランティアガイドによる対応は随時行われ、自然観察会も定期的で開催される。計画対象範囲内での活動が多く、今後これらの人々をいかに取り込むかが課題である。

③参詣者の状況

古くからの信仰の地であり、現代に至るまで様々な形態で信仰が継続されてきた大山では、現在も大山寺や大神山神社奥宮が営まれている。御朱印集め、寺社めぐりなどを目的とした寺社への参詣者は毎年延べ4万人以上にのぼる。

近年は減少しているが、観光バスなど団体での参詣者も多い。その場合は時間の制約があり、対象範囲内を周遊することが難しいため、ガイダンス施設の整備、看板等による解説など対応策を考えていく必要がある。一方で家族等の個人旅行の参詣者も一定数はあり、これらについては少々時間的余裕がある場合が多いため、短時間で効果的に周遊できる見学コースの開発などの対策も必要である。

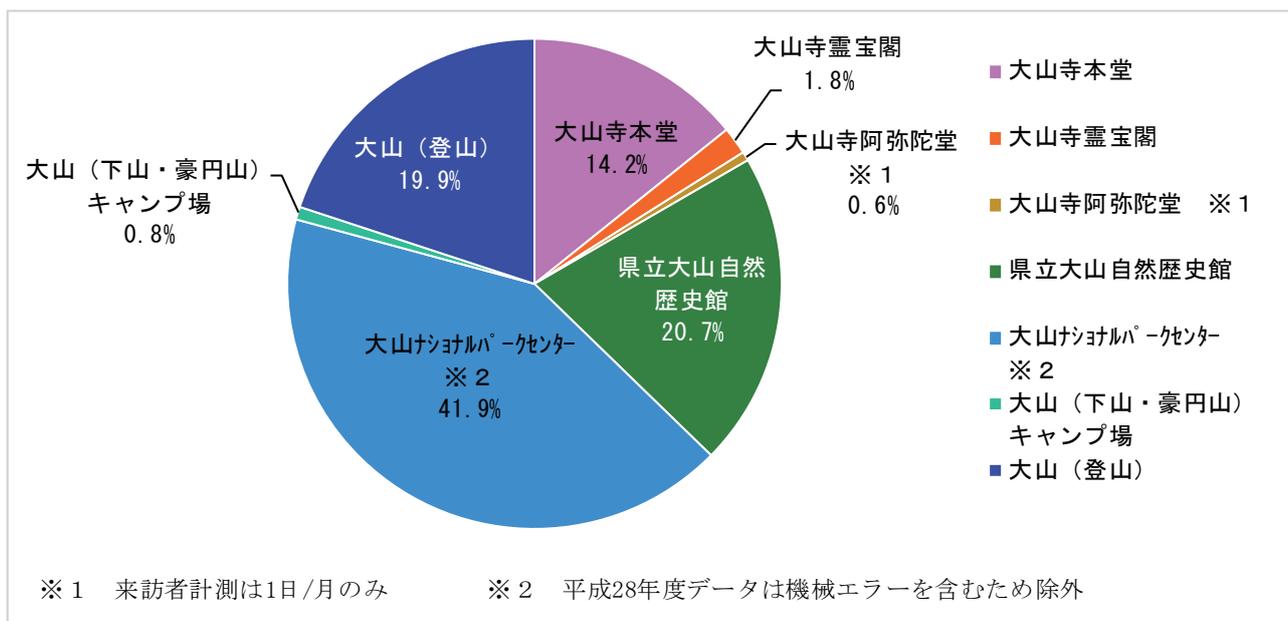
④アウトドアスポーツ愛好家の状況

本計画対象範囲周辺では、その地形特性を生かしたスキーやサイクリングといったアウトドアスポーツが盛んである。また、西日本で最も遅い時期まで営業しているスキー場を擁しており、毎年3月程度まで多くの春スキーヤーでにぎわっている。ウィンタースポーツでの来訪者については、積雪の影響があるため、紙媒体やSNS等の電子媒体での発信及び解説程度の対応のみになっているのが実情である。その他の時期には今後工夫をしていく必要がある。

⑤イベントなどの状況

近年は、平成30年を中心にその前後を伯耆国「大山開山1300年祭」として、社寺の例祭または神事などの催事がイベントとしての側面を持って行われ、また観光振興の側面から鳥取県・大山町を挙げての各イベントが集中的に催され、大山寺旧境内の歴史に触れる機会となっている。

p.26 図11は、計画対象範囲周辺における拠点別の来訪者数を示したグラフである。



大山周辺の主たる拠点における来訪者数からは大山ナショナルパークセンター及び県立大山自然歴史館が主たる来訪拠点となっていることが読み取れる。大山寺阿弥陀堂は4月から11月の間で月に一度のみの御開帳であるため来訪者数は自ずと少なくなるが、大山寺霊宝閣は4月から11月まで常時公開されているにも関わらず来訪者が少ない。歴史分野への関心をもって訪れる人々が少ないことが窺える。

p.27 図12は、p.26 図11の拠点別に、来訪者数の月別の推移を示したグラフである。

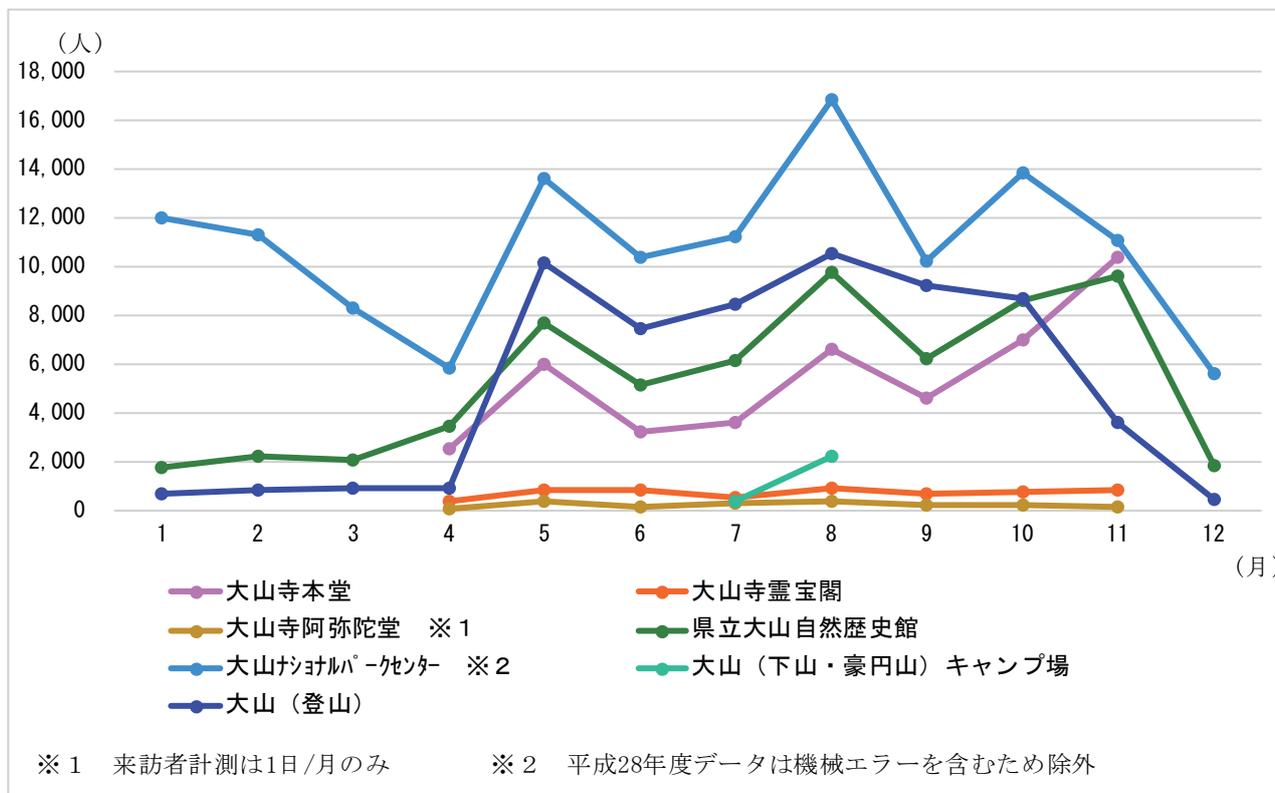


図12 来訪者月別推移 (平成25～28年度平均) を表すグラフ

各拠点の月別来訪者数をみると、全体として一般的に観光客が増加する5月、8月の長期休暇期間にピークが見られる他、紅葉の時期(10月～11月)にも来訪のピークが見られる。

各拠点における来訪者数の推移パターン比較から拠点同士の相関関係が推察できる。同様のパターンで推移している拠点は相関関係が高く、来訪者がそれらの拠点を同時に訪問している可能性が高い。最も強い相関関係がみられるのは県立大山自然歴史館及び大山寺本堂である。また、大山寺阿弥陀堂は春～夏季にかけては同様のパターンで推移し強い相関関係を見せるが、10月以降の紅葉シーズンには急速に来訪者数が減少する。紅葉目的の来訪者は大山寺本堂までで満足し、大山寺阿弥陀堂までは足を延ばさないと推測できる。特に紅葉目的で訪れるツアー客は、時間の制約により大山寺本堂までしか現実的に訪れることができない。

一方で大山ナショナルパークセンターは、夏季においては同様の推移パターンを示す一方で秋～冬季においても来訪者数がそこまで減少せず1月～2月にもピークが確認できる。図11でも最大の来訪者数を誇るが、その理由としては、近隣の来訪者による休憩や情報収集といった二次利用が考えられる。また、大山ナショナルパークセンターには、トイレや自動販売機、休憩スペースなどが整備されており、複合的な目的での来訪者がある。登山情報なども提供しているため、登山客も一定数訪れるという状況が考えられる。

計画対象範囲周辺における来訪者の動線は季節に応じたいくつかのグループに分断されており、計画対象範囲は、それぞれの来訪目的のための移動経路となっている。史跡大山寺旧境内はそういった多様な来訪目的の中に埋もれており、それ自体を目的とした来訪者は未だ少なく、その価値が十分には周知されていないことを示している。

(2) 史跡及び周辺の関連法令

史跡大山寺旧境内及び周辺を対象地とし、本計画と調整が必要な法令は下記の通りである（なお、規制を受ける行為等の一覧、その範囲等については p.127～134 巻末資料Fを参照）。

・自然公園法

計画対象範囲の全域が、「特別地域」、「特別保護地区」のいずれかに該当し、発掘調査などについては、現状変更等の行為として規制される（20条・21条）。

ただし、石垣の修理等に関しては許可不要行為として扱われる（※関係機関への情報提供は必要）。

・森林法

保護を要する範囲の一部が、「保安林指定区域」に該当し、樹木の伐採等の行為について届出が必要となる（34条）。

・鳥獣保護管理法

保存管理及び整備エリアの一部が、「特別保護地区」に該当し、復元等を行う際に規制を受ける可能性がある（29条）。

・土砂災害防止法

保存管理及び整備エリアの一部が、「土砂災害特別警戒区域」に該当し、建造物の復元等を行う際に、工法等について規制を受ける可能性がある（11条）。

・道路法

史跡指定地には町道が通っており、占有等について、許可が必要である（24条・32条）。

・文化財保護法

史跡指定地のほぼ全域及び保護を要する範囲の一部が「周知の埋蔵文化財包蔵地」となっており、特に地下の開発行為について規制を受ける（93条・94条）。

【参考】

- ・大山町教育委員会 2011年 『大山僧坊跡調査報告書 大山町文化財発掘調査報告書第12集』
- ・大山町観光課ホームページ 「国立公園大山ってどんなところ？大山とは」
- ・気象庁ホームページ 「過去の気象データ検索」 塩津
- ・大山町誌編集委員会 2010年 『続大山町誌』
- ・鳥取県ホームページ 「レッドデータブックとっとり改訂版」
- ・環境省ホームページ 「大山隠岐国立公園 公園の特徴」
- ・環境省ホームページ 「環境省レッドリスト2018」
- ・環境省ホームページ 「環境省レッドリストカテゴリーと判定基準(2018)」
- ・大山町教育委員会 2015年 『町内遺跡発掘調査報告書Ⅶ 大山町文化財発掘調査報告書第12集』
- ・大山町地方創生本部 2015年 「大山町人口動向分析及び将来人口推計」
- ・大山町ホームページ 「大山町のあらまし」
- ・大山町観光課ホームページ 「大山はどこにあるの？交通アクセス」
- ・大山町 2015年 「町勢要覧」
- ・鳥取県ホームページ 「市町村の面積・人口・産業構造」
- ・鳥取県西伯郡名和町／名和町誌編さん委員会 1978年 『名和町誌』
- ・大山町／中山町誌編集委員会 2009年 『新修 中山町誌 上巻』

第3章 史跡等の概要

第1節 指定に至る経緯

大山寺旧境内に広がる堂社跡及び僧坊跡群については、歴史的価値の再確認と地域資源としての活用における機運の高まりを受けて、大山町教育委員会が平成14年度から史跡指定に向けて調査に取り組むこととなった。平成15年度に調査委員会を設置して分布調査として現地踏査に着手し、3町合併後においても、平成20年度から平成22年度に文化庁の補助事業による総合調査を実施するなど、調査を継続してきた。

また、総合調査等に取り組む過程で、未指定の文化財等について価値が再評価され、木造不動明王坐像、大神山神社奥宮八角神輿、大山のもひとり神事、大山寺文書、鉄燭台などが県や町の指定文化財に新規指定され、大山寺旧境内全体の文化財的価値を底上げすることができた。堂社跡や僧坊跡などについては、現地踏査の成果を踏まえて分布状況を把握し、寂静山地区の僧坊跡J-14区の発掘調査（p.45表5）などによって室町時代の僧坊の実態などを明らかにしてきた。

こうした経緯と成果から、大山寺旧境内を国史跡とするのが適当と判断し、意見具申に至った（平成28年1月18日）。

史跡指定に際しては、所有者である院の廃絶による所有者不明地や所有者死亡による同意範囲の拡大、または私有地であり同意が得られていない部分、県有地・国有地である部分などを除いた範囲を史跡指定予定範囲（現：史跡指定地）とした。

表4 史跡指定に係る主な経過を示した表

年 代	経 過
昭和49年度（1974）～	『大山町誌』編さんに伴う僧坊跡等の歴史研究（昭和54年度（1979）まで）
昭和62年度（1987）	大神山神社奥宮の重要文化財指定に関し参道の測量調査
平成15年度（2003）～	大山寺旧境内保存に向けた基礎調査（現地踏査及び測量図化）
	大山寺所蔵の木造不動明王坐像の町指定保護文化財新規指定（7月14日）
平成18年度（2006）～	『続大山町誌』編さんに伴う僧坊跡等の歴史研究（平成22年度まで）
平成20年度（2008） ～22年度（2010）	大山僧坊跡総合調査（国庫補助事業）を実施 ・発掘調査 寂静山地区J-14区（約600㎡） ・民俗、古文書、美術工芸品、建造物の調査
平成23年度（2011）	「大山のもひとり神事」の県指定無形民俗文化財新規指定（2月24日）
平成24年度（2012）	史跡指定取り組みに関する地元住民を対象とした説明会の開催
平成26年度（2014）	大山寺旧境内の出土遺物及び所蔵金属製仏具等の調査
平成27年度（2015）	大山寺所蔵中世文書10点の県指定保護文化財新規指定（4月7日）
	大山寺所蔵の鉄燭台2基の県指定保護文化財新規指定（9月11日）
平成28年度（2016）	国史跡指定に係る意見具申（1月18日）
	大山寺旧境内国史跡指定の官報告示（10月3日）

第2節 指定の状況

1 指定告示等

大山寺旧境内は、平成28年（2016）10月3日に国史跡の指定を受けた。（平成28年10月3日付文部科学省告示第140号）

- ・指定年月日：平成28年10月3日
- ・所在地：鳥取県西伯郡大山町大山字中門院谷1番外85筆等
- ・基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部三による。
- ・説明：古代以来信仰を集め、中世に最大の規模をなした大山寺旧境内は、我が国を代表する山林寺院の1つであり、我が国の仏教信仰の在り方、特に神仏が習合した地蔵信仰の在り方を考える上で重要である。
- ・指定面積：435,008.62 m²

○平成28年文部科学省告示第百四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣 松野 博一

名所	所在地	地域
大山寺旧境内	鳥取県西伯郡大山町 大山字中門院谷	一番、一番一、一番二、二番、四番一、四番二、五番、六番、七番一、七番二、八番、九番、一〇番、一一番、一三番、一四番、一五番、一六番一、二三番、二七番、二八番、二八番二、三三番三、三四番、三五番二、一五七番、一五八番、一五九番、一六〇番、一六一番、一六二番、一六三番、一六四番、一六五番、一六六番、一六七番、一六八番、一六九番、一七〇番、一八二番
	同 字中山	八一番、八一番一、八一番二、八一番四、八一番五、一七一番、一七二番
	同 字大山	八六番一、一一五番一、一一五番四、一一六番二四、一七四番、一七五番
	同 字本谷	八七番一、一七三番
	同 字立ノ坂上	一三二番一のうち実測一〇一七一一・二七平方メートル、一三二番一〇、一三二番一三、一三二番一八、一三六番三、一三七番、一三八番、一三九番、一三九番二、一三九番三、一四三番、一七九番、一八〇番、一八一番
	同 字南光院谷	六五番、六六番、六九番、七一番、七二番
	同 字西明院谷	五一番、五二番一、五八番、六〇番一、六二番四
	同 字鞍布袋	七三番、七四番、七六番、七七番、七八番、七九番、八〇番

右の地域に介在する道路敷、鳥取県西伯郡大山町大山字大山四八番一と同字鞍布袋七八番に挟まれ同字南光院七一番と同字西明院谷四九番に挟まれるまでの道路敷、同字大山五四番一と同字鞍布袋七八番に挟まれ同字南光院谷六五番と同字西明院谷六〇番一に挟まれるまでの道路敷、同字大山五四番三と同字西明院谷五二番一に挟まれ同字鞍布袋七九番と同字鞍布袋八〇番に挟まれるまでの道路敷、同字大山五四番三と同字西明院谷五五番一に挟まれ同字大山五四番四と同字西明院谷六〇番一に挟まれるまでの道路敷、同字南光院谷六七番と同字南光院谷六八番と同字南光院谷七〇番一に挟まれる道路敷、同字南光院谷六九番と同字西明院谷五八番に挟まれ同字南光院谷七〇番一と同字西明院谷五七番に挟まれるまでの道路敷、同字西明院谷五〇番と同字西明院谷五一番に挟まれる道路敷、同字西明院谷五一番と同字西明院谷五二番三に挟まれる道路敷、同字西明院谷五九番と同字西明院谷六〇番一に挟まれ同字鞍布袋七八番と同字鞍布袋七九番に挟まれるまでの道路敷を含む。

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を鳥取県教育委員会及び大山町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

2 指定説明

大山寺は山号を角磐山といい、中国地方最高峰大山の北面中腹に位置する山林寺院である。大山は、『出雲国風土記』に火神岳・大神岳とみえ、『続日本後記』等に伯耆大山神と記された、古くからの信仰の山である。『撰集抄』は、8世紀後半の称徳天皇の頃、出雲国造俊方が地蔵菩薩を大智明権現として祀ったとし、『大山寺縁起』は、養老2年(718)、出雲玉造の獵師依道が地蔵菩薩に帰依し、金蓮上人となり開いたと伝える。また、縁起は応和3年(963)に大智明権現を宣下され、権現像を社殿に納めたと伝えている。平安時代後期の『新猿楽記』に修験の山、『今昔物語集』に地蔵菩薩の垂迹が大智明菩薩であると記されるなど、神仏習合と地蔵信仰の広がりを窺い知ることができる。一山の総本社として大智明権現を祀った社殿である大智明権現社があり、西明院は阿弥陀堂と文殊菩薩の垂迹・利寿権現りじゅこんげんを祀る社を、南光院は釈迦堂と薬師如来の垂迹・金剛童子を祀る社を、中門院は大日堂と観世音菩薩の垂迹・靈像権現れいざうこんげんを祀る社を、それぞれ中心堂社とした。承安2年(1172)の鉄製厨子銘から、遅くとも12世紀後半には三院が成立していたことが分かる。

三院は本来独立性が高く、抗争を繰り返しており、承安元年(1171)には本社殿が焼失するが、翌年、社殿再建と山内の再興が一山三院で議定される。13世紀前半頃には、延暦寺別院無動寺領として大山寺の名がみえ、天台寺院として比叡山と結びついていた。室町時代以降も幕府、守護、国人領主層などから保護を受け、戦国時代には尼子氏や毛利氏によって保護がなされた。

関ヶ原の戦い後、吉川氏に代わった中村一忠が、米子城に入り検地によって大山寺領の一部を没収した。しかし豪圓の尽力により、慶長 15 年(1610)西楽院宛で幕府から寺領三千石の安堵を得た。西楽院は、元は中門院谷に属したが、こうした経緯で一山の本坊となった。近世における大山寺は、南光院谷、西明院谷、中門院谷の三院谷で組織され、各院谷は 14 の子院から成り、それらを本坊である西楽院が支配する一山三院四十二坊の体制をとった。また、寺領丸山村に各子院の里坊が展開した。大山寺は、寛永 3 年(1626)から東叡山寛永寺の末寺となり、寺務は三院の学頭代があたり、宝永 7 年(1710)以降は、比叡山坂本院の支配となった。近世には、牛馬の守護神や祖霊信仰などと結びつき、広く民衆の信仰を集めた。

明治維新で寺領を失った大山寺は、明治 8 年(1875)に寺号廃絶の上、大智明権現社が大神山神社奥宮に定められ、旧本坊西楽院も取り壊された。明治 36 年(1903)になって寺号復活が認められ、山内に残った僧侶によって旧大日堂を本堂として新たな大山寺が興され、かつての大山寺の法灯が受け継がれることとなった。現在、江戸時代に遡る子院の建物として、洞明院、金剛院、普明院、理観院等の建物が残るとともに、そのほかの子院の跡地には石垣や土塁が遺存し、かつての繁栄を伝えている。

平成 15 年度から大山町教育委員会は旧境内地の総合調査に取り組んだ。その結果、170 か所ほどの平坦地を確認し、これまで不明であった中世期の遺構の広がりが見明らかになるとともに、近世になると範囲が縮小することが判明した。大山寺旧境内は本社を最上位に、次いで各尾根筋に三院の本堂・本社を配置し、その裾部に子院が配置される構造であった。参道と子院との配置に時代的変遷があることも推定され、室町時代の僧坊からは土師質土器のほか、国産陶磁器や輸入陶磁器が出土し、その文化的、経済的な様相の一端が見明らかになった。

このように、古代以来信仰を集め、中世に最大の規模をなした大山寺旧境内は、我が国を代表する山林寺院の 1 つであり、我が国の仏教信仰の在り方、特に神仏習合期の地藏信仰の在り方を考える上で重要であることから、旧境内地のうち条件の整った地域を指定し、保護を図ろうとするものである。

第 3 節 指定地の状況

1 指定地の土地所有・土地利用の状況

現在史跡に指定されている範囲は、435,008.62 m²である。そのうち大山町の所有地は 19,535.29 m²であり、社寺有地は 415,473.33 m²である。

社寺有地は、その約 70%を山林が占め、現在の境内地については約 25%である。残りは墓地等としての利用がされている。

大山町の所有地は、約 70%が道路としての利用であり、残りについては点在する形で、基本的には空き地となっており、イベントなどの際に休憩スペースなどとして利用されるなどしている。また、社寺有地は宗教活動のために利用されているが、なかには廃寺となり僧坊跡となっているだけの部分もある。

なお、農地等での利用がされている箇所は存在しない。

2 管理団体の指定

史跡大山寺旧境内は所有者が分かれており、管理責任の所在を明らかにするため、文化財保護法第 113 条第 1 項の規定による管理団体として、大山町(鳥取県西伯郡大山町御来屋 328)が指定されている(平成 28 年 12 月 8 日付文化庁告示第 64 号)。

3 追加指定と関連土地の所有関係

現在史跡に指定されていない土地においては、国有地・県有地を除き、院の廃絶による所有者不明地や所有者死亡後の名義変更の行われていない土地が存在する。そのほか民有地となっている部分も含め、このような土地であっても大山寺旧境内を構成する要素の一つとして認められることから、随時同意を得ていき、史跡に追加で指定していきたいと考えている。

4 指定地周辺の状況

計画対象範囲には国有地または民有地が含まれている。民有地では旅館などが営まれており商業活動が続いている。史跡指定による現状変更手続きなどが生じるため同意を得にくい場合もあるが、それぞれの建物は僧坊跡地に建てられているため、遺跡保護の観点からも組み込んでいきたい土地である。また、明治期の召し上げなどにより、現在は白地や国有林になっている土地もあり、調査研究により、そういった土地の文化財的価値を高め、史跡に追加していきたいと考えている。

5 公有化の状況

史跡指定後、公有化は行われていない。指定以前に譲渡という形で公有地になった箇所は存在し、町有地の約30%が該当している。なお、令和2年3月現在、公有化を行う予定はない。

第4節 史跡に関する調査成果

1 調査の経緯

平成14年度から大山寺旧境内の史跡指定に向けた本格的な取り組みの中で、平成15年度から平成20年度にかけて踏査及び測量調査、平成20年度から平成22年度にかけて大山寺旧境内の総合調査（民俗、美術工芸、建造物、古文書、墓地など）を行った。調査は、学識経験者、地元関係者、関係行政職員からなる大山僧坊跡調査委員会によって実施した。（詳細は『大山僧坊跡調査報告書』を参照。）

また、指定後にも試掘調査や災害復旧に伴う調査などを継続して行ってきた。

以下2～4に各調査の概要を述べる。

2 遺構等の分布状況

(1) 社殿・堂宇・僧坊等跡地（調査範囲等についてはp.35 図13を参照）

平成15年11月、文化庁より、大山寺旧境内について現地測量及び図化などを行って全体像を把握すること、などの指導を受け、平成15年度から平成20年度にかけて測量調査及び踏査を行った。

平成15年度に「阿弥陀堂地区」、平成16年度に「大山寺地区」、平成17年度に「石の大鳥居地区」の3地区に分けて、踏査を行った。なお、測量範囲を決めるため、僧坊跡全体の範囲の広がり把握することを最優先とした。また、石垣や礎石の残存状況、僧坊跡と想定される平坦地数の把握も目的とした。その後、500分の1と2000分の1の図面作成を行った。

これによって、大山寺旧境内の範囲は、左は中の原スキー場まで、右は横手橋まで、下は博労座付近、上は大神山神社奥宮付近までの約1km四方に広がり、面積は約55haを測ることが分かった。この範囲に僧坊跡やその関連と見られる平坦地や区画は、170箇所前後存在することを確認した。伯耆国大山寺は歴史的に中門院・南光院・西明院の三院で構成されるが、土地の流出などにより、明確に三院谷で区切ることができないため、便宜的に、佐陀川の右岸を西地区（W地区）、左岸を東地区（E地区）、寂靜山から宝珠ヶ山に向かう尾根を中心とする一帯を寂靜山地区（J地区）、豪円山一帯を豪円山地区（G地区）としている。更に、人為的に造成されたと考えられる平坦地を僧坊跡として、それぞれ番号を付している。また、絵図・文献などから各地区の僧坊の変遷も明らかとなった。

以下に各地区の成果概略を示す。

①寂静山地区

寂静山地区は、寂静山山頂から宝珠ヶ山に向かう尾根筋の間に立地しており、南北に緩斜面地が延びている。寂静山山頂より下側の斜面については、かなりの急傾斜であり、一部裾部に岩盤が露出している。尾根の鞍部に営まれた僧坊跡群のまとまる地区である。

この地区には、下端に寂静山山頂が位置し、金蓮上人が寂静されたと伝わる石塔が建つ。測量調査では、42箇所の僧坊跡や堂社跡等の平坦地を確認した。この地区は、どの絵図にも僧坊は描かれず、「寂静寺山」とのみ記される。

平坦地の配置状況については、地区の上側と下側で若干の差が見受けられる。上側は縦断する参道を挟んで、左右に並ぶように配置される。下側は尾根を横断する浅い堀切状の通路を軸に、上下に並行するように配置される。時期差や集団差であるかは現状不明である。配置状態については差が見られるが、平坦地形は自然地形の影響を受け、その規格は一定しないという点で共通する。平坦地の規模については西地区の右側とほぼ同規模である。

境内道は、屈曲しながら上下に延びる参道と、地区の下側で左右に延びる幹道がある。前者は、中ほどにある堂社に類するものと考えられる平坦地で途切れ、上下に分かれる。そのうち地区上側の参道(寂静山地区上参道)の上端には、『大山寺縁起絵巻』との比較から古霊蔵権現社跡である可能性が高い平坦地がある。地区下側の参道は左右に走る幹道に接続する(寂静山地区下参道と称す)。幹道は、右側は大神山神社奥宮現参道に接続し、左側は深い谷の対岸に切通しの道が延び、「僧兵の墓」と呼ばれる五輪塔や宝篋印塔を集めた墓地につながる。この墓地から左は不明だが、位置的に川床道に接続していたと考えられる。

この地区には他に境内道を概ね利用した道が2本ある。それらは中国自然歩道として整備された道で、大神山神社奥宮から中の原スキー場に抜けるものと、寂静山山頂を経由して大神山神社奥宮に接続するものがある。また、僧坊跡等を削平して、蛇行する形で敷設された治山のための管理道路が1本ある。

②東地区

東地区は、佐陀川左側の切り立った尾根筋に沿った斜面地に立地している。

この地区は、大神山神社奥宮から延びる参道沿いの僧坊群が概ね良好に残存している。ただし、大山寺本堂から延びる参道沿いと川床道沿いは、現在、旅館街になっており、改変が著しいため、測量図と絵図との照合が困難である。

僧坊跡や堂社跡等と考えられる平坦地を62箇所確認した。この中には、僧坊跡やその関連遺構と想定できる区画や、墓地も含まれている。測量図と各近世絵図を照合すると、良く合致しており、大神山神社奥宮は大智明権現社、大山寺本堂は大日堂、大山寺観音堂は霊像権現社に比定できる。

僧坊跡及び平坦地の配置状況については、主要となる参道等の境内道を軸に左右または上部に面して配され、その部分に入口を設ける。東地区全体で同様の様相が見られ、大きな差異はない。

境内道は、縦に走る3本、横に走る1本が存在する。縦に走る3本のうち、1本は大山寺本堂から下に延び、残り2本は大神山神社奥宮から延びる。

大山寺本堂から延びる境内道は、大日堂、霊像権現社への参道と理解できるため、階段になっている参道を大日堂参道と称す。また、大日堂参道に接続する道を便宜的に本通りと称す。楊谷絵図や里席絵図には、本通りの下端(大山自然歴史館の右側あたり)に鳥居が描かれている。これは、天明2年(1782)造立の銅造明神鳥居であり、昭和8年(1933)に博労座の坊領道・尾高道の参道から博労座入り口に移築され、さらに昭和37年に現在の場所(p.62 図22)に移設されたものである。鳥居は、結界を示し、坊領道や尾高道といった参詣道との結節点となっていた。

大神山神社奥宮から延びる境内道は右側と左側に分かれる。右側の道は、大神山神社奥宮神門から真直ぐに賽の河原に下り、金門を経て南光河原に至る道である。この道は子院と接続せず、信仰の対象地である金門や賽の河原を通過する。『大山寺略地図』においてこの道を通って大智明権現社へ向かっていく人が描かれ、少なくとも近世には参道であったことが窺える。また、『大山寺縁起』において「御金門を関鑰^{註2}とする」との記述があり、本来は金門を通過していたと考えられ、この道を「大智明権現社・大神山神社奥宮旧参道」と称す。左側の道は、大神山神社奥宮神門の下から左に延び、子院跡に沿うように湾曲し大日堂参道に接続する。現在は大神山神社奥宮の参道として利用され、「大神山神社奥宮現参道」と称す。大神山神社奥宮現参道は、江戸時代末の『大山寺略地図』では大智明権現社への参道としては描かれず、道の両側に子院跡等が連続しており、連絡道としての役割を担っていたと考えられる。また、大神山神社奥宮現参道から賽の河原に接続する境内道がある（切通し道と称す）。この道は賽の河原を通過し、大智明権現社に参拝するための安定した境内道を確保するために作られたと考えられる。

註2 関鑰（かんやく）とは関所や交通の要所を指す言葉

③西地区

西地区は、佐陀川と精進川に挟まれた緩斜面に立地している。緩斜面地を削平し、造成した平坦地が右側に広がっている。

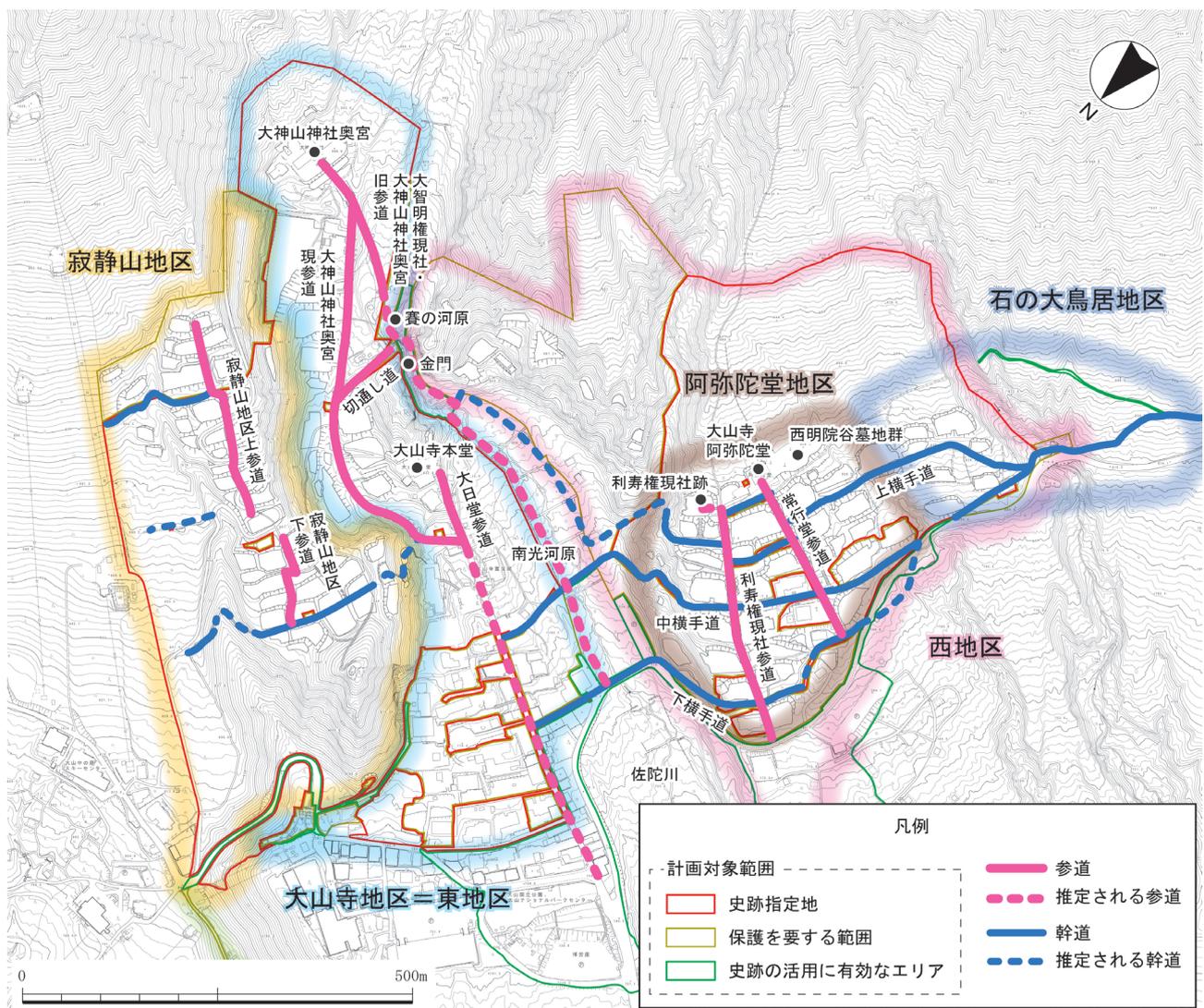


図 13 測量調査に関わる地区区分と参道等の位置図

この地区では、僧坊跡や関連施設の跡と考えられる平坦地を65箇所確認した。大山寺旧境内最大の墓地群（西明院谷墓地群と称す）がある。僧坊跡等の現地形と、楊谷絵図や雲城絵図（絵図についてはp.53・54に詳細を記載）に描かれている子院の位置がよく合致している。また西地区の右側には、これらの絵図には描かれていない平坦地が存在している。絵図に描かれている僧坊跡より形状は丸みを帯びており、1つ1つの規模も小さい。発掘調査は行っていないが、表採される遺物から中世に遡ると思われる。西地区では、中世から近世にかけて、数を減らしながらも各僧坊自体は規模が大きくなっていく、といった僧坊群の変遷の様相を窺い知ることができる。また、平坦地の配置状況については、形状と合わせて、差異が見られる。右側では、幹道に沿って僧坊が並ぶ。寂靜山地区の下側でも同様の様相を呈す。地区左側の絵図に描かれる子院跡については、縦に走る参道を中心に左右に配置され、石垣によって区画される。

境内道は、縦に走る2本、横に走る3本が存在する。縦に走る2本の参道は、先に取り上げた各絵図に描かれ、現地と合致する。1本は大山寺阿弥陀堂から下側に延びており、常行堂参道と称す。

もう1本はその左側に存在し、現在は夏山登山道として利用され大山頂上まで続くが、本来は利寿権現社への参道であったため、利寿権現社参道と称す。横に走る境内道は、上横手道、中横手道、下横手道の3本の幹道である。全て各絵図に描かれてはいるが、現地とも明瞭に一致するのが中横手道である。そのため、近世には中横手道が本道であり、他の2本は副次的な道と捉えることができる。

西地区では、利寿権現社参道と常行堂参道と中横手道とが交差し、それを中心にして、江戸時代の僧坊が広がっていたと考えられる。

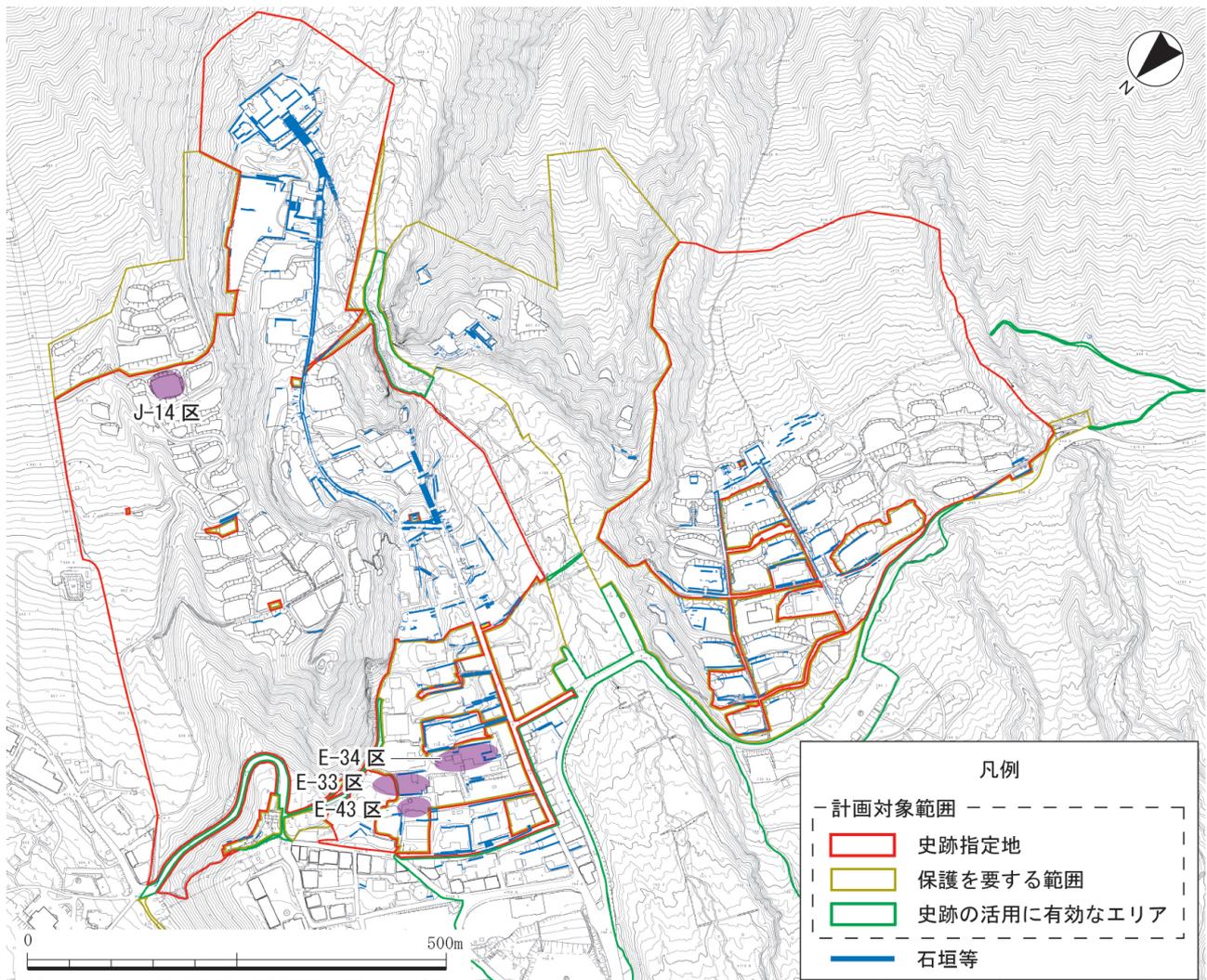


図14 石垣等測量位置図

(2) 石垣等 (調査箇所については p.36 図 14 を参照)

本項目では、これまでの踏査及び発掘調査における石垣等調査の概要について、各調査時期及び調査箇所ごとにまとめた。

平成 15～17 年度にかけて、僧坊跡近辺の尾根部、谷部、平坦部、斜面部等の踏査を実施した際には、東地区の現在の旅館街にも部分的に石垣や階段が残っており、西地区では石垣で囲まれた水飲み場が点在する古い道の存在を確認できた。

平成 20～22 年度に実施された J-14 区における発掘調査での石垣等遺構は、石垣遺構、石列遺構、石段遺構等が検出された。それらの概要は以下のとおりである。

- ・ 長方形のマウンドを造作し、簡易な建物の基礎であったと想定される石礫の集積
- ・ 盛土造成の際に、土質的に脆弱な砂礫の強度を確保するために積み上げ、埋められた石垣
- ・ 寂静山地区上参道と直交して接続する、僧坊の入口である石段
- ・ 法面の前後に 2 列並び、新旧関係がわかる石垣
- ・ 板塀の基礎構造になると考えられる石塁
- ・ 地下式建物跡から続く、傾斜をつけた石組み溝に、更に建物跡の廃絶後の塀跡基礎と想定される石列
- ・ 盛土造成斜面を雨水等の洗堀から守るための舗装工法の一つと考えられる石礫の斜面
- ・ 基盤層を掘削した法面の保護を目的としたものであったと考えられる埋没石垣
- ・ 法尻部分を保護し、上部から流下する土を止める土留めのような役割を果たしていたと考えられる石礫



写真9 J-14区 石塁



写真10 J-14区 石段

平成 22 年度の民間事業者による温泉施設開発に伴う E-34 区の試掘調査では、地山面の上に盛土を行い叩き締め、その上に基礎石を置いて割石を組む石垣や、2 基並列する内形が長方形の石組遺構、壇状の遺構に伴う石垣が確認された。

平成 25 年度の個人事業者による庭園造成及び排水溝設置に伴う E-33・43 区の試掘調査での石垣等遺構は、石塁、石垣類、石階段等が検出された。それらの概要は以下のとおりである。

- ・ 僧坊跡平坦地の区画を造る、盛土を伴う石塁
- ・ 各法面を作る高さ 2 m 以上の石垣
- ・ 隣地平坦地に降りる勝手口的なものと考えられる石段
- ・ 基底石端から境内側に 3 m 以上の幅で裏込め帯をもつ石垣
- ・ 石垣で挟まれた形状で作られ、大きさが揃えられた角柱状石材が用いられている石段
- ・ 建物の方形基壇として二段に築かれた石垣
- ・ 自然石を粗く組み上げて造られた石塁



写真11 E-33区 礎石



写真12 E-43区 石垣

令和元年度には、平成23年頃の土砂災害により崩落した、末社下山神社の東側の石垣を復旧する工事を実施した。工事に伴い石材調査等を並行して実施し、被熱痕の残る石材及び銘文の刻まれた石材を検出した。

被熱痕を残す石材については、未解体の築石石材の面、解体した築石の合端及び背面、解体箇所の裏込栗石等の一部で確認した。なお、末社下山神社周辺及び大神山神社奥宮の周辺の石垣については、平成30年度の石垣カルテ作成時に面に被熱痕を残す石材を確認している。



写真13 築石面の被熱痕
(末社下山神社東側)



写真14 築石面の被熱痕
(大神山神社奥宮真裏)



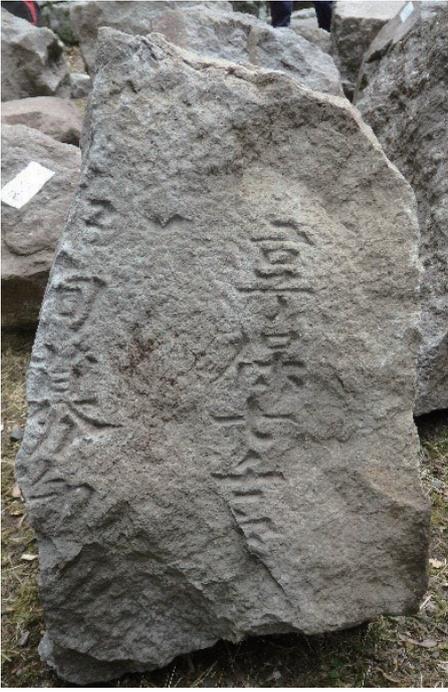
写真15 解体築石の被熱痕



写真16 裏込栗石の被熱痕

刻字石材については全部で6点検出され、「享保七年壬（寅） □□募□」、「九月 三庄屋」、「□ 中津尾茂右衛門 清水長次郎 松浦与三左衛門 □」、「□ 奉行」、「□兵衛 平六 □衛門」の文字を確認した。いずれも石垣の面に使用されていたとは考えにくく、積み直しの際には合端または上面に来るよう復元した。中津尾家（坊領）、松浦家（三机）については近世大山寺領における三大大庄屋であることが既に判明（『大山寺本院西楽院要用雑録』（安永9年（1780）））しており、「三庄屋」と対応するとみて間違いないだろう。ただし、『大山寺本院西楽院要用雑録』において歴代大庄屋を務めた人物に清水家の記載はなく、清水長次郎という人物についても文献記録は残っておらず、一切の詳細は不明である。「奉行」については大山寺領における山奉行を指していると考えられ、「□兵衛 平六 □衛門」の3名の名前の一部はこの「奉行」と対応していると想定される。ただし、山奉行を務めた人物については明らかになっておらず、詳細は不明である。「募」と読めることから何らかの寄付に対する記念碑のようなものの一部と考えられるが、その全貌を明らかにすることはできなかった。ただ、山奉行は文献上樹木の管理等（特に材木）に関連する職であるため、建物に関わる寄付である可能性が高い。銘の翌年の享保8年（1723）には末社下山神社の改修工事が行われており、その関係性も窺える。おそらくは石垣の築石として転用したものであり、未解体の石材の中にも残りが含まれていると考えられる。清水姓の人物の存在が明らかとなったことから伯耆国大山寺の近世寺領支配について、新たな発見のきっかけとなる可能性もあり、この石材の全貌を明らかにすることはその意味でも重要なことであることがわかった。

刻まれた銘より石垣そのものは少なくとも「享保七年」（1722）以降の石垣であることを確認した。享保7年以降において大神山神社奥宮及び末社下山神社周辺一帯で発生した火災は、文献から寛政8年（1796）の火災のみであることがわかっている。このことから、今回復旧した工事範囲の石垣については、享保7年から寛政8年までの間に築かれたものであり、かつ寛政8年から平成23年頃までの間に一度以上崩落または損傷し積み直されている、ということが想定される。



□
□
享保七壬(寅)
□
募



□
中津尾茂右衛門
清水長次郎
松浦与三左衛門



□
奉行



九
月

三
庄
屋



□ 平 □
衛 兵
門 六 衛

写真 17 検出した刻字石材

(3) 墓地区画

大山寺旧境内には、複数の墓地が存在し、その多くは近世以降の供養塔が大部分を占める供養塔墓地である。調査は、近世における伯耆国大山寺の僧侶集団の構造を解明する目的で実施し、供養塔の型式分類、配置図の作成と、供養塔に書かれた銘文から僧侶たちの名前、子院名、檀越等を読み取ることに主眼を置いた。型式は、墓石、板碑、無縫塔、地藏塔、五輪塔に分類し、200分の1の地図に供養塔の位置を落とし、配置図を作成した。

単体で散在している五輪塔を構成する石材は、調査対象から外し、五輪塔の構成から原位置やそれに近い所に建てられていると考えられるものを対象とした。

大山寺旧境内には、西明院谷墓地、寂静山墓地、寂静山東墓地、中門院谷墓地、源盛坂墓地、源盛坂西墓地があり、他にも少数であるが、壽福律院跡や本覚院跡等の僧坊内に墓地を有するものも存在する。調査を実施した墓地では、総数634基の供養塔類を確認した。そのうち、386基を確認した西明院谷墓地が最大である。南光院、西明院の墓地はこの西明院谷墓地にまとまっており、中門院の墓地はその他の箇所分散して所在している。墓碑には、三院四十二坊外の子院の名称もあった。また、僧侶の墓に混じって、檀那や寺を維持する、僧侶以外の人々の墓も多く確認した。

時期については、墓碑などを含む紀年銘のある石塔類は全て江戸時代以降のものであった。五輪塔を多く抱える墓地は中世後半頃に起源をもつ墓地であり、五輪塔自体は寛永年間（1624～1644年）頃まで使用されたと想定される。

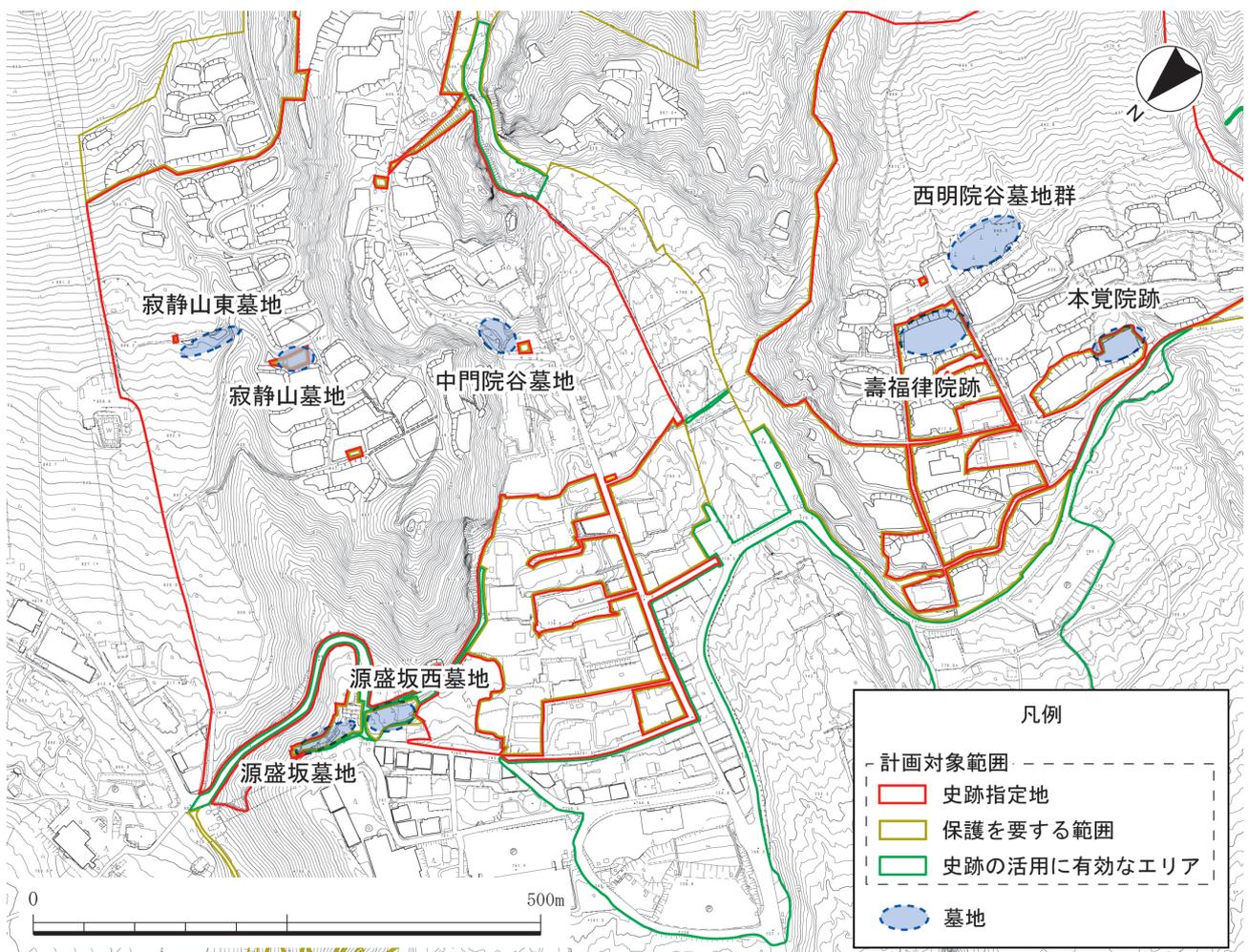


図15 墓地の位置図

(4) 残存する建造物

現存する建造物と消失した建造物に分け、創建の由来と概要を整理し、調査を行った。近世に三院四十二坊を擁した伯耆国大山寺の建造物のうち、現存し調査が可能であったのは、大山寺阿弥陀堂、大神山神社奥宮、末社下山神社、大神山神社奥宮神門、大山寺本堂、子院5か院（洞明院・金剛院・理観院・普明院・壽福院）のみである。

5か院の子院建物は、いずれも江戸時代の建築で、平屋で平入り、入母屋造りで茅葺屋根、土間を建物に向かって左か右に配し、部屋を二列六間ないし八間取りとするなど多くの共通点がある。その他、子院の基本形態として、仏間、書院、居間を配置する構造であることが分かった。また、屋根は現在金属板で覆われているが、茅葺が残っている。

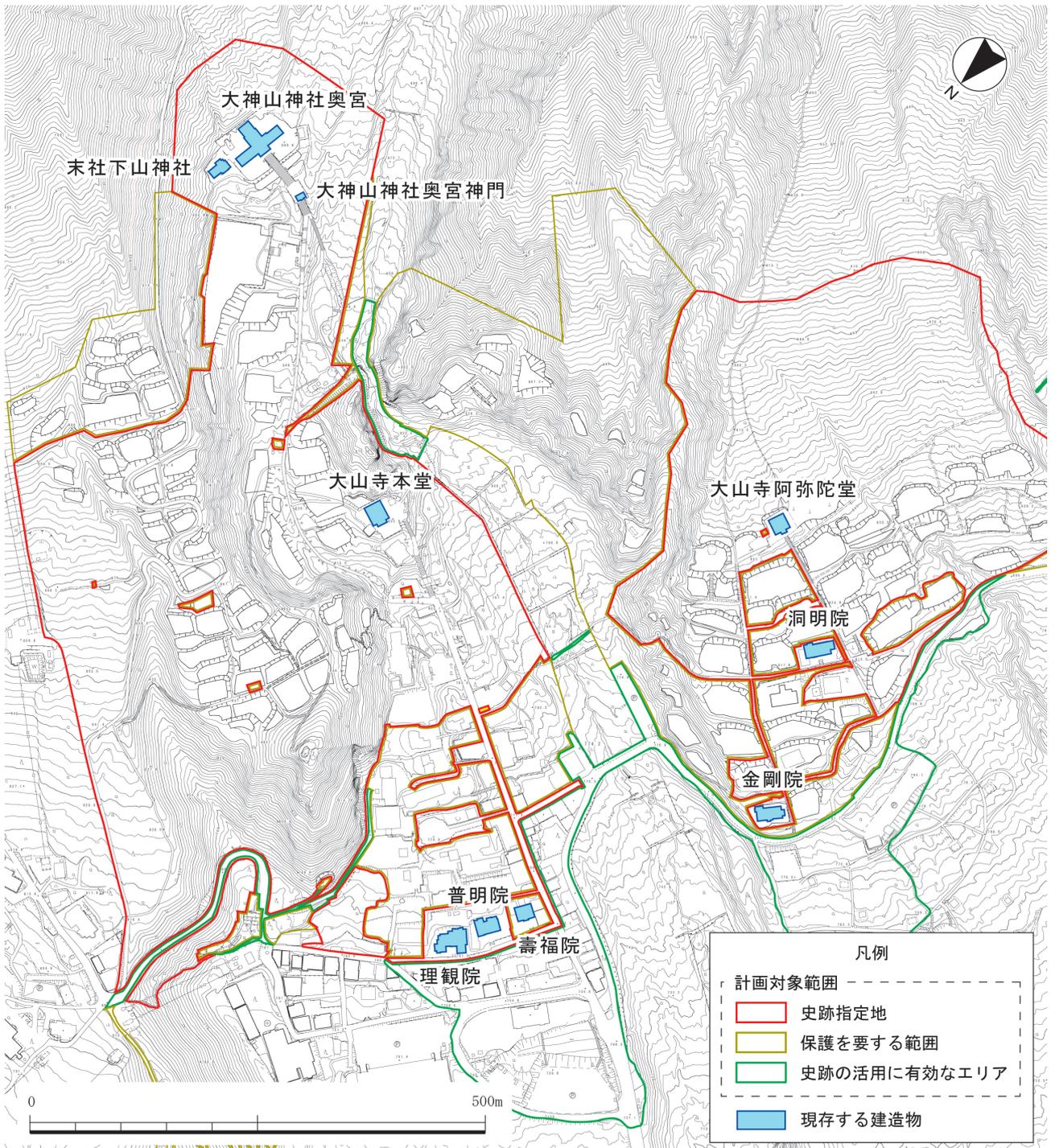


図 16 現存する建造物の位置図

①大山寺阿弥陀堂

大山寺旧境内に現存する中で最古の建造物であり、天文 21 年（1552）に建立されたものである。今の建物は、享禄 2 年（1529）の大洪水で流された後に再建されたものであり、その創建は貞観 7 年（865）とも伝わる。内部の柱や軸部に再建当時のものがそのまま残る。以前は常行堂と呼ばれており、絵図によっては常行堂と記されることもある。行が行われなくなり、阿弥陀三尊を安置する場所として、阿弥陀堂と呼ばれるようになったと考えられる。宝形造のこけら葺であり、正面は西面し、中央には向拝が付く。向拝は寛政 7 年（1795）に大工棟梁戸田源七によって付け加えられたものであることが分かっている。重要文化財に指定されている。

②大神山神社奥宮

大神山神社奥宮は、明治 8 年（1875）の神仏分離令以前は、地蔵菩薩の垂迹である大智明権現を祀り、大智明権現社として伯耆国大山寺の本社であった。文化 2 年（1805）に建立され、権現造、こけら葺の建物である。本殿・幣殿・拝殿が縦に同幅で連なり、拝殿の左右に長廊を設ける。この拝殿形式は当地方の神社建築の特色であるが、幣殿と長廊が他に類のない規模であり、独特な社殿形態をしている。重要文化財に指定されている。

③末社下山神社

大神山神社奥宮と同じく文化 2 年（1805）に建立された。棟札から津和野藩主亀井矩賢により寄進造営されたものであることが分かっており、亀井家の家紋である四目結が施されている。権現造、こけら葺の建物で、本殿・幣殿・拝殿が縦に連なる。元は下山キャンプ場のあたりに祀られていたようである。重要文化財に指定されている。

④大神山神社奥宮神門

元々は本坊西楽院の表門であり、寺号廃絶に伴って明治 22 年（1889）に現在の場所に移築され、大神山神社奥宮神門となった。建築年代は定かではないが、神門の左脇にある標石に安政 4 年（1857）に寄付を受けた旨の記述があり、その頃の建築とみられる。県指定保護文化財である。

⑤大山寺本堂

現在の大山寺本堂は、昭和 3 年（1928）に当時の本堂（旧大日堂）が焼失したのち、昭和 26 年（1951）に再建されたものである。戦後の同時期に R C 造の本堂が周辺で増えるなか、中世の和様本堂を忠実に木造で再現した本堂である。規模や構法等で概ね旧大日堂を踏襲しているものと考えられる。国登録有形文化財である。



写真 18 末社下山神社



写真 19 大神山神社奥宮神門



写真 20 大山寺本堂

⑥洞明院

洞明院は18世紀末頃に建てられた子院の建物である。西明院谷に現存する伝統的な僧坊建築として唯一の院となっている。敷地は方形を呈し、前面が中横手道に面し、右に常行堂参道が通り、それぞれ切り石による石垣が作られる。中横手道側には板塀が設置され中央部に棟門が開く。敷地の中央部に主屋が建つ。現在は改造されているが、左側に土間を置き、二列六間取りで奥に仏間を設ける平面形に復元される。



写真 21 洞明院

⑦金剛院

金剛院は江戸時代後期の建築と考えられている子院の面影を残す建物である。増改築を受けて店舗として利用されている。しかし、仏間回りや書院回りに変更はなく、往時の姿をよく伝える。二列六間取りないし八間取りで、仏間は玄関正面よりやや左手奥に位置している。右側に利寿権現社参道が通る。



写真 22 金剛院

⑧壽福院

壽福院は江戸時代後期の建築と考えられる子院である。以前は宿坊であったが、現在は店舗として利用されている。縁の幅が他の子院に比べて幅が広いことなどから、一時代前の堂庫裏建築の面影を留めている可能性がある。二列の変形六間取りで玄関正面奥に仏間を配す。前面に川床道、右側に本通りが通り、石垣によって区画される。



写真 23 壽福院

⑨普明院

普明院は江戸時代後期の建物であり、二列六間取りで中央に仏間を設け、最も典型的な子院の形態を残している。前面に川床道が通る。



写真 24 普明院

⑩理観院

理観院は、二列六間取りであるが、上手表側に角座敷を設ける点で他の子院と異なっている。元文元年（1736）の建築であることが、棟札から分かっている。改築により仏間が玄関から最も離れた左奥に配置されている。前面に川床道が通る。



写真 25 理観院

3 発掘調査成果の概要

平成16年度から始まった大山寺旧境内の史跡指定に向けた本格的な取り組みの中で、平成20年度から平成22年度にかけて、寂静山地区の僧坊跡について発掘調査を実施した。

また、この調査に併行して、西地区と東地区でも諸開発事業に伴う試掘調査や、それに伴う発掘調査が実施され、平成25年度までの調査成果は、年度ごとに発掘調査報告書として刊行している。

なお、豪円山地区ではこれまで発掘調査は実施していない。

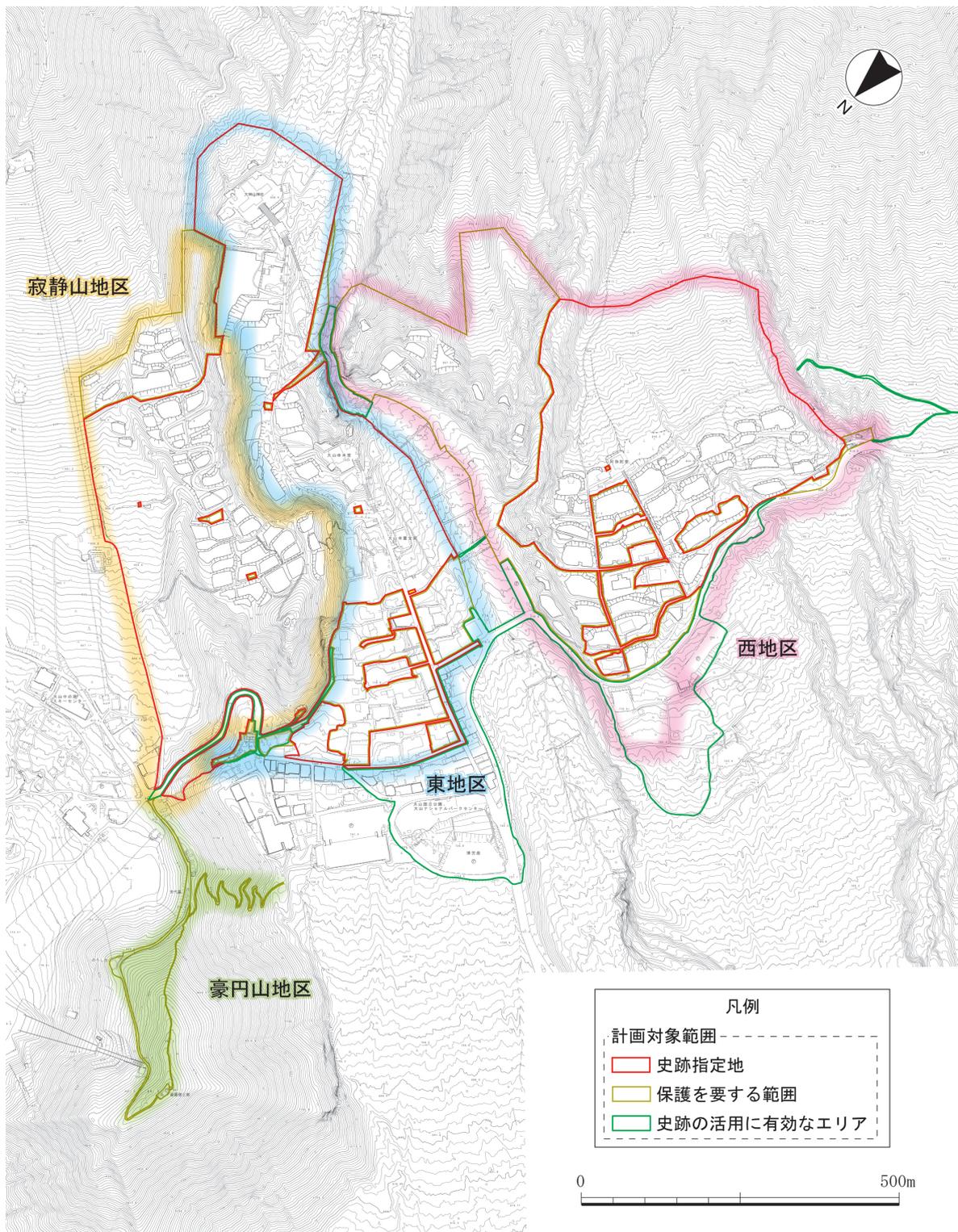


図17 調査区域図

(1) 寂静山地区 (J地区)

寂静山地区は、近世以後の各絵図に僧坊が描かれず、中世に遡る可能性が高いと想定し、J-14区を調査対象として (p.45 表5①) 発掘調査を行った。その結果、建物跡や石垣等の遺構が検出され、貿易陶磁器及び国産陶磁器が出土した。時期、規模、造成土木工法が明らかになり、14世紀後半～15世紀前半頃に営まれた僧坊の跡であることが分かった。

なお、石垣等に関する調査については、p.37(2)で前述している。

表5②及び③は、寂静山地区外における開発工事に伴う試掘調査であるが、どちらも大半がスキー場建設時に改変を受けていることがわかった。

表5 寂静山地区での発掘調査の経過を示した表

①	調査期間	平成20～22年度
	掲載報告書	『大山僧坊跡調査報告書 大山町文化財発掘調査報告書第12集』p.43～89
	調査箇所・目的	J-14区をサンプルとする調査研究を目的とした発掘調査 ・中世期の一僧坊跡の構造を把握するため。 ・踏査や測量調査で確認した微地形と発掘調査で確認できる微地形の整合を図るため。
調査概要	14世紀後半～15世紀前半頃(室町時代)に繁栄した僧坊跡であることが分かり、僧坊跡の中心となる建物であると考えられる建物跡を1棟検出した。他、竪穴建物跡、石垣遺構、石列遺構、石段遺構、集石遺構、カット面を検出し、参道跡や西塀跡の構造を確認した。 多くの貿易陶磁器や、国産陶磁器類の出土から、活発な交易と豊富な財力を窺い知ることができる。また、茶・花・香の文化に関する遺物も出土した。多くの遺物に被熱痕が付くことから、J-14区は火災にあったことが分かった。	
②	調査期間	平成24年9月3日～12日
	掲載報告書	『町内遺跡発掘調査報告書VI 大山町文化財調査報告書第18集』p.16～17
	調査箇所・目的	大山アルペンライン地区街なみ環境整備事業のスキー場ポケットパーク整備工事に伴う埋蔵文化財包蔵地付近の試掘調査
調査概要	スキー場建設時などに、地形改変を受けていることを確認した。遺構及び遺物の検出はできず、調査地においては遺跡範囲が及んでいる可能性は極めて低いものと判断した。	
③	調査期間	平成24年9月12日～27日
	掲載報告書	『町内遺跡発掘調査報告書VI 大山町文化財調査報告書第18集』p.9～15
	調査箇所・目的	大山アルペンライン地区街なみ環境整備事業の源盛坂遊歩道整備工事に伴う「立ノ坂古道跡」の試掘調査
調査概要	古道としてのルートは一部を除き概ね踏襲されていた。ただし、古段階の路面及び路肩が旧態をどの程度留めているかの判断は成し難い。特に古道上部付近は搭乗リフト設置時に大きく攪乱を受け、一部はルート変更されていることも確認できた。	

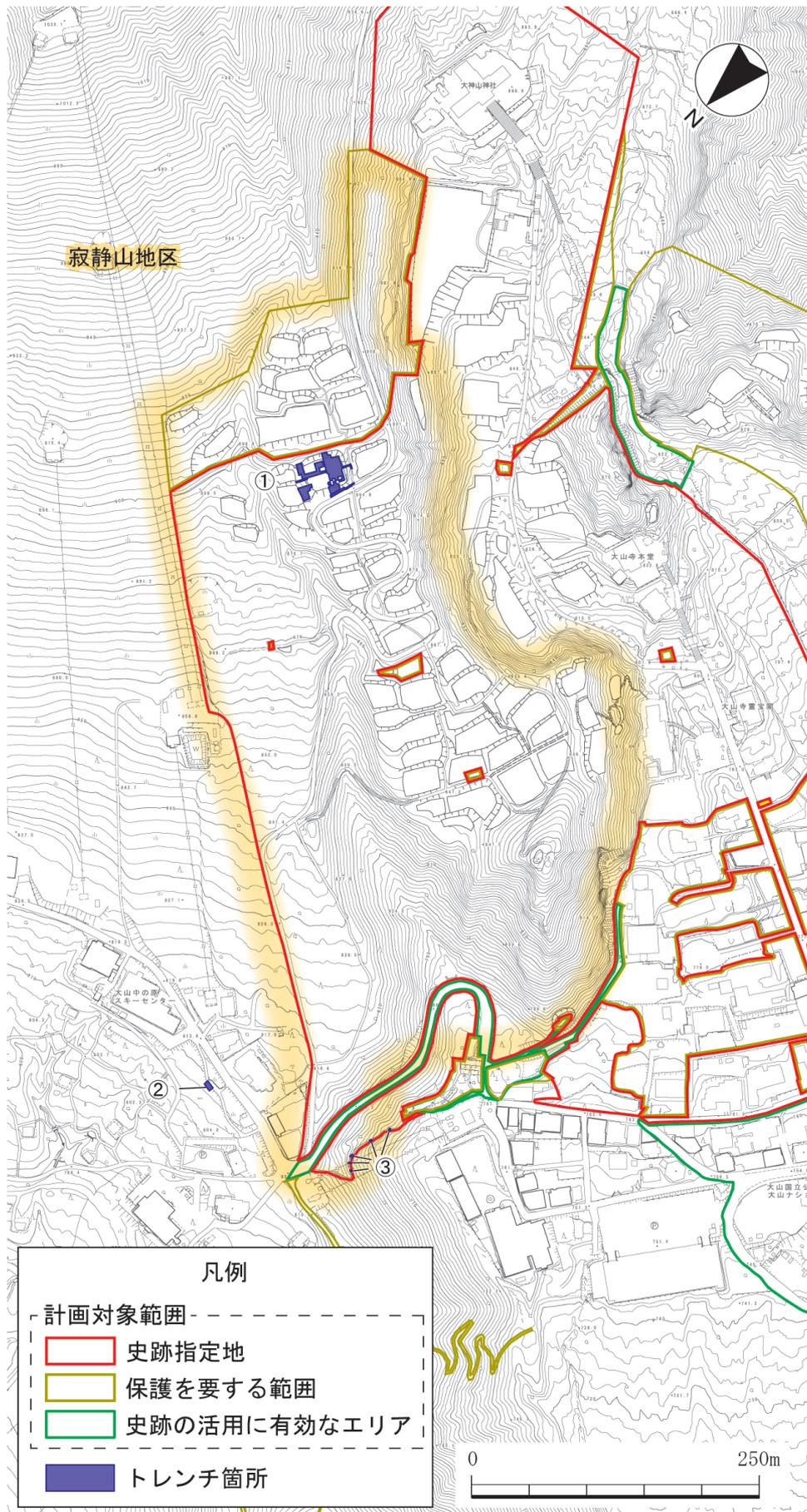


図 18 寂静山地区の発掘調査位置図

(2) 東地区 (E地区)

これまでの東地区の発掘調査は、開発行為に伴う試掘調査である。調査箇所においては、僧坊または僧坊関連施設の所在についての調査結果が得られた。その概要は下記の p.47・48 表6のとおりである。
 なお、石垣等に関する調査については、p.37(2)で前述している。

表6 東地区での発掘調査の経過を示した表

①	調査期間	平成20年5月26日～7月7日
	掲載報告書	『大山僧坊跡調査報告書 大山町文化財発掘調査報告書第12集』 p.35～37
	調査箇所・目的	E-41区の僧坊跡(真性院跡)の遺構の残存状況やかつて旅館街にあった僧坊がいつ頃から営まれてきたかを確認するための試掘調査
	調査概要	遺構は、僧坊平坦地を造成するための地業痕跡、ピット状遺構が検出されたが、真性院跡であることが断定できる遺構は確認できなかった。 15世紀の青磁底部片が出土したことにより、調査地周辺の旅館街の範囲内において、中世に遡る時期から僧坊に係る営みがあったことが明らかになった。
②	調査期間	平成20年8月6日～8日
	掲載報告書	『町内遺跡発掘調査報告書Ⅱ 大山町文化財調査報告書第9集』 p.37～39
	調査箇所・目的	宿泊施設地下タンク貯蔵所増設工事に伴うE-32区の試掘調査
	調査概要	土坑2基、柱穴跡と考えられるピット状遺構5基を検出した。出土遺物(土師質皿、唐津焼)から、16世紀後半～17世紀初頭(中世末期～近世初頭)に、僧坊または僧坊関連施設が所在したことが確認できた。
③	調査期間	平成20年9月25日～10月23日
	掲載報告書	『大山僧坊跡E-32区 大山町文化財調査報告書第5集』 p.1～19
	調査箇所・目的	宿泊施設地下タンク貯蔵所増設工事に伴うE-32区の試掘調査
	調査概要	掘立柱建物跡の一部であると考えられる柱穴状遺構が検出され、陶磁器類の出土遺物から、時期は15～16世紀頃(中世後期)に遡るものであると確認できた。また、楕円形または不整形の平面形を持つ土坑のいくつかは、掘立柱建物跡に伴うものである可能性が考えられる。 調査結果から、寂靜山地区と調査箇所周辺の僧坊が併存していた可能性が考えられる。
④	調査期間	平成22年11月8日～30日
	掲載報告書	『町内遺跡発掘調査報告書Ⅳ 大山町文化財調査報告書第14集』 p.9～21
	調査箇所・目的	民間事業者の温泉施設開発に伴うE-34区の試掘調査
	調査概要	地業跡、石組遺構、土坑、掘立柱建物跡を含む柱穴等を検出した。柱穴跡の層位や検出坑等から、幾度かの建て替えがあったと推定される。石垣の基部状況や地業盛土中の陶磁器片から、僧坊跡があった地面をも掘削した大規模な再造成が17世紀後半以降に行われたと考えられる。 検出遺物には、中世～近世期の貿易陶磁器、土師質皿、国産陶磁器のほか、銅銭(北宋銭及び寛永通寶)、砥石、釘、煙管等があり、その内容からは時期幅が見られる。
⑤	調査期間	平成23年8月5日～9月6日
	掲載報告書	『町内遺跡発掘調査報告書Ⅴ 大山町文化財調査報告書第16集』 p.8～13
	調査箇所・目的	大山アルペンライン地区町なみ環境整備事業(ウエルカムポケットパーク整備工事)に伴うE-42区の試掘調査
	調査概要	調査地は全体的に大規模な攪乱を受けているが、時期不明のピット状遺構を1基検出した。検出遺物には、貿易青磁、国産陶磁器、土師質皿、砥石、鉄器(釘)、二銭銅貨(明治10年)等がある。 遺物から、近代までは生活面として利用されていたものと考えられ、調査地内には、「理観院」またはそれに先行する時期の僧坊関連の遺構が所在したものと考えられる。

⑥	調査期間	平成 25 年 6 月 14 日～11 月 6 日
	掲載報告書	『町内遺跡発掘調査報告書Ⅶ 大山町文化財調査報告書第 19 集』 p.10～77
	調査箇所・目的	個人事業者の庭園造成及び排水溝設置に伴う E-33,43 区の試掘調査
	調査概要	<p>E-33 区はその右半分が近世末に移転・再建された釈迦堂の境内地、E-43 区は同様に移転・再建された金剛童子社の境内地とその隣地であったことがこれまでの調査で知られている。</p> <p>遺構としては、柱穴、石罫、礎石、石垣類、石階段等がある。遺物は、貿易陶磁器、国産陶磁器、土器類、金属製品類、銭貨、石器類、革製品、炭化米等がある。</p> <p>釈迦堂跡部分（E-33 区右半分）では少なくとも 4 段階の変遷があり、釈迦堂跡の左側（E-33 区左半分）では緩傾斜地形を利用したいくつかの僧坊区画が少なくとも 4 段階の変遷を経て区画拡張や変更を行われている。両者の各段階が概ね対応すると考えられることや遺物の接合状況等から、右半分と左半分が元は一つの僧坊区画あるいは関連区画であったものと考えられる。全体的な遺物組成から、ここで僧坊が営まれるのは 15 世紀後半以降であり、16 世紀中頃から後葉、16 世紀末から 17 世紀前葉が盛期と見られる。</p> <p>E-43 区では僧坊跡平坦地の一部と考えられる状況を確認できた。また、礎石を伴う僧坊跡の一部が確認され、それが壊されて現在の土地形状になっていることが分かった。</p>
⑦	調査期間	平成 30 年 9 月 18 日～11 月 16 日
	調査箇所・目的	地元奉賛会による石碑設置に伴う E-63 区における試掘調査
	調査概要	<p>合計 3 か所にトレンチを設定し、上から 1・2・3 と設定している。調査地は本坊西楽院水車小屋跡として伝わる平坦地である。平坦地内左上奥には一字一石供養塔が存在している。</p> <p>第 1 トレンチにおいて、厚さ 5 cm 程度に加工された石が並ぶ遺構を確認した。水車小屋に関連する暗渠の可能性も考えられる。</p> <p>第 2 トレンチにおいて、溝状の遺構が確認された。</p> <p>第 3 トレンチでは遺構の存在は確認されていない。</p> <p>全体として遺構に伴う明確な遺物は出土せず、遺構の詳細な時期は不明である。</p>
⑧	調査期間	令和元年 6 月 14 日～10 月 16 日
	調査箇所・目的	大神山神社奥宮高石垣復旧工事に伴う天端裏込めの試掘調査
	調査概要	<p>奥宮高石垣（左側）の災害復旧工事に伴う解体予定範囲の裏込め部分に合計 2 か所、トレンチを設定した。</p> <p>第 1 トレンチは、石垣から幅約 60～90cm に裏込め石が充填されていることを確認した。</p> <p>第 2 トレンチは、L 字状に設定したところ、南面では石垣から幅約 150cm に裏込め石を、西面では石垣から幅約 130cm に裏込め石が充填されていることを確認した。</p> <p>第 1 トレンチ及び第 2 トレンチの南面の裏込め石は、西面に向かって幅が広がって充填されていることを確認した。また、裏込め石の一部は、灯籠の台座基礎石の直下まで延びていることがわかった。</p>

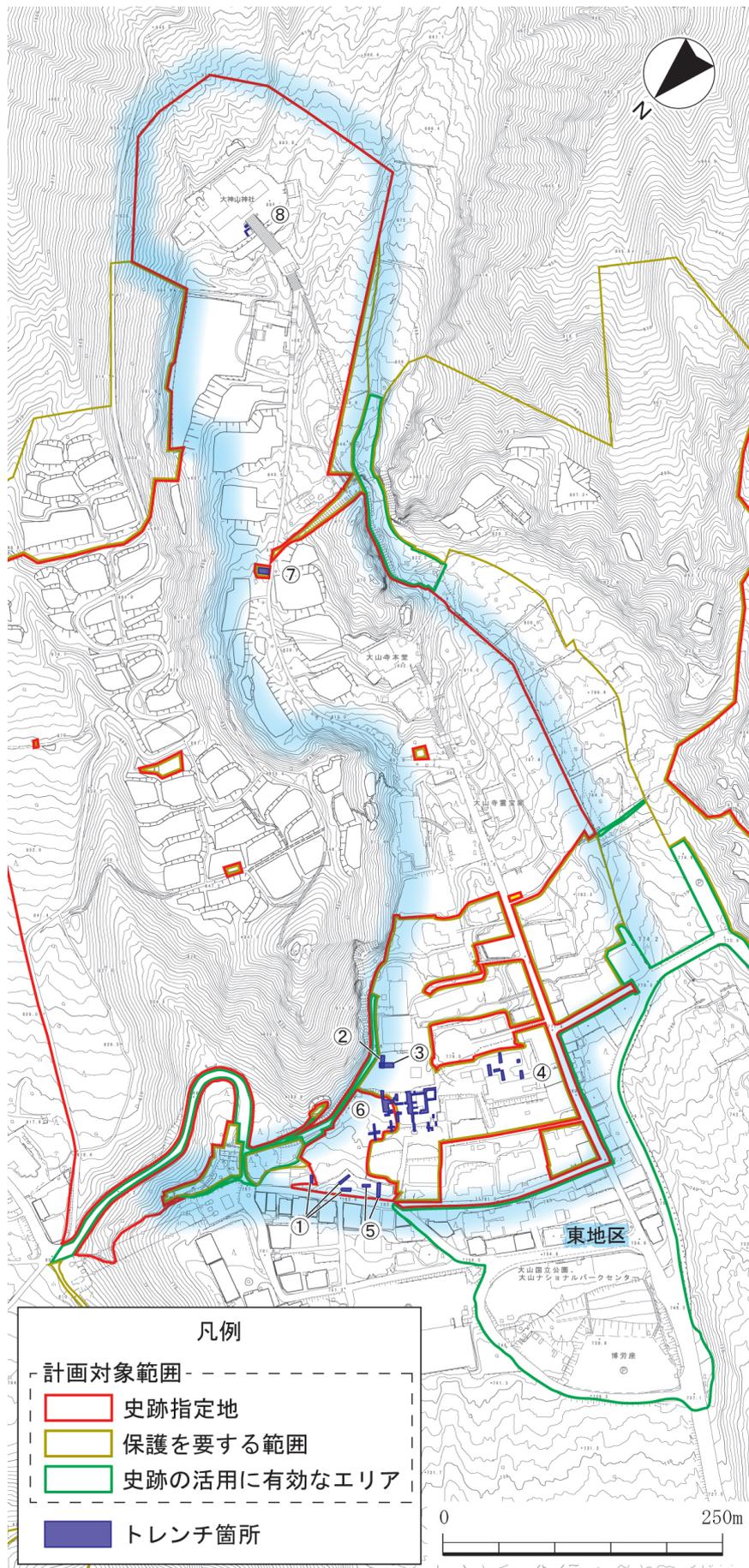


図 19 東地区の発掘調査位置図

(3) 西地区 (W地区)

本地区では、県道沿線より下側で4回の試掘調査が行われている。そのうち3回は県道沿線の歩道設置工事に伴う調査で、1回は遺構確認を目的とした調査である。

現在も平坦地が残る箇所 (p.50 表7①) では、僧坊に関わる遺構および西明豆腐屋の建物跡が検出された。表7①より上側の③では、僧坊跡の所在は確認できず、下側の④では、わずかではあるが近世の道路跡の可能性のある遺構が一部検出された。

下記表7②は、現在自然公園財団が管理する下山キャンプ場の土地であり、キャンプ場建設及び使用に伴って、改変 (削平、盛土、攪乱) を受けている箇所が多かったが、一部、僧坊跡等に関する可能性のある平坦地や土塁状の高まりを確認した。

表7 西地区での発掘調査の経過を示した表

①	調査期間	平成20年10月30日～11月5日
	掲載報告書	『町内遺跡発掘調査報告書Ⅱ 大山町文化財調査報告書第9集』p.39～42
	調査箇所・目的	県道赤碓大山線歩道設置工事に伴うW-46区の試掘調査
	調査概要	調査地は、雲城絵図で横手道下側に「豆腐ヤ」と描かれた西明豆腐屋の跡地である。西明豆腐屋は、明治3年(1870)より古い絵図には描かれないため、江戸時代後期から幕末の頃に設けられたものと推察される。 調査では、礎石が検出され、礎石下の掘り込み痕跡の埋土中からは根石と考えられる礫を多く検出した。また、別のピットの柱の抜き取り痕には礫数個が入れ込んであり、埋土中からは銅銭「熙寧元寶」(北宋時代)も検出した。礎石は、江戸中期以前に廃絶した僧坊に関わる遺構に伴う可能性が高く、その跡地である造成平坦地を利用して西明豆腐屋が建築されたと考えられる。 他、大山環状道路の下側にも大山寺旧境内の範囲が広がっていることが確認できた。
②	調査期間	平成21年4月6日～22日
	掲載報告書	『大山僧坊跡調査報告書 大山町文化財発掘調査報告書第12集』p.38～42
	調査箇所・目的	調査地(W-59～62区)に僧坊跡の遺構がどの程度残存しているかを確認することを目的とした試掘調査
	調査概要	W-59区では、調査トレンチの平坦地は現代の造成によるものであることを確認した。しかし試掘調査後の踏査によって、南側の一段高くなった箇所に平坦地、東側に土塁状の高まりを確認し、この箇所に僧坊跡が残存している可能性も捨てきれない。 W-60区の北側(キャンプ場管理道付近)は遺跡の残存状況は悪く、南側については比較的良好に遺構が残存していると考えられる。出土遺物がなく、時期の特定及び遺構の性格の判断は不可能であった。 W-61区は現代の攪乱が激しく遺構の残存状況が悪かった。出土遺物がなく、時期の特定はできないが、僧坊に伴うと思われる整地土層と柱穴を検出した。 W-62区は、北側にある段差を調査したが、キャンプ場建設の際の盛土であることが分かった。遺物、遺構は検出されなかった。
③	調査期間	平成21年8月18日～9月17日
	掲載報告書	『町内遺跡発掘調査報告書Ⅲ 大山町文化財調査報告書第13集』p.16～18
	調査箇所・目的	一般県道大山口(T)大山線地方道路交付金工事(県道歩道設置工事)に伴う歩道設置予定部分(県道沿線北側)の試掘調査
	調査概要	県道設置時の攪乱が全体に見られ、土塁状の高まりは工事用の残土塊であること等を確認した。遺構は確認できず、僧坊跡等の所在はないものと判断した。
④	調査期間	平成22年5月13日～6月16日
	掲載報告書	『町内遺跡発掘調査報告書Ⅳ 大山町文化財調査報告書第14集』p.22～23
	調査箇所・目的	県道大山口(T)大山線歩道設置工事に伴う歩道設置予定部分(県道沿線西側)の試掘調査
	調査概要	近世の道路肩部の可能性のある石列遺構と近世陶磁器を検出した。また、土塁遺構を検出した。

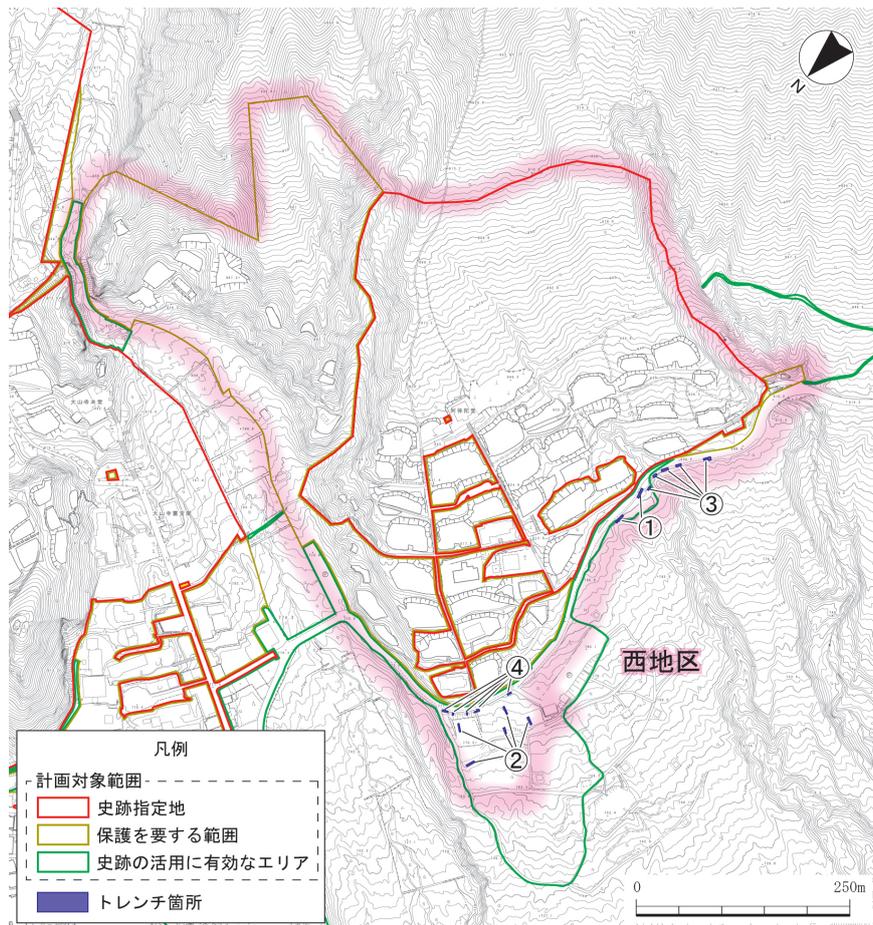


図 20 西地区の発掘調査位置図

4 その他関連諸分野の調査成果及び文化財の概要

(1) 民俗調査

『大山西楽院年中行事』という古文書を中心に、年中行事を通して、天台宗寺院としての大山信仰などの特色を考察した。この文書は、江戸時代中期頃、大山で行われていた寺院としての行事について詳細に書き留められたものである。筆者は不明であるが、宝暦7年(1757)以前の年貢の徴収法について詳細な記述があること、寺院の役職に在職していた人物の最も古い在職期間が宝暦3年(1753)から始まっていることなどから、『大山西楽院年中行事』は宝暦3年から宝暦7年に書かれたと推定できる。ただし、原本は既に焼失し、明治36年に筆写されたものが保存されている。

調査成果として、大山信仰を下記の6つに整理した。

- ①山岳信仰…山を霊的な存在とみなす「山岳信仰」と、山の神秘と霊力によって生命力や呪力を体得する「山岳修行」の要素が絡み合っ、大山の山岳信仰となっている。
- ②修験道…古来の山岳信仰と、天台宗や真言宗などの山岳仏教との習合によって成立した。
- ③法華経信仰…大寺院集団としての大山における、最も重要な信仰であり、諸行事の核心をなした。
- ④阿弥陀信仰(浄土信仰)…平安時代中期以降、末法思想などの社会不安の拡大に伴い、大山においても、引声阿弥陀経や引声念仏による法会が、大山信仰の中核の一翼を担った。
- ⑤地藏信仰…法華経や阿弥陀信仰の結びつきと不可分の関係にあったのが地藏信仰である。地藏信仰は、平安後期以降、庶民救済の仏として信仰が広まり、また境界の守である賽の神と結びついて他界信仰の習俗が生まれ、今に受け継がれている。
- ⑥下山明神信仰…大智明権現の託宣を伝えるミサキとしての狐の信仰が御霊信仰と習合したもの。

(2) 美術工芸品

① 仏像

調査は、大山寺本堂・大山寺靈宝閣・^{かんしょういん}観證院・洞明院・普明院・理觀院に所蔵されているものを対象とした。明治3年(1870)の『伯耆国角磐山大山寺四十三院寺籍書上帳』によれば、本尊は計43体であったことが知られるが、本尊か否かを問わず、総数は29体であった。現存する仏像は、明治3年時点と比べ格段に少なく、明治以降だけでも多くの仏像が失われていることが確認できた。

種類別に分けると、阿弥陀如来・不動明王・地藏菩薩が多く、大山寺信仰の性格を留めていることが分かる。造法・年代を見ると、圧倒的に江戸時代の寄木造のものが多い。その意味でも江戸時代以前の仏像として、重要文化財の金銅仏4体(銅造観世音菩薩立像1軀、銅造十一面観音立像1軀、銅造観世音菩薩立像2軀)(奈良時代)、同じく重要文化財の木造阿弥陀如来及両脇侍像(平安時代後期)、県指定保護文化財の木造不動明王坐像(鎌倉時代)が残されていることは貴重である。

なお、平成28・29年度に、大山寺靈宝閣所蔵の木造不動明王坐像について、詳細調査を実施した。

近世の仏師については、計6名が判明、うち5名は幕末～明治期に活躍した鳥取県内の仏師であった。

表8 指定文化財の仏像等一覧表

時代	文化財の名称	備考
古代	鉄造地藏菩薩ノ頭部(重文)	大山寺本堂所蔵
	銅造十一面観音立像(1軀)(重文)、銅造観世音菩薩立像(1軀)(重文)、銅造観世音菩薩立像(2軀)(重文)、鉄製厨子附祈願文鏤刻ノ鉄板三枚(重文)	大山寺靈宝閣所蔵
	木造阿弥陀如来及両脇侍像(重文)	大山寺阿弥陀堂所蔵
中世	木造不動明王坐像(県保)	大山寺靈宝閣所蔵

表9 未指定文化財の仏像等一覧表

時代	文化財の名称	備考
古代	木造聖観音菩薩立像、木造阿弥陀如来立像	大山寺靈宝閣所蔵
	木造聖観音菩薩立像、木造菩薩形立像	観證院所蔵
	木造地藏菩薩立像	普明院所蔵
中世	銅造地藏菩薩坐像	大山寺本堂所蔵
	木造地藏菩薩半跏像	大山寺靈宝閣所蔵
近世	木造阿弥陀如来立像、木造阿弥陀如来坐像、木造不動三尊立像×2、木造元三大師坐像	大山寺本堂所蔵
	木造阿弥陀如来坐像、木造薬師如来立像	大山寺靈宝閣所蔵
	木造不動明王立像	観證院所蔵
	木造阿弥陀如来坐像・両脇侍像、木造金剛界大日如来坐像、木造准胝三尊坐像	洞明院所蔵
	木造釈迦三尊坐像、木造文殊菩薩坐像、木造文殊菩薩倚像	普明院所蔵
	木造釈迦三尊坐像、木造阿弥陀如来立像・両脇侍像、木造地藏菩薩坐像、木造不動明王立像、木造毘沙門天立像	理觀院所蔵
近代	木造弁財天坐像、木造三面大黒天立像、木造弁財天頭部	洞明院所蔵

②仏画等

仏画は、靈宝閣と洞明院が所蔵する計 35 点を調査した。仏像と同様に、かつての伯耆国大山寺の繁栄を思えば極めて少ない数である。全て江戸時代の物で、それ以前の資料は見られなかった。

特徴として、伝教大師・天台大師の肖像画や浄土系絵画の阿弥陀来迎図が認められたこと、密教系の仏画もかなり含まれていたこと、大智明権現社の垂迹信仰と関わる数種類の木版図像が認められたことがある。木版図像は、広く大山信仰の流布に用いられたと考えられる。

伯耆国大山寺の著名な画僧嗒然とその師台賢による曼荼羅や、嗒然による絵画 2 点なども貴重な資料である。

表 10 未指定文化財の仏画等一覧表

時代	文化財の名称	備考
中世	不動明王二童子図、五大明王図	大山寺靈宝閣所蔵
近世	阿弥陀三尊来迎図、五大明王図、大智明権現図×4、大智明大権現本跡地蔵菩薩図、五趣生死輪図、墨跡×2、墨跡「駒」、墨跡「角磐山大山寺」	大山寺靈宝閣所蔵
	伝教大師御神影、天台大師図、伝教大師図、両界曼荼羅、両界種字曼荼羅、種字曼荼羅×2、胎蔵界大日如来図、蔵王権現図、下山大明神図、高僧図、文殊菩薩図、旭日図、月竹図、月下之虎図、滝見観音図、牡丹猫図	洞明院所蔵
近代	大山大智明権現図	大山寺靈宝閣所蔵
	地蔵菩薩図、桓武天皇御神影図	洞明院所蔵

(3) 絵図、古文書等

①絵図

絵図調査の対象は、片山楊谷作『伯耆角磐山大山寺』絵図（以下、「楊谷絵図」とする。）、堀田里席写『伯州大山略繪圖』（以下、「里席絵図」とする。）、雲城作『大山寺領絵図』（以下、「雲城絵図」とする。）を中心としている。これらは大山寺旧境内を描いた絵図のうち、江戸時代中期から末期の伯耆国大山寺全体の様相をよく伝えるものである。これらの絵図製作の背景とその性質についての検討を行った。

他、佐々木謙作『大山古図写』（中世末頃の大山寺旧境内を描いた絵図を写したと考えられる『大山古図写』（江戸後期～幕末頃）を更に写したと考えられるもの）が存在する。

◆楊谷絵図

片山楊谷は、諸国を遍歴する絵師であり、その画技を鳥取藩西館藩主池田冠山に認められ、侍臣に取り立てられた。楊谷絵図は寛政 9 年（1797）に描いたものである。

この絵図は、俯瞰的に大山と伯耆国大山寺全体が描かれ、各子院の建物は名前のみが記載され、堂社のみ建物が描かれている。また、寛政 8 年（1796）の火災により焼失していた大智明権現社や末社下山神社が描かれている。さらに、寛政 8 年、寛政 9 年の本社再建の勸進を中心に行った子院の名が、絵図の左下隅に書かれている。このことから、この絵図は、社殿復興に際し、計画図または完成予想図として描いたものであり、絵図を活用して檀家を勸進し、勸銀^{註3}を集めるために制作されたものと推察できる。また、子院を詳細に描かなかつたのは、主要な堂社の再建を目的としていたためと考えられる。

註3 寺院等の復興に使用するための寄付金のこと。

◆里席絵図

堀田里席は、文化期（1804～1818）頃に京都を中心に活躍した浮世絵師である。この絵図は、江戸時代に製作された名所図会の写しであり、二次資料である。

この絵図には年代が明記されていないが、博労座付近に天明2年（1782）建立の銅造明神鳥居が描かれ、大日堂の下側に文政3年（1820）建立の石造明神鳥居が描かれていないことから、大智明権現社や末社下山神社の火災による焼失期間（寛政8年焼失～文化2年（1805）再建）を除く、天明2～寛政8年（1782～1796）、または文化2～文政3年（1805～1820）のどちらかの期間に描いたものと考えられる。また、子院の位置などは、楊谷絵図（寛政9年）よりも古相を呈すため、原本は楊谷絵図を遡ることも考えられる。しかし、境内道が描かれた様子からは、新しい様相を見出せる。

この絵図も楊谷絵図と同じく、俯瞰的に大山と伯耆国大山寺を描き、堂宇・社殿や子院などの建物を描き、その名前を細かく書き込んでいる。さらに、近隣の主要な町・村名や地名を書き込み、東は赤碕（現琴浦町）、西は杵築（現島根県出雲市）までの範囲で大山へ向かう道程を書いている。これには、江戸後期から明治にかけて起こった庶民の旅行ブームのため、一枚刷りの絵図が大量に製作されたという背景が考えられる。そのため、里席は、商品として写し、現地を訪れて描いていないと考えられる。このことから、この絵図にて大山寺旧境内を検討する場合は、商業ベースで描かれた二次資料ということを念頭に置く必要がある。

◆雲城絵図

雲城は文政9年（1826）に生まれ、14、15歳頃、大山寺に入り嗒然に仕え、文書や絵画を学んだ。

この絵図が描かれたのは、寺領が没収されて鳥取藩御預かりとなった、明治3年（1870）と考えられている。大山と伯耆国大山寺を中心にして、近世の寺領全域を描き、18ヶ村の村名、田畑、寺領の境界を詳細に描いており、境内の状況と寺領の情報を記録するためのものと考えられる。

また、東地区の銅造明神鳥居の上側には非人衆牢小屋^{註4}（大山寺領が一時的に鳥取藩御預かりとなった時に建てられたもの）が描かれており、雲城は大山寺領内の社会情勢と現状を忠実に描いている。その意味で、この絵図は、幕末～明治初頭ごろの大山寺領内の様子が分かる第一級資料である。

註4 非人衆：鳥取藩では下級警吏として、明治4年（1871）の近代警察発足まで、警察権の一端を担っていた。

非人衆牢小屋：犯罪者の身柄を拘束する施設であったと考えられる。

②古文書

伯耆国大山寺創建以後の戦乱の影響、近世に至るまでの度重なる火災やその他の災害による被害、明治維新後の神仏分離による衰退に伴う文物等の流出、昭和3年（1928）の火災に伴う焼失によって、大山寺に残された古文書・古記録類は多くない。しかし、その数少ない古文書類についても、これまでほとんど調査されることはなかった。そのため、大山寺旧境内に関連する古文書の全容を把握する必要があるため、霊宝閣、洞明院、観證院、大神山神社の所蔵文書を調査し、その目録を作成した。

また、伯耆国大山寺の歴史を知る上で重要と考えられる、大山寺本堂内の位牌類、大神山神社等に保存されている棟札等の木札類を調査し、リストを作成した。

近世文書のまとまった史料群は残されていなかったが、近代文書のうち、大神山神社奥宮については大神山神社本社に、大山寺については大山寺霊宝閣と観證院にある程度まとまった史料が存在することが判明した。また、従来知られていなかった事実が判明する史料の存在も明らかになった。位牌の調査では、各子院歴代住職の名前と没年等が判明した。木札類は、比較的新しいものが多いが、伯耆国大山寺で行われていた宗教儀礼を示すものとして、今後貴重な資料になると思われ、図化などの個々の整理が必要である。

表 11 未指定文化財の古文書等一覧表

時代	文化財の名称	備考
中世	大山寺靈宝閣文書	大山寺靈宝閣所蔵
近世	大山寺本堂安置位牌	大山寺本堂所蔵
	大山寺靈宝閣文書	大山寺靈宝閣所蔵
	洞明院木札類、洞明院文書	洞明院所蔵
	観證院木札類	観證院所蔵
近代	大山寺本堂安置位牌	大山寺本堂所蔵
	大山寺靈宝閣文書	大山寺靈宝閣所蔵
	洞明院文書、洞明院木札類	洞明院所蔵
	観證院文書、観證院木札類	観證院所蔵
	理観院木札類	理観院所蔵
現代	大山寺本堂安置位牌	大山寺本堂所蔵
	大山寺靈宝閣文書	大山寺靈宝閣所蔵
	洞明院木札類	洞明院所蔵
	観證院文書、観證院木札類	観證院所蔵
	理観院木札類	理観院所蔵

(4) 豪円山地区 (G地区)

豪円山地区は現在史跡指定地外であり、また発掘調査等を行ってはいないが、踏査と航空レーザーによる測量調査を実施している。

豪圓僧正廟と絵図に描かれている、豪円山山頂には地蔵があることを確認し、また山頂へ向かう道の途中にある歴代学頭の供養塔の並ぶ世代墓についても概ね原位置を留めていることを確認した。また航空レーザーによる測量調査によって近世期の道と思われる痕跡を再確認し、図化することができた。

【参考】

- ・大山町教育委員会 2006年 『大山寺僧坊跡 大山町文化財調査報告書Ⅰ』
- ・大山町教育委員会 2011年 『大山僧坊跡調査報告書 大山町文化財発掘調査報告書第12集』
- ・大山町教育委員会 2011年 『町内遺跡発掘調査報告書Ⅲ 大山町文化財調査報告書第13集』
- ・大山町教育委員会 2012年 『町内遺跡発掘調査報告書Ⅳ 大山町文化財調査報告書第14集』
- ・大山町教育委員会 2014年 『町内遺跡発掘調査報告書Ⅵ 大山町文化財調査報告書第18集』
- ・大山町教育委員会 2015年 『町内遺跡発掘調査報告書Ⅶ 大山町文化財調査報告書第19集』

第5節 調査のまとめ

調査成果については以下の通りである。

- ①これまで不明であった大山寺旧境内の中世期の広がりを明らかにするとともに、中世から近世にかけての変遷の概略が分かったこと。

遺跡としての大山僧坊跡の広がりは、右は精進川の右側、左は現在の中原スキー場との境界まで、上は大神山神社奥宮、下は川床道から大山環状道路までの約1キロ四方の範囲である。その面積は、約55haを測る。そして、この中には区画や平坦地が170箇所前後存在し、西地区、東地区、寂靜山地区の3つに分かれて広がることが分かった。西地区右側の平坦地と寂靜山地区は、中世に廃絶された僧坊群であることが分かるとともに、近世初期か前期に新たに聖域とされた豪円山地区を含めた範囲が、中世に隆盛を極めた大山寺旧境内の範囲に相当すると想定された。

- ②大山寺の組織と境内構造の一部が明らかになったこと。

一山三院四十二坊体制の組織体制と、その境内配置について絵図と比定することで確認できた。

- ③境内地全体と子院の屋敷地との関係と有力僧坊跡の屋敷地の構造を明らかにできたこと。

子院5か院（洞明院・金剛院・理観院・普明院・壽福院）は、いずれも江戸時代の建築と見なすことができ、建物形態、間取り形態において多くの共通点がある。子院の基本形態として、仏間、書院、居間を配置する構造であることが分かった。また、現存する子院とJ-14区で出土した階段遺構の状況などから中世から近世にかけての有力僧坊の共通点を見出すことができた。

- ④中世の一僧坊跡の内部構造を明らかにし、遺物からは文化、交流、生活等の様相を把握できたこと。

J-14区から出土した遺物により、伯耆国大山寺が周辺地域における文化、交流などの中心的存在であったことが明らかとなった。

- ⑤地域における大山寺旧境内の果たした社会的役割の一端を示すような資料を確認できたこと。

檀那帳などをはじめとした資料から、寺領支配やその他民俗的関わりにおける伯耆国大山寺の役割が窺い知ることができた。

- ⑥庭園遺構を確認したこと。

西楽院跡など絵図に描かれる池の跡などを実際に確認し、庭園遺構があったことを確認している。

- ⑦修験に関わる遺構を確認したこと。

踏査によって行場跡や集石遺構などを始めとする修験の信仰地に関わる遺構が一部確認された。

第4章 史跡の本質的価値

第1節 大山寺旧境内の本質的価値

大山寺旧境内（史跡指定地及び保護を要する範囲）の有する史跡の本質的価値は以下の4点である。

- 一 霊峰大山に営まれた中国地方屈指の山林寺院としての姿をよく伝える遺跡であること。
- 二 伯耆国大山寺の成立から現在に至るまでの歴史過程を窺い知ることができる遺跡であること。
- 三 今なお受け継がれる、地蔵信仰が核となった大山信仰の拠点としての様子が分かる遺跡であること。
- 四 大山の豊かな自然と共存してきた遺跡であること。

一 霊峰大山に営まれた中国地方屈指の山林寺院

伯耆国大山寺は、古来より神体山として信仰された中国地方最高峰・大山を背景に、その中腹に成立した山林寺院である。近世には地方寺院としては稀な三千石という大規模な寺領を有し、中世にはさらに広い寺領を有したとも伝えられる。大山寺旧境内は、立地、規模、構造、信仰圏において中国地方でも抜きんできた山林寺院としての様子を窺うことのできる遺跡である。

二 山林寺院の歴史過程が把握できる遺跡

大山寺旧境内は、堂社や僧坊の建物などの一部、僧坊跡平坦地やそれを区画する土塁、石垣、参道などが良好に残されている。伯耆国大山寺の成立から、中世期の発展と衰微、近世期の再興から明治初期の解体、明治後期の復興から現在までの歴史過程を窺い知ることができ、山林寺院の典型例としての姿を伝える遺跡である。

三 地蔵信仰を核とした大山信仰の拠点

大山信仰は、地蔵菩薩の垂迹である大智明権現を核とする地蔵信仰を中心に、山岳信仰、修験道、法華経信仰、浄土信仰、牛馬信仰をはじめ、様々な民間信仰の要素を含んだ信仰である。その信仰圏は、少なくとも近世には山陰・山陽はもとより讃岐など四国地方北部にまで広がっており、伯耆国大山寺はその拠点であり、大山信仰が広まっていたことを示す貴重な資料が多く残っている。

大山寺旧境内は、全国的に例の少ない、神仏が習合した地蔵信仰の在り方を考えるうえで、重要な寺院遺跡であり、現在もその信仰の法灯を受け継いでいる。

四 大山の豊かな自然と共存

大山は、自然の中で霊力を高める修験の場から、伯耆国大山寺が入山を規制する聖域へと変わり、その後の長い歴史の中で手つかずの自然が守られてきた。「大山隠岐国立公園」内に位置し、大山と共にある大山寺旧境内は、史跡指定地内においても希少な動植物が見られるなど、自然と共存する国内有数の遺跡である。

第2節 史跡の構成諸要素

1 本質的価値を構成する諸要素

(1) 本質的価値を構成する諸要素の特定

前節で整理した大山寺旧境内の本質的価値を構成する要素は以下の通りである。

- ・大山信仰の拠点として成立し展開していった様相が、良好に残存している平坦地の配置状況などから窺い知ることができること
- ・僧坊に関わる平坦地やそれを囲む土塁・石塁、石垣、参道などの遺構が良好に残され、伯耆国大山寺の権勢を窺うことができること
- ・現地形と絵図の比較から、僧坊跡の平坦地が良好にその姿を留めていることが明らかになったこと
- ・往時の伯耆国大山寺の様子を伝える大山寺阿弥陀堂、大神山神社奥宮、末社下山神社などの重要文化財に指定されている堂社や現存する子院5か院（洞明院・金剛院・理観院・普明院・壽福院）の建物と敷地が残されていること
- ・伯耆国大山寺の主要堂社などの重要遺構が良好に残されていること

表 12 史跡指定地内に存する本質的価値を構成する諸要素一覧表

時代	要素	細要素		
		寂静山地区	東地区	西地区
中世	遺構	僧坊跡、土塁・石塁	僧坊跡	僧坊跡、土塁・石塁
	建築物	—	—	大山寺阿弥陀堂（重文）
	墓地	僧兵の墓、五輪塔、宝篋印塔	五輪塔、宝篋印塔	—
（中世） 近世	遺構	境内道	境内道	境内道
近世	遺構	—	僧坊跡、石垣、土塁	僧坊跡、石垣、土塁
	建築物	—	大神山神社奥宮 本殿・幣殿・拝殿 末社下山神社 本殿・幣殿・拝殿 附石造明神鳥居 銅造明神鳥居（重文）、大神山神社奥宮神門（県保）、普明院、理観院	洞明院、金剛院
	工作物	石塔	地藏類（吉持地藏等）、信濃坊源盛の碑、銅製手水鉢、銅製常夜灯、石灯籠、道修治記念碑、石造狛犬	大神山神社石の大鳥居（登有）、地藏類（西明地藏、弁慶地藏等）
	墓地	寂静山東墓地（J-42区）	中門院谷墓地（E-17区）	西明院谷墓地群（W-13区）
近代	建築物	—	大山寺本堂（登有）、大山寺鐘楼（登有）	—
	工作物	石塔	牛霊碑、嗒然の碑、宝牛	石塔
	墓地	—	—	西明院谷墓地群（W-13区）
	参道	—	石畳道	—

※上記一覧のうち「—」は、その要素が無いことを表す。各細要素の後ろの「（重文）」、「（登有）」、「（県保）」、「（町保）」は、それぞれ「重要文化財」、「登録有形文化財」、「県指定保護文化財」、「町指定保護文化財」を表す。

表 13 保護を要する範囲に存する本質的価値を構成する諸要素一覧表

時代	要素	細要素			
		寂静山地区	東地区	西地区	豪円山地区
中世	遺構	僧坊跡、土塁・石塁	僧坊跡	利生水	—
中世 近世	遺構	境内道	境内道	境内道、柴燈護摩壇跡	—
近世	遺構	—	僧坊跡、石垣、土塁、上豆腐屋跡、下豆腐屋跡、釈迦堂跡（後）、金剛童子社跡（後）、山神社跡（後）	釈迦堂跡（前）、金剛童子社跡（前）、山神社跡（前）、氷室跡、西明豆腐屋敷跡	—
	建築物	—	壽福院	—	—
	工作物	—	僧兵の力石、一字一石供養塔、佐々木高綱等身地藏、弘化の大地蔵	—	豪圓僧正廟、呼滝地藏
	墓地	寂静山墓地（J－23区）	源盛坂墓地（E－59区）、源盛坂西墓地（E－38・39区）	三輪平太の墓、池田輝澄墓地、本覚院跡、壽福律院跡	世代墓
近代	墓地	寂静山墓地（J－23区）	—	—	—

（２）本質的価値を構成する諸要素の概要

本質的価値を構成する諸要素は、大きく分けて寂静山地区、東地区、西地区、豪円山地区の各地区に分散する形で所在している。地区ごとに諸要素の概要をまとめる。

◆寂静山地区

寂静山地区は、林野庁が敷設した管理道による破壊を受けた部分もあるが、J-14区をはじめとした中世の僧坊跡が数多く残されており、土塁・石塁といった僧坊の区画を良好に残す地区である。『大山寺縁起絵巻』（模本）に大型の建物が一棟描かれているが、近世以降の絵図には描かれることのない地区である。しかし、その土地形状からも僧坊の存在を窺うことができ、開発の影響を最も受けておらず、特に地下遺構が良好に残っている地区である。

- ・境内道は中世のものと考えられ、その多くが土塁・石塁によって僧坊跡と区画されている。
- ・僧兵の墓と呼ばれる場所があり、スキー場の開発等により出てきたものなどを集めたとされ、中世の五輪塔や宝篋印塔ら、近くに中世墓地があったことを窺わせる資料を残す。
- ・近世以降の墓地群として、寂静山東墓地と寂静山墓地があり、後者は現在も墓地としての利用が続いている。



写真 26 J-14 区 堅穴建物検出状況



写真 27 寂静山東墓地



写真 28 僧兵の墓

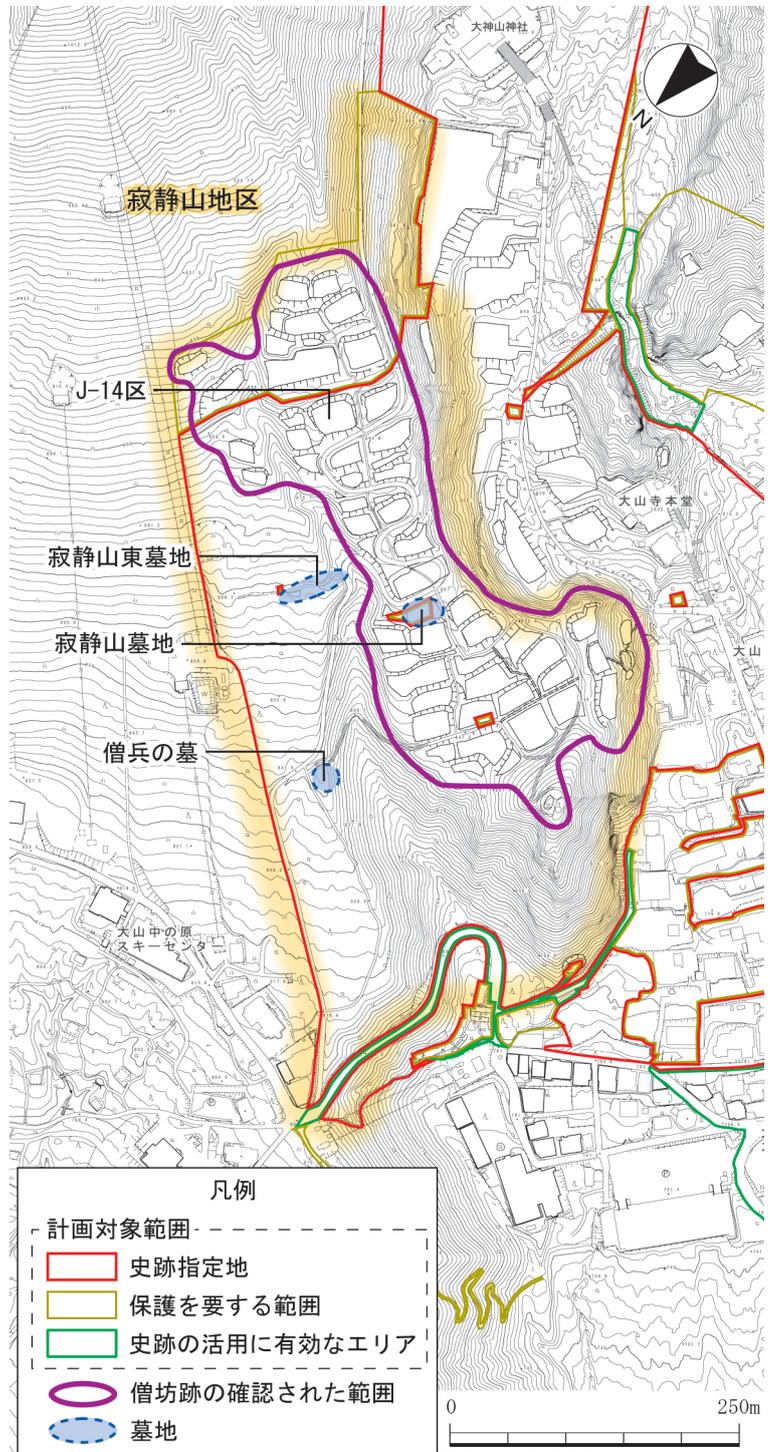


図 21 寂静山地区の「本質的価値を構成する諸要素」位置図

◆東地区

東地区は、大神山神社奥宮、大山寺本堂をはじめ主要堂社が多く集まっている地区で、現在の観光地としての大山の中心を成している。近代以後の改変を受けている部分も見られるが、絵図と現地形が概ね一致し、僧坊跡や建造物の配置等近世以後の様子を留めている地区である。現在は旅館街として整備されるなど景観は著しく変わっているが、地下には僧坊跡をはじめとする遺構が今なお現存している。

- ・近世の建造物として、重要文化財の大神山神社奥宮、末社下山神社、銅造明神鳥居、石造明神鳥居、県指定保護文化財の大神山神社奥宮神門、現存する子院のうち普明院、理観院、壽福院が残っている。
- ・近世の遺構として、大神山神社奥宮高石垣や西楽院跡などの石垣が残っている。
- ・近世後期に中門院谷の下側（寂静山下裾部）に移された釈迦堂跡や金剛童子社跡、山神社跡などの遺構も残っている。
- ・近世以降の墓地群として中門院谷墓地、源盛坂墓地、源盛坂西墓地がある。
- ・大神山神社奥宮現参道が、近代に拡幅整備されたが位置は概ね踏襲し、現在はメインの参道として、歴史的景観を形成している。
- ・石畳道などの参道沿いには一町地蔵や吉持地蔵、弘化の大地蔵、佐々木高綱等身地蔵等の近世以後の石仏類が見られる。
- ・近代の建造物として登録有形文化財である大山寺本堂及び大山寺鐘樓のほか大山寺観音堂、護摩堂がある。



写真 29 大神山神社奥宮



写真 30 銅造明神鳥居



写真 31 石造明神鳥居



写真 32 大神山神社奥宮現参道



写真 33 弘化の大地蔵



写真 34 大山寺鐘樓



写真 35 吉持地蔵



写真 36 中門院谷墓地



写真 37 佐々木高綱等身地蔵

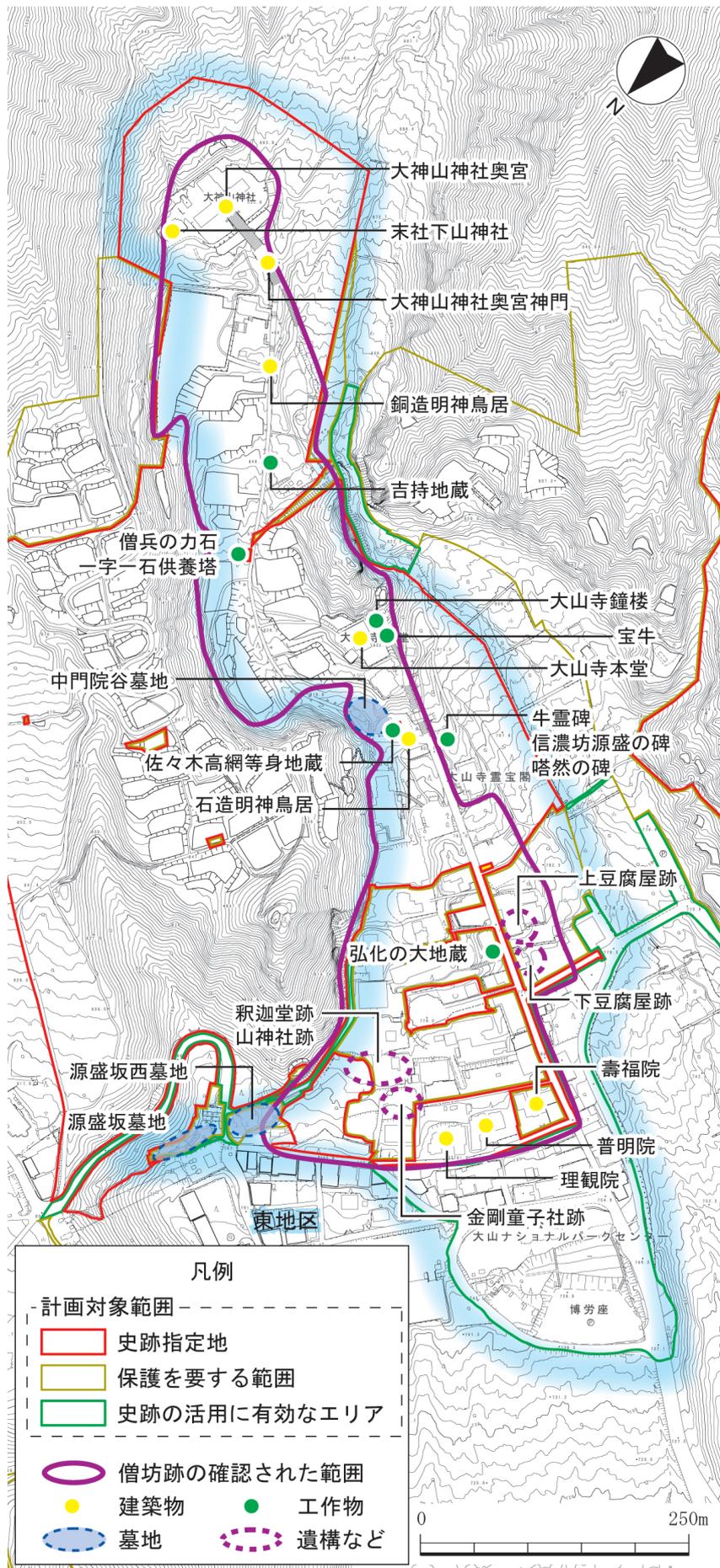


図 22 東地区の「本質的価値を構成する諸要素」位置図

◆西地区

西地区は中世から近世にかけての僧坊跡が残る地区である。絵図と現地形の比較により、中世から近世の僧坊群の変遷が明瞭に見てとれ、伯耆国大山寺の変遷を語るうえで欠かせない地区である。

- ・重要文化財であり現存最古の建造物である大山寺阿弥陀堂が残る。
- ・登録有形文化財の大神山神社石の大鳥居、子院のうち洞明院、金剛院など近世の建造物が残る。
- ・当時の重要堂社の礎石が残り、利寿権現社本殿の礎石は特に良好に原位置を留める。
- ・常行堂参道沿いなど、石垣が多く残されており、近世以前と以後を区分する指標になっている。
- ・墓地は、近世以降の墓地群であり大山寺旧境内最大規模の西明院谷墓地群があり、その他本覚跡や壽福律院跡など僧坊跡に墓地を有するものがある。
- ・近世後期までの移転前の釈迦堂跡や金剛童子社跡の南光院谷の主要堂社跡が残る。

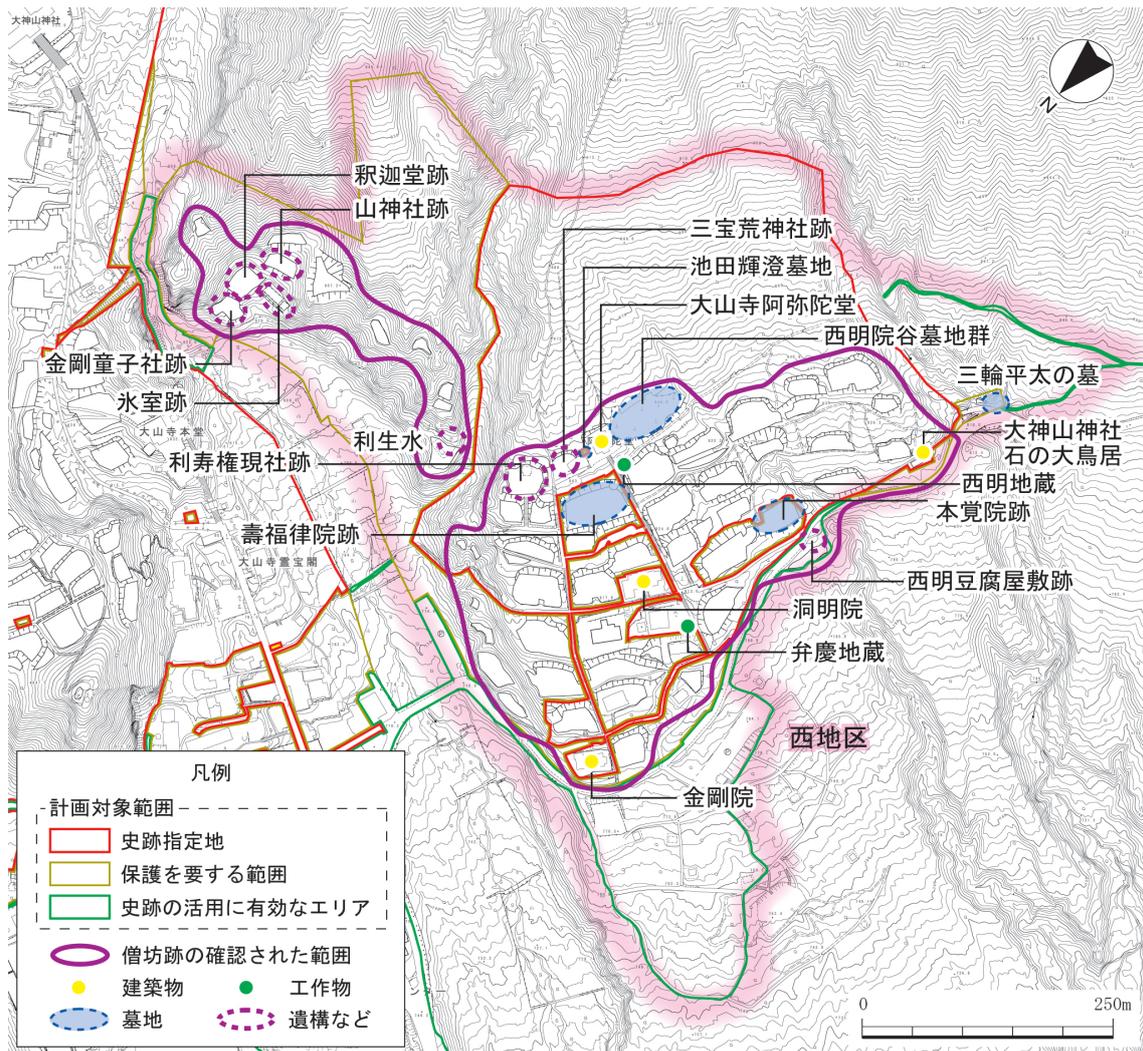


図 23 西地区の「本質的価値を構成する諸要素」位置図



写真 38 大山寺阿弥陀堂



写真 39 大神山神社石の大鳥居



写真 40 西明院谷墓地群



写真 41 釈迦堂跡



写真 42 金剛童子社跡



写真 43 氷室跡



写真 44 利寿権現社跡



写真 45 三宝荒神社跡



写真 46 利生水

◆豪円山地区

豪円山地区は、僧坊をはじめとする関連施設の遺構等は確認されず、僧坊等は営まれなかったと考えられる地区である。豪円山一帯は近世以降に新たに聖域として取り込まれたことがわかっている。

- ・ 絵図に豪圓僧正廟と描かれている山頂に、地蔵が残る。
- ・ 山頂へ向かう途中の道沿いに、世代墓と呼ばれる大山寺歴代学頭の供養塔が残る。
- ・ 近世期の道と思われる痕跡が残る。



写真 47 豪圓僧正廟



写真 48 世代墓



図 24 豪円山地区の「本質的価値を構成する諸要素」位置図

2 副次的価値を構成する諸要素

(1) 副次的価値を構成する諸要素の特定

本質的価値以外の価値を構成する諸要素については以下の通りである。

- ・中国三十三観音霊場札所、伯耆観音霊場、出雲國神仏霊場などとして、現在も民間信仰が続くこと
- ・全域が「大山隠岐国立公園」に含まれ、史跡指定地内においても希少な動植物が見られること
- ・修験道の行場跡などの遺構が残っていること
- ・大山道（川床道・横手道・坊領道・溝口道・尾高道）の一部が現在も残っていること
- ・博労座での「春祭り」に参詣する人々に向けた一息坂峠での接待がいまも代々続けられていること
- ・宿泊施設であった僧坊や子院（宿坊）が旅館に姿を変えつつも、現在も宿泊施設としての機能を果たし続けていること
- ・大山信仰圏の一部に「大仙神社」や「大仙社」などの神社、「大山堂」や「豪円堂」などの堂宇が残っていること
- ・重要無形民俗文化財である「塩原の大山供養田植」（広島県庄原市）など伯耆国大山寺の子院と檀那村との交流の中で伝えられた民俗行事が伝わること
- ・寺領域の一部に里坊としての街並みが残されていること

表 14 史跡指定地内に存する副次的価値を構成する諸要素一覧表

要素	細要素
信仰地	中国三十三観音霊場二十九番札所、伯耆三十三観音霊場十四番・十五番札所、出雲國神仏霊場十番札所
地形、景観	大山隠岐国立公園

表 15 史跡指定地外に存する副次的価値を構成する諸要素一覧表

要素	細要素
遺構等	行場跡、大山道（川床道・横手道・坊領道・溝口道・尾高道）
工作物	関金の鳥居 [倉吉市]、鳥居ヶ峠遙拝所跡の石柱 [岡山県真庭市]、大山道に伴う石仏・道標
信仰地	大山峰入りの山々、金門、賽の河原
自然地形、景観	大山、佐陀川、元谷
行事等	大山のもひとり神事（県無）、塩原の大山供養田植 [広島県庄原市]（重無）、一息坂峠の接待
宿坊であった宿泊施設	旅館街

※各細要素の後ろの「(重無)」、「(県無)」は、それぞれ「重要無形民俗文化財」、「県指定無形民俗文化財」を表す。

(2) 副次的価値を構成する諸要素の概要

中国三十三観音霊場札所、伯耆観音霊場、出雲國神仏霊場などとして現在も信仰の地である。また、史跡地内全域が「大山隠岐国立公園」に指定されており、その雄大な自然を求めて訪れる人々も数多くいる。史跡地内においても希少な動植物（p. 119～125 巻末資料C・D）を見ることができ、歴史の中に息づいている。

大山は、修験道の信仰地としての側面もあり、修験に伴う遺構も確認されている。これらは本質的な価値そのものを構成する要素ではないが、大山寺旧境内の歴史的な別側面を表す要素としては重要であり、今後調査研究等によりその価値を高めていく必要がある。

また、唯一現存する宿坊である観證院をはじめ、計画対象範囲内には旅館が立ち並んでいる。それらは僧坊跡に建てられたものであり、宿坊として宿泊機能を有していた僧坊が姿を変えつつも宿泊施設としての性格を引き継いだものである。

その他にも、県指定無形民俗文化財である「大山のもひとり神事」、重要無形民俗文化財である「塩原の大山供養田植」（広島県庄原市）などは現在も続けられている行事であり、大山信仰を今に伝える要素である。また、一息坂峠では毎年大山寺の春祭りに合わせて接待が代々行われており、参詣する人々に湯茶などがふるまわれている。

近世期に寺領からの参詣道であった大山道、本来の大智明権現社への参道の入口であった金門などや、倉吉市の関金の大鳥居、岡山県真庭市の鳥居ヶ峠遙拝所跡など大山信仰の名残を伝える遺構等も残っている。



写真 49 大山隠岐国立公園
(豪円山から大山北壁を望む)



写真 50 佐陀川



写真 51 元谷



写真 52 大山道（横手道）



写真 53 金門



写真 54 賽の河原



写真 55 行場跡（のぞき岩）



写真 56 もひとり神事



写真 57 塩原の大山供養田植



写真 58 関金の鳥居



写真 59 鳥居ヶ峠遙拝所跡
(写真提供 県立大山自然歴史館)

3 その他諸要素の特定と概要

史跡指定地内には本質的な価値を構成する諸要素以外に表 18・19・20 のような諸要素が存在する。これらは本質的な価値を構成するものではないが、史跡の保存活用上、必要であったり、有効であったりするもの、調整を図っていかなくてはならないものなどが該当する。

表 16 史跡指定地内に存する活用上有効な諸要素一覧表

要素	細要素
便益施設	標識・標柱、案内板、誘導板、表示板、規制板、公衆トイレ
休憩施設	ベンチ、東屋
管理施設	大神山神社奥宮社務所、下山神社社務所、大山寺事務所、大山寺観音堂、護摩堂、柵、手すり
展示施設	大山寺宝物館霊宝閣
防災施設	火災報知器、消火栓、消火器、消火ホース箱、ポンプ室、放水銃、避雷針

表 17 史跡指定地内に存する調整が必要な諸要素一覧表

要素	細要素
公益施設	電柱・電線、排水側溝、上下水道管
商業施設	茶屋、宿坊（観證院）
工作物	石塔、灯籠、芳名碑

表 18 史跡指定地外に存するその他諸要素一覧表

要素	細要素
ガイダンス施設	大山自然歴史館
便益施設	案内板、誘導板、表示板
周辺環境	南光河原、上渡、中渡、下渡
駐車場	博労座第1・2・3・4・5駐車場、南光河原駐車場、豪円山駐車場
治山・治水施設	擁壁、護岸



写真 60 案内板



写真 61 表示板



写真 62 公衆トイレ



写真 63 ベンチ



写真 64 大山寺宝物館霊宝閣



写真 65 放水銃



写真 66 排水側溝



写真 67 茶屋



写真 68 灯籠（寄進灯籠）



写真 69 大山自然歴史館



写真 70 案内板



写真 71 南光河原



写真 72 上渡



写真 73 中渡



写真 74 下渡



写真 75 南光河原駐車場



写真 76 博労座駐車場

第5章 現状と課題

第1節 調査研究の現状と課題

1 調査研究の現状

(1) 史跡大山寺旧境内の調査研究の現状

史跡大山寺旧境内整備事業の一環として、現地の詳細な踏査及び遺構確認のための試掘・発掘調査を行い、内容確認調査を進めている。併せて、文献調査等も実施している。

調査成果については以下の通りである。

- ・これまで不明であった大山寺旧境内の中世期の広がりをも明らかにするとともに、中世から近世にかけての変遷の概略が分かったこと
- ・伯耆国大山寺の組織と境内構造の一部が明らかになったこと
- ・境内地全体と僧坊の屋敷地との関係と有力僧坊跡の屋敷地の構造を明らかにできたこと
- ・中世の一僧坊跡の内部構造を明らかにし、遺物からは当地域における文化、交流、生活などの様相を把握できたこと
- ・地域における大山寺旧境内の果たした社会的役割の一端を示すような資料を確認できたこと
- ・庭園遺構を確認したこと
- ・行場跡など修験に関わる遺構を一部確認したこと

(2) 構成要素等の調査研究の現状（各調査項目の成果については、p.33～56 第3章第4節を参照）

石垣等 発掘調査時に出土した石垣については時期や積み方等の把握ができたが、計画対象範囲内に数多くあるその他の石垣については、分布調査も含め調査を継続しているところである。また地震や豪雨などの影響や、木の根による損傷などによって、崩落が進行している箇所も多く、現状を正確に把握する必要があり、平成30年度より石垣カルテの作成を開始し、写真による記録保存も始めている。平成28年度の鳥取県中部地震以降は災害復旧工事として石垣の復旧を行っており、並行して復旧箇所における石垣の調査も行っている。

令和元年度には過去に崩落した末社下山神社の東側石垣を復旧する工事を行っている。その際に紀年銘の残る石材及び被熱痕の残る石材を検出し、年代観を絞り込めたことは編年を考えるうえで大きな成果である。

なお、石垣等遺構については、現時点で、石罫、打込接の石垣、切込接の石垣、割石を使用した石列に大別できることを確認している。

仏像等 平成28年度及び平成29年度の追加調査の成果として、当時町指定保護文化財であった木造不動明王坐像（大山寺霊宝閣所蔵）が平成30年度に県指定保護文化財に指定された。

2 調査研究の課題

(1) 史跡大山寺旧境内の調査研究の課題

中世から近世にかけて、僧坊跡の範囲が縮小したことは明確となったが、信仰拠点としての伯耆国大山寺の開始時期、拡大及び縮小の段階や社会的・歴史的背景などの理由については不明である。今後は各地区の年代を明確にし、大山寺旧境内全体で見た場合、いつ・どのように成立・発展・廃絶していったのかを明らかにする必要がある。特に創建期の情報が少なすぎるのが大きな課題である。

また、本書内において、計画対象範囲を設定しているが、範囲外にも大山の山中などの行場跡や経塚などの有無については、未踏査の部分が多く、その調査結果によっては計画対象範囲を拡大する可能性もある。遺跡保護の観点からも、史跡指定地外に存在する未知の部分の踏査や測量といった調査も急がれる課題である。

(2) 構成要素等の調査研究の課題

各調査項目の課題については、下記の通りである。

絵図 絵図によって地名や名称が異なる部分や絵図との比定が不完全な場所などの特定を進めていく必要がある。他にも、開発に伴い、失われていった僧坊の総数や全容を明らかにしていく必要がある。また、絵図に描かれた僧坊プランと、現地で確認できる礎石や平坦地の形状などを比較して、僧坊の構造そのものを把握していくことも重要な課題である。

測量 踏査による成果を積み重ね、詳細な測量を行う場所を絞り、それに即した測量調査を行っていく必要がある。

発掘 西地区の右側など平坦地の密度が薄い場所をはじめ、僧坊に伴う遺構が特定できていない箇所について地下状況などを確認して、その理由を明らかにしていく必要がある。また時期が特定できていない箇所が多く、伯耆国大山寺の歴史解明において各遺構の時期の把握は必要不可欠であり、引き続き調査しデータを集める必要がある。

石垣等 加工技法や石積技法などを整理し、石垣の編年を明確にしていく必要があり、カルテ作成や石垣の解体と並行して継続的な調査を進めていかなければならない。

また、大山寺旧境内に分布する各種石垣等遺構について、その所在をすべて明らかにし把握していく必要もある。写真による記録保存等も合わせて分布調査が求められている。

民俗 大山信仰の時期・段階も含め、その広がりを確認するため、中国地方を広く視野に入れた信仰圏域の調査が必要である。

美術工芸品 時期や来歴の未確定のものや火災等で失われた仏像、流出した仏像の存在など明らかにしていく必要がある。

建造物 史跡の価値を高めるため、僧坊自体がどのような構造や外見をした建物であったか明らかにする必要がある。また、絵図等も踏まえながら、掘立柱建物から礎石建物への変化の時期を明らかにしていかなければならない。

古文書 調査では史料の存在確認のみであり、内容の詳細検討ができていないため、今後行う必要がある。また、伯耆国大山寺の寺領地域や中国地方から四国地方の一部に及ぶ伯耆国大山寺の信仰圏に、伯耆国大山寺に関する記録が存在する可能性があるため、それらの調査を行うことも必要である。更に、叡山文庫等に存在する伯耆国大山寺関係史料を調査することも重要な課題である。

また、僧坊にもたらされた大陸との繋がりを窺わせる出土品が、どういった経緯で入ってきたのかを示す文字資料が存在しないため、その有無も含めて調査をしていく必要がある。

併せて、散在している史料の整理などを積み重ね、その成果を蓄積していくことも必要である。

墓地 近世における伯耆国大山寺の衰勢をつかむため、詳細な時期ごとの個体数を把握することや、伯耆国大山寺の構造を具体的に明らかにするため、どのような人々が祀られていたか詳細に検討していく必要がある。伯耆国大山寺の歴史や構造について、墓地群からみた視点で具体的に構築していくことが大きな課題である。また、大山寺本堂などに伝わっている位牌と墓地にある墓碑の比較作業も必要である。

(3) 今後の方向性

今後も調査を継続して取り組んでいく中で、調査の内容や成果について、適切な記録や保存をしていくうえで、一定段階で調査報告書等にまとめ、刊行していくことが必要である。調査と並行して適宜その成果の公開も行っていきたい。

第2節 保存管理の現状と課題

1 保存管理の現状

(1) 史跡大山寺旧境内の保存管理の現状

史跡大山寺旧境内において行われた保存に影響のあった手続きは以下の通りである。また、保存のための公有化や保存施設の設置等は行っていない。

表 19 史跡大山寺旧境内の現状変更申請に係る許可一覧表

年 度	内 容	件 数	備 考
平成 29	公園事業（既設看板・テーブル・チェアの更新及び撤去）	1	鳥取県
	大山寺阿弥陀堂保存修理工事に伴うボーリング調査	1	大山寺
	国立公園満喫プロジェクト実施事業（標識・テーブル・チェア・階段工・土留工の更新）	1	鳥取県
	建物解体工事	1	大山町
	既設石畳舗装の修繕	1	大山町
	公衆便所改修工事のための単管足場設置	1	鳥取県
	石段復旧工事	1	大山町
平成 30	電力引込線設置	2	民間企業
	西楽院跡周辺の石垣復旧工事	1	大山町
	木製ベンチの設置	3	民間企業等
	通信線設置	1	民間企業
	外壁改修工事に伴う仮設足場設置	1	民間企業
	令和元年度実施予定の石垣工事関係	3	大山町
	木柱の取換	1	大神山神社
	広告物の設置	1	大神山神社
	土地の土系舗装	1	大山町
	イベント等の実施に係る工作物の設置	1	大山観光局
令和元	既設電線の張替え	2	民間企業
	イベント等の実施に係る工作物の設置	5	大山町ほか
	夏山登山道木階段の修理	1	鳥取県
	寄付者銘板の設置	1	地元奉賛会
	広告物の設置	1	地元自治会
	き損していた石段の復旧工事	1	大山町
	石垣復旧工事に係る仮設物の新設	1	大山町

表 20 史跡大山寺旧境内に係る自然公園法の現状変更申請許可一覧表

年 月 日	内 容	備 考
平成29年9月21日	高石垣の崩落の危険防止の注意板等の設置に関する申請	大山町
平成30年12月5日	高石垣の崩落の危険防止の養生板等の設置に関する申請	大山町

表 21 史跡大山寺旧境内に係るき損届一覧表

年 月 日	内 容	備 考
平成29年1月13日	鳥取県中部地震による史跡における石垣・石塔等の被害の届出	大山町
7月28日	史跡地の境界部分の崩落による石段の一部がき損	大山町
10月23日	史跡地の境界部分の護岸下部が台風の大雨による流出・き損	大山町
平成30年10月18日	隣接地の開発工事中に境界部分を越えて掘削が行われたもの	大山町 事業者のてん 末書を添付
令和元年11月6日	石垣裏込めを掘削し、看板を固定する目的で杭を打ち込んだもの	大山町 事業者のてん 末書を添付

(2) 構成要素等の保存管理の現状

建造物 大山寺旧境内には建築当時のままの姿を留めている建物は少なく、僧坊跡はそのほとんどが平坦地として面影を残すのみである。現存している建築物は、社殿では大神山神社奥宮、末社下山神社、堂宇では大山寺阿弥陀堂、子院建物では普明院、洞明院、理観院、金剛院、その他大神山神社奥宮神門に限られている。現存する子院は茅葺き屋根を金属板で覆う構造となっている。そのほかの工作物として石造明神鳥居、銅造明神鳥居、大神山神社石の大鳥居などが現存している。

遺構等 利寿権現社跡など明瞭に礎石を残す社殿跡やJ-14区など発掘調査によって構造が判明した僧坊跡などが残されている。地表面で確認できる遺構はわずかであるが、地下には中世から明治初期にかけての遺構が今も豊富に眠っていると考えられる。史跡指定後に地下掘削を伴う開発はなく、僧坊跡をはじめとする大山寺旧境内の地下遺構は良好な状態でその姿を留めているといえる。ただし、史跡指定以前に開発が行われ、建物の下に失われた僧坊跡も存在している。

石垣等 史跡大山寺旧境内の地表面に確認できる遺構として石垣・土塁・石塁などがあげられる。僧坊の区画整理に使われていた土塁・石塁は僧坊の平坦地に付随してその姿を残している。また、大神山神社奥宮、西楽院跡、各子院跡等、西地区の参道沿いなどには石垣が残されている。洞明院・恵鏡院の一部石垣は平成28・29年度、西楽院跡周辺の一部石垣については災害復旧事業として平成29・30年度に修理を行った。過去の大雨による被害で崩落していた下山神社東側の石垣については、令和元年度に修理を行った。この工事において検出された刻字石材については、拓本と実測を行った後築石として再利用し、現地にて保存を行っている。同じく令和元年度には、鳥取県中部地震で被害を受けた大神山神社奥宮高石垣の解体復旧工事に着手しており、令和2年度に完了する予定である。

2 保存管理の課題

(1) 史跡大山寺旧境内の保存管理の課題

地質上の問題や、降雨・降雪・積雪の影響、あるいは巨木の自生の問題など、遺構の保存において悪影響を及ぼす要素は多く、保護のための対策は喫緊の課題である。また、観光地としての活性化を目的とした諸開発からの保護、調整も急を要する課題であり、これらへの対応が求められている。

大山寺は現在檀家をもたない寺院であり、観光客の拝観料などで修理費等を賄っており、大神山神社奥宮については大神山神社の氏子が負担するということで、所有者の財源に関する課題もある。また、そのための寄進により建立される石碑・石塔、供養地蔵などのあり方については、必要に応じて調整しなくてはならない。

大山隠岐国立公園内に位置していることもあり、遺跡と自然それぞれに保存の必要性があり、調整・共存を進めていく重要性が高まっている。

(2) 構成要素等の保存管理の課題

建造物 大神山神社奥宮や末社下山神社は長年の風雨により、屋根等が激しく損傷しており、平成6年から7年にかけて、応急処置的な修理は行われてきたが、根本を解決するには至っていない。その後も度重なる災害によってき損し、その都度応急処置を繰り返している。大神山神社奥宮、末社下山神社ともに令和3年度からの大規模修理工事を目指して更なる協議を重ねていくことが急務である。

子院の建物では、維持困難を理由として平成22年に圓流院が解体された。また、理観院も管理が困難で危機的状況にある。子院の建物は史跡の構成要素として価値が高く、残り少ない子院の歴史的建造物としての保存活用も視野に入れた、確保・保存が大きな課題である。

現存する子院については、茅葺き屋根の傷みがひどくなっているため、倒壊を防ぐための対応が必要である。僧坊建物の更なる調査を行い、構造を明らかにするためにも、現存する子院の保存方法を検討していかなければならない。

僧坊跡 寂静山地区をはじめ、僧坊跡の平坦地が残っている箇所において草木が繁茂している状況が数多く見受けられる。それらのなかには、自然公園法などの保護規制により、伐採などが難しい箇所もある。ただし、木の根などにより地下遺構が破壊される危険性もあり、樹木への対策を考える必要がある。

石垣等 石垣などは震災の影響などを強く受け、経年劣化も伴って崩落の危険や孕み・ズレなどが多く生じている。計画を立て復旧に当たっているが、追い付いていないのが現状であり、その復旧が大変急がれている。また、石垣の崩落の原因として木の根による損傷もあり、自然公園法との調整が求められている。

令和元年度に修理した下山神社東側の石垣のように、崩落した際、崩落前の写真や実測図などの記録がない場合、復旧は難しくなる。そのため、現況の記録作業も必要である。また、史跡指定地外から崩落した石垣が、史跡指定地内に侵入することもあり、遺跡の保護と来訪者への安全面の両面から、買い上げや公有化ということも視野に検討していかなければならない。

参道の石畳道は劣化や根による損傷が目立ち始めているが、復旧の目途は立っていないのが実情である。通行人の安全確保や緊急車両等の安定した通行のためにも、今後、計画を立て、復旧などの措置をとる必要がある。

3 史跡指定地外における保存管理の現状と課題

史跡指定地外には、中近世の僧坊跡や主要堂社であった釈迦堂跡・金剛童子社跡、現存する子院である壽福院、利生水や氷室跡など、高い歴史的価値を有する史跡大山寺旧境内に関わる遺構が数多く点在している。また、僧坊跡には石垣を有するものもあり、中には崩落してしまった石垣も見受けられる。計画対象範囲内のうち、史跡指定地外には、所有者死亡後登記が変更されていない土地や所有寺院が廃絶した土地などもあり、管理が行われず荒れ地となった場所も多い。適切な保存や活用を図るため、追加指定を随時行っていく必要がある。

壽福院は店舗としての利用がされており、内装を一部変更したが、維持管理は続いている。

第3節 活用の現状と課題

1 活用の現状

(1) 史跡大山寺旧境内の活用の現状

第2章第4節でも記した通り、史跡地内は宗教施設であると同時に、観光地としての側面が非常に大きいと言える。

史跡大山寺旧境内に関わる展示物の公開活用施設としては、史跡指定地内の大山寺霊宝閣、史跡指定地外の大山自然歴史館がある。発掘調査及び関連諸分野の成果については、大山町文化財調査報告書（I、第5、9、13、14、16、18、19集）及び大山町文化財発掘調査報告書第12集にまとめられ、刊行されている。

本質的価値の周知 観光地として多くの来訪者がある大神山神社奥宮や大山寺本堂及び大山寺阿弥陀堂等は、それらの価値について観光マップやホームページで紹介されている。自然公園のガイドンス施設として鳥取県が設置した大山自然歴史館があり、大山寺の歴史・日本遺産の紹介など概略ではあるが、パネルによる説明が行われている。また、大山寺霊宝閣には重要文化財の仏像などが展示されている。しかし、史跡であること及び本質的価値については、施設や看板等がなく、周知が未だ不十分といえる。

イベント等 これまでに実施されている史跡大山寺旧境内の活用としては、時期ごとにさまざまなイベントの開催、博物館の特別展などでの公開、ガイドウォーキングや小中学生のフィールドワークなどがあげられる。また、第2章第2節でも述べたように寺社が行う催事等も行われている。

表22 史跡大山寺旧境内に関わる企画・イベント等（行政が主体となったもの）

年 度	イ ベ ント 名	備 考
平成28年度	大山一斉清掃（秋季）	10月
平成29年度	大山一斉清掃	4月、10月
	大山夏山開き祭	6月
	第4回大山歴史探訪ウォーク	6月
	お盆の大献灯	8月
	大山寺阿弥陀堂保存修理工事一般特別公開	9月
	謎解き宝探し	7月～9月
平成30年度	大山一斉清掃	4月、10月
	御輿行列（伯耆国「大山開山1300年祭」関連事業）	5月
	大山夏山開き祭	6月
	第5回大山歴史探訪ウォーク	6月
	大山の大献灯	8月、9月
	謎解き宝探し	7月～9月
	大山寺インスタくらしむ	11月
秋のたいまつ行列	11月	
令和元年度	大山一斉清掃	4月、10月
	謎解き宝探し	7月～9月
	秋のたいまつ行列	9月
	大山夏山開き祭	6月
	大山の大献灯	8月、10月
	紅葉を見に行こうよう to 大山寺旧境内	11月

広報活動等 史跡指定後、大山町のホームページ等に掲載するなど広報を行ってきた。平成29年度～令和元年度においては、伯耆国「大山開山1300年祭」と銘打ったイベントが行われ、そのほぼ全てが日本遺産と絡めて行われた。日本遺産の構成文化財としての史跡大山寺旧境内の広報活動が行われ、国内のみならず海外に向けたホームページなどにも掲載され、インバウンド等での活用にも寄与した。また、日本遺産の事業として、テレビ放映もされた。

(2) 構成要素等の活用の現状

公開活用の状況 史跡大山寺旧境内を構成する文化財はほとんどが一般公開されている。大山寺阿弥陀堂は12月から3月を除いて月に一度御開帳があり、その際には、大山寺阿弥陀堂内部、本尊である木造阿弥陀如来及両脇侍像が公開される。

また、仏像などが安置されている大山寺霊宝閣は冬季(12月～3月)を除いて一般公開されている。大神山神社奥宮及び末社下山神社については拝殿・幣殿は常時公開されているが、本殿は神事の際のみ公開される。僧坊跡や石垣など地表面に露出した遺構は常時公開されている。

現存する子院建物については、金剛院が店舗として活用されているが、宿坊の役割は失っている。



写真 77 大山寺阿弥陀堂修理公開



写真 78 紅葉を見に行こうよう
to 大山寺旧境内

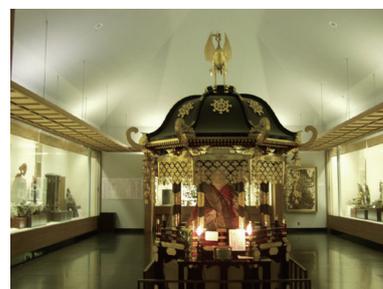


写真 79 大山寺宝物館霊宝閣内部

2 活用の課題

(1) 史跡大山寺旧境内の活用の課題

史跡大山寺旧境内には史跡についてのガイダンス施設がなく、その価値を十分に周知することができていない。このため、その設置について喫緊の課題として取り組んでいかなければならない。

また、ガイダンス施設と合わせて、史跡地内の来訪者の導線について具体的なイメージを持ち、そのうえで看板や解説パネル、誘導板、駐車場などの配置を固めていく必要がある。史跡大山寺旧境内として具体的に誘導する方法について考えていかなければならない。

本質的価値の周知 史跡の本質的価値について広く周知することや、計画対象範囲を含めた史跡指定地全体を巡りながら、来訪者が史跡の本質的価値を体感できるような活用方法を検討及び実施する必要がある。大山自然歴史館などと連携して、定期講座等を実施するなど検討していきたい。

公開活用の状況 遺構については、現地で常時公開されているが、それらが史跡の本質的価値として来訪者に理解されるような公開の方法を実施する必要がある。また、本質的価値の理解を深めるため、合わせて、これまでの各調査の成果について、広く公開することも検討する。

大山寺阿弥陀堂の修理に際して柿板の作成体験を実施したように、修理事業に町民や来訪者の協力を求めるなどの活用を行うことも検討していきたい。

イベント等 数多くのイベントを開催しているが、イベントによっては毎年同じような顔ぶれが多いなど、新規の参加者がなかなか得られないという状況がある。史跡の活用のあり方として、より多くの人に史跡の本質的価値を周知するため、参加募集方法及びイベント周知方法の見直し等が求められている。一方では、歴史解説は一度聞くと満足してしまうことが多く、リピーターを取り込むことが難しいといった問題もある。

また、外国人観光客に向けて文化財に関するキャプションや説明板などの多言語化も図っていかなければならない。

来訪者の利便 計画対象範囲には駐車場がいくつかある。ただし、案内板などが適切に設置されていないため、通行禁止地帯まで侵入する車があるように、その場所がわかりにくい箇所もある。

また、史跡指定地内における駐車場の使用については検討していく必要がある。

宗教活動との調整 史跡指定地内は、現在も宗教活動が行われる場所であり、宗教法人の活動との棲み分けや調整が必要となる。

(2) 構成要素等の活用の課題

史跡そのものに関しても同様ではあるが、常時公開されている遺構なども含めて構成要素それぞれの解説パネルやガイダンス施設などが存在しないため、ほとんど活用されていないのが実情である。史跡と合わせて構成要素の見せ方についても考えていく必要がある。例としてARやVRといった遺構に影響の少ない活用方法を考えていく必要がある。

第4節 整備の現状と課題

1 整備の現状

(1) 史跡大山寺旧境内の整備の現状

史跡大山寺旧境内においては、トイレや東屋などの便益施設の設置は自然公園としての活用の一環として行われており、これを観光活用している状態である。なお、これ以外には公共の便益施設は存在しない。他、観光に関わるものとして民間企業による電力引込線の設置、大山町観光課による道路整備などが行われている。また、近年W i - F i 環境の整備等も進められている。

一方で、令和2年3月31日時点では整備基本計画等は策定されておらず、計画的な整備は行っていない。

(2) 構成要素等の整備の現状

史跡指定後は重要文化財建造物である大山寺阿弥陀堂の保存修理工事、災害復旧として石垣の復旧工事、通常の石垣復旧整備を行っている。また、周遊コースの除草も行っている。

大山寺阿弥陀堂保存修理工事 平成7年に行われた前回の修理から20年以上経ち、傷みが目立つようになったため、平成28年11月から平成29年12月にかけて保存修理工事を行った。修理内容は、屋根の全面葺替えと木部の部分修理、外壁のカビの除去である。

災害復旧工事 平成28年に発生した鳥取県中部地震により、大山寺旧境内において、石垣の崩落や孕み、ズレなどが生じた。そのため、平成28年度より災害復旧として石垣の解体・積み直し工事を行った。平成28・29年度には洞明院・恵鏡院の一部、平成29・30年度には西楽院跡周辺の一部の復旧を行っている。令和元年度には、鳥取県中部地震で被害を受けた大神山神社奥宮高石垣の解体復旧工事に着手し、令和2年度に完了する予定である。

石垣の復旧整備 過去の大雨による被害で崩落していた下山神社東側の石垣について令和元年度に修理を行った。崩落以前を明瞭に残した写真等が存在せず、落下地点をグリッド分けすることでおおよその原位置を求めた。工事を実施する上で写真記録等による保存の必要性を再確認した。

僧坊跡等の除草 史跡地内において、僧坊跡や境内地などについて、除草作業を行っており、来訪者が散策できるような状態を維持している。周遊コースは確立されていないが、今後の開発と合わせて、除草作業も継続していきたい。

2 整備の課題

(1) 史跡大山寺旧境内の整備の課題

整備全体の課題としては、具体的な整備基本計画等が策定されておらず、計画的な保存活用に向けた整備が行われていないことがあげられる。

また、史跡として保存及び活用していくうえでどのような整備が必要であるかなどについて、意見を広く求めなくてはならない。意見収集については、効果的な方法や対象に関して検討する必要がある。特にガイダンス施設の整備については場所等についても早急に検討していかなければならない。

(2) 構成要素等の整備の課題

① 保存のための整備

- ・ 建造物や僧坊跡及び石垣などの遺構について、優先順位をつけ、計画的に修理または復旧を行う必要がある。
- ・ 構成要素等管理カルテを作成するなど、現状を把握する必要がある。

②活用のための整備

- ・復元も含めてどの遺構を保存・活用目的で整備していくのか、そもそも復元するのか（西楽院など）。
- ・多言語化に対応した説明板やキャプションの設置。
- ・ARシステムの導入（ARによる復元等）など。
- ・史跡のガイド施設などの展示施設の問題。
- ・西地区のトイレをどうするか。
- ・西地区への導線をどうしていくのか。
- ・休憩施設の整備（老朽化、必要数など）を検討。
- ・周遊コースを開発、バラエティを増やすための除草等の取り組み。

第5節 運営・体制の現状と課題

1 運営・体制の現状

(1) 人的・組織的体制について

史跡大山寺旧境内の保存・活用・整備に関する事項は、令和2年3月31日時点では大山町観光課が所管し、そのうち文化財室が担当している。

(2) 関連機関等の状況

①関連機関

史跡大山寺旧境内は、大山隠岐国立公園に含まれ、また観光地でもあるため、観光振興・大山の自然保護・索道事業などについては、観光課が担当している。

中国自然歩道などの自然公園に関連する事業については、鳥取県西部総合事務所生活環境局生活安全課が行っている。

②関連団体の状況

寺社関係としては宗教法人、地元自治会、地元奉賛会などが存在しており、管理に当たっている。観光開発等に関しては一般社団法人大山観光局が中心としてイベント等を行っている。

2 運営・体制の課題

(1) 人的・組織的体制の在り方について

史跡大山寺旧境内に関する各事業の実施・運営において各部局間の相互連携を強化していく必要がある。また、継続的な調査・整備体制を形成するために各種委員会の立ち上げやそれに伴う人材の確保なども必要である。財源確保や職員採用についても体制作りで欠かせない課題である。

保存のため、下記の体制整備が必要である。

- ・石垣の定点観察、石垣カルテの作成、写真記録保存など、また継続的な修理・復旧のための体制
- ・遺構を破壊、または破壊する可能性がある樹木の伐採に関わる国立公園保護との調整及び継続的な調査体制

(2) 関連機関等との連携について

計画対象範囲全体を包括して管理する運営体制とはなっておらず、情報共有・周知が効果的に行えていない。行政機関同士、町民、地元自治会、一般社団法人、専門家、ガイドなど、関係者間の情報の共有や周知などを行うための体制を整備する必要がある。特に活用においてはガイドの養成が必要不可欠である。

第6章 大綱と基本方針

第1節 大綱

史跡大山寺旧境内の望ましい将来像を以下に「大綱」として示す。

信仰と共に受け継がれていく史跡 大山寺旧境内

一 信仰の法灯を確実に守り伝える史跡であり続けること

現在も信仰が続く史跡としての価値を保持していくために、十分な調査研究により歴史を把握・検証し、成果に基づいた整備等により史跡の価値の顕在化を促進していく。また、史跡保護を確実に行っていくとともに、宗教活動との共存を図り、その活動を尊重する。

二 国内有数の、自然と共存し続ける史跡であること

その全域が「大山隠岐国立公園」に含まれている大山寺旧境内は、史跡指定地内においても希少な動植物が生息しており、それらも保護しながら史跡保護を図っていく必要がある。長い歴史の中で残されてきた豊かな自然に人々が触れ、憩うことのできる場所としての整備を行い、自然と歴史を絡めた活用方法を模索し推進していく。

三 観光地としての大山の中核を担うエリアであること

往時の姿の多くが失われている大山寺旧境内の価値を顕在化させ、歴史的景観の向上を図るため、修理・修復や復元等の整備を推進し、視覚的に伝える工夫をこらしていく。ガイダンス施設の整備など、観光拠点としての内容充実を促進し、史跡周辺エリアのイメージ向上につなげていく。また、宿坊の名残としての旅館街との共存を図り、人々が集まる場所として続いていくような活用・整備に努める。

四 地域の誇りとなる史跡であること

大山寺旧境内の多様な価値を高める調査研究・整備を行い、魅力的な歴史的景観や文化財的価値を身近に享受できるよう活用・整備を図る。積極的な公開活用により地域の誇りとしての意識を醸成・促進し、まちづくりに寄与するよう図っていく。

第2節 基本方針

1 調査研究の基本方針

- ①伯耆国大山寺の実態解明に資する調査研究を継続的に進め、本質的価値を高めていく。
- ②未踏査部分の踏査を含め、修験に関わる調査研究を行い、大山寺旧境内のもつ別側面での価値の把握を進める。
- ③史跡の本質的価値を構成する諸要素について詳細な調査を実施し、個別の文化財指定等の必要性の確認・把握に努める。
- ④調査研究成果を公表し、多くの人々と本史跡の価値の共有化に努める。

2 保存管理の基本方針

- ①史跡の価値を損傷することがないように適切な保存管理を図っていく。
- ②文化財保護法のみならず、自然公園法等関連法令に整合した適切な保存管理に努める。
- ③経年劣化や自然環境及び災害等による影響の程度など確実な状況把握に努める。
- ④社寺、旅館街との共存を図り、現在も息づく生活文化等の保存を合わせて推進していく。
- ⑤適切な保存管理のためゾーンを設定し、ゾーニングに基づいた保存管理を行う。

3 活用の基本方針

- ①史跡大山寺旧境内の歴史的・文化財的価値について、効果的な情報発信を図る。
- ②様々な分野や団体との連携を図り、史跡を身近に感じることでできるイベント等の創出に努める。
- ③史跡を学校教育や社会教育の場としての活用を推進し、文化財保護の意識向上を図るとともに、地域の誇りとしての史跡、という意識の醸成・促進に努める。
- ④大山に、新たに史跡という価値を付加し、観光地としての発展を促進するとともに、文化財に対する一層の理解を図る。

4 整備の基本方針

- ①保存管理及び活用を確実に推進させていくための整備を計画的に実施する。
- ②保存管理の方針に基づき、適切な修理・復旧を行う。
- ③史跡の価値を効果的に伝えるためのガイダンス施設等の整備を行う。
- ④観光拠点としての内容充実のために、便益施設及び案内板等の整備に努める。

5 運営・体制の基本方針

- ①日常の維持管理、保存、公開、活用、整備、調査研究等を着実に実施するために、町における運営・体制を確立する。
- ②町及びその他関係機関、関係団体の緊密な連携及び協働体制の構築を図り、一体的な大山寺旧境内の保存、活用、整備を推進していく。

第7章 調査研究

第1節 調査研究の方向性

- ①発掘調査や遺構分布調査、史料調査、美術工芸品調査等多様な調査研究を継続的に実施し、伯耆国大山寺の実態解明を目指す。
- ②史跡の本質的価値を構成する諸要素について詳細な調査を実施し、個別の文化財指定等の必要性の確認・把握作業を行う。
- ③史跡地内に生息する希少な動植物について、分布調査を継続して行う。
- ④町職員による調査研究に留まらず、地域の人々及び大学などの研究機関等との協力や連携を深め、一体となって歴史の解明・検証を行う。
- ⑤調査研究の内容や成果について、適切に記録や保存をしていくため、また本史跡の価値の共有化を図るため、一定段階で調査報告書等を作成する。
- ⑥修験道と伯耆国大山寺の関わりの中で、大山寺旧境内の有する価値についての調査を進め、史跡の価値の補強を図る。

第2節 調査研究の方法

1 保存管理及び整備エリアにおける調査研究

大山寺旧境内については、未踏査の部分や未だ確認されていない遺構が数多く存在しており発掘調査等を継続的に行っていく必要がある。特に平成29年度に実施した航空レーザー測量調査により、新たに僧坊等である可能性が高まった箇所について、踏査等を実施し、追加指定等も視野に入れながら実態の把握に努める。絵図との比定やその他文献史料などの調査研究が十分に行われていない状況もあり、伯耆国大山寺の盛衰の様相を明らかにし、今後の保存・活用・整備に資するための多様な調査研究を展開していく必要がある。

各調査項目については下記の通りである。

絵図 絵図によって地名や名称が異なる部分や絵図との比定が不完全な場所などの特定を進めていくために、絵図そのものの検証作業、踏査や発掘調査などの調査成果を積み重ねていく。

測量 航空レーザー測量調査の結果を参考に、未踏査の部分の踏査を重ね、詳細な測量を行う箇所を絞り、それに即した測量調査を進める。

発掘 西地区内の右側など平坦地の密度が薄い場所などをはじめ、僧坊に伴う遺構が特定できていない箇所、時期の特定できていない僧坊跡などを積極的に調査し、僧坊の変遷や時期を把握していく。

石垣等 石垣カルテ作成や石垣工事と並行して、加工技法や石積技法、編年などの整理を進める。また、併せて、写真による記録保存を行い、随時状況を確認する。

美術工芸 流出した仏像などの所在等を整理し、伯耆国大山寺が所有していたとされる美術工芸品の実態解明を進める。

建造物 個別の文化財指定も視野に、現存する子院の再調査を実施する。失われた僧坊・子院については発掘調査等の成果を積み重ね、各僧坊がどのような構造や外見をした建物であったか、また、併せて掘立柱建物から礎石建物への変遷の時期等を明らかにしていく。

古文書 散在している史料を整理し、並行して計画的に内容検討や把握をしていく。

墓地 墓碑等の時期などについて再整理を行い、また大山寺本堂等に伝わる位牌等との比較作業を行う。

2 保存管理及び整備エリア外における調査研究

本計画により大山寺旧境内と定めている範囲（保存管理及び整備エリア）外に存在する伯耆国大山寺と関連のある遺構や文化財等の中には、史跡の本質的価値を高めうるものもある。それらについて、保存活用計画の見直しに合わせて計画対象範囲を拡大する等のことも視野に入れながら調査を継続していく必要がある。特に伯耆国大山寺と修験道の関わりについて、踏査等により少しずつ明らかになってきており、地藏信仰とは別側面での大山寺旧境内の価値について把握が必要である。

各調査項目については下記の通りである。

修験 山岳修験の山である大山について、踏査などの積み重ねにより関連遺構の分布等の把握に努め、伯耆国大山寺と修験道との関係解明を図る。併せて、大山峯入りのルートや弥山禅定のルートについても調査を進めていく。

寺域 伯耆国大山寺の境内地の境界として『大山寺縁起』において登場する四角山王について、絵図との比定・検証を行い、存在が未確認のものを含め位置の特定に努める。

また、その他に伯耆国大山寺の寺域を示すものとして寺領や檀那村、大鳥居などがあり、寺域を示すものや寺領三千石の範囲を絵図と比定し、現在の地図に反映させていくなども必要な作業となる。それらを利用した広域な連携による活用に耐えうる資料の作成を図っていく。

第8章 保存管理

第1節 保存管理の方向性

- ① 史跡の価値を損なうことがないよう保存管理を適切に行い、史跡を構成する価値及び諸要素を確実に保存継承する。
- ② 日常的な維持管理を確実に行うとともに、き損箇所等の把握を行い、修理等を必要に応じて計画的に実施する。
- ③ 希少な動植物の分布について、日常的な維持管理と併せて現況確認に努める。
- ④ 文化財保護法上設置を義務付けられている史跡境界標等の設置を行う。
- ⑤ 発掘調査により確認された地下に埋蔵されている遺構等については、適切な記録を行い、覆土等による保存措置を講ずる。
- ⑥ 石垣等地上に露出している遺構については、調査研究の成果に基づく適切な保存措置を講ずる。
- ⑦ 史跡指定地内における、行政及び諸団体によるイベント活用などと史跡保存の調整を図る。
- ⑧ 宗教活動や旅館街における商業活動に伴う開発、国立公園としての整備等について、史跡の保存との共存を図る。
- ⑨ 本計画に定める現状変更等に関する基本方針や取扱い基準及びゾーニングに従い、史跡の価値の確実な保存を行う。
- ⑩ 適宜追加指定と公有化を推進し、適切な保存管理を行う。

第2節 保存管理の方法

1 史跡指定地内における保存

(1) 保存管理の基本的な事項

- ・ 遺構の保存・活用・整備上の理由を除き、土地形状の変更、建築行為、設備等の設置、新規の植栽は行わないことを原則とする。それぞれの現状変更に関する取扱い等の詳細は、本章第3節及び第4節にて定める各ゾーニングによる基準に拠るものとする。
- ・ 史跡指定地内の保存整備や環境整備に際しては、本計画に示す基本方針を踏まえ、整備基本計画を策定し、学識経験者や各関係機関の指導を受けながら整備を実施する。

(2) 日常的な維持管理

① き損や劣化の状況把握

- ・ 石垣等について、定期的な写真等での記録保存やパトロールを行うなどし、き損や劣化の状況を把握するよう努める。
- ・ 史跡の価値を構成する要素については、「構成要素等管理カルテ」(p. 84 図23)を作成し、き損の程度や生じた日時などを把握する。
- ・ 修理が必要と判断される箇所について、作成したカルテに基づいて優先度や重要度を判断し、修理計画を作成する。
- ・ き損箇所について、所有者等と連携し、状況や程度などの情報共有を図る。

② 景観の維持

- ・ 顕在遺構の保存、史跡及び国立公園としての良好な環境、景観の維持に努める。
- ・ 遺構の表面表示や立体的表示、周遊路などの整備箇所は適切に維持管理を行い、歴史的景観の維持向上に努める。
- ・ 除草等による希少な動植物の損失を防ぐため、希少な動植物の分布状況の把握に努め、留意して作業を実施する。

構成要素等管理カルテ

(文化財名称: 史跡大山寺旧境内)

構成要素番号	1
--------	---

カルテ番号	1-3
更新日	令和元年6月28日

構成要素(建造物)名 大神山神社奥宮

指定等	国指定重要文化財
-----	----------

場所	大山1番地	部位 1	南長廊屋根	部位 2	南長廊柱・梁
部材	現状・摘要		留意点(特に継承を要する点等)		
柿屋根	全体的に退色、一部剥落が見られる		剥落箇所における雨漏り・カビ等の確認		
木製柱・梁	全体的に退色、柱の一部に腐朽が見られ、不陸も発生している。		腐朽・不陸による耐久度の確認。腐朽の進行度の確認。		
箱棟の銅板	全体的に退色、一部がめくれ上がり仮補修中。		めくれた箇所の雨漏り・カビ等の確認。		

【図面・写真等】



劣化・き損箇所	過去にめくれていた箇所の箱棟の銅板が強風により完全にめくれあがる		
記録年月日	平成31年3月25日	き損等の年月日	平成31年3月23日

位置図・写真			
	<p>既に白カビの発生が確認されている</p>		

特記事項 (対応方針)	銅板を仮補修後、令和3年度の修理工事に向けてどういった応急処置を行うかについては検討中。被害を防止するため、ビス等を使用して固定することも検討。		
----------------	--	--	--

修理等の履歴	平成7年度に修理を実施。	修理等の優先度 または重要度	優先度: (高) 中 低 重要度: (高) 中 低
--------	--------------	-------------------	--------------------------------

図 25 構成要素等管理カルテの様式案

(3) 計画的な修理の実施

- ・石垣等、経年劣化により修理が必要な箇所については、石垣カルテ及び構成要素等管理カルテに基づき計画的に修理を実施する。修理にあたっては、史跡の価値を損なわないよう、事前の発掘調査、文献調査等を十分に行うとともに、必要最小限の修理範囲に留める。
- ・樹木の根などが遺構等の史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存を脅かす恐れがある場合には、関係機関との調整を行い、史跡としての価値を保護することに努める。

(4) 史跡境界標の設置

文化財保護法（第115条第1項）で設置を義務付けられている史跡境界標を設置する。（史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則第4条）

(5) 石垣の日常的な管理

石垣の日常的な管理については、『石垣整備の手引き 2015.1』に詳細に記述されており、抜粋（一部実情に沿ったものに編集）を掲載する。

1 石垣の日常的な維持管理

(1) 意義・目的

石垣の日常的な維持管理は、石垣の状態を常に良好に維持し、管理することである。それは、ア. 見回り・清掃、イ. 雑草・実生木の除去、樹木管理、ウ. 石材管理、エ. 排水管理の4つから成り、それぞれの性質に応じてある一定の周期の下に行うものである。

(2) 総括的事項

日常的な維持管理を継続的に行うことは、石垣の緩み・孕みの進行を防止または抑制する効果を持つ。それは、結果的に経費面の節約においても効果をもたらす。石垣の復旧（修理）の前後に関わらず、日常的な観察を通じて行う概況調査と並行して実施することが重要である。維持管理の実施内容は、石垣カルテにも反映されることとなる。

(3) 維持管理の基本的な考え方

上記の4項目に応じて、実施時期、対象範囲、間詰め石の安定状況、排水機能の維持の状況等の項目を定め、記録する。日常的な観察（概況調査）と同時並行で行う場合には、地方公共団体の職員が自ら記録することとなるが、内外の機関・部局等に委託する場合には、留意事項を定めるなど、統一した記録の作成に努める必要がある。

(4) 維持管理の内容

ア. 見回り・清掃

石垣の上面・表面・基部にゴミが捨てられたり、放置されたりする可能性もあることから、定期的に見回りを行い、清掃に努める。

常に清潔・整頓された状態に維持されていることは、人が親しみやすい石垣の周辺環境を創造する上での前提となる。したがって、石垣付近に限ることなく、境内地全体においても、日常的な見回り・清掃は重要である。

常勤・非常勤の監視員、外部機関への業務委託、ボランティア活動によるものなどがある。

イ. 雑草・実生木の除去、樹木管理

石垣の上面・表面・基部に叢生する雑草・実生木の除去、植栽樹木の適正な管理を行う。

雑草・実生木を放置すると、表面に付着した根が石材を表面から劣化させたり、石垣の裏込め

(栗石・砂利層)にまで及ぶことにより、石垣の安定性に重大な影響を及ぼしたりする可能性がある。したがって、それらの除去は年間最低2回行うことが望ましい。特に、高石垣の表面に叢生した雑草・実生木の除去作業は危険を伴うことから、外部の専門的な機関に委託して実施することが多い。ただし、雑草の叢生箇所は地下水の浸潤の経路を示している可能性もあることから、除草の前に丁寧に観察し、石垣の緩み・孕みと雑草の生え方及び水の浸潤経路との関係を推測することも必要である。

また、石垣の上面・基部にはスギ・サクラ・ブナ等の樹木が植栽または自生している。それらの中には、長い年月が経過する過程で根が張り、石垣の安定性に悪影響を及ぼしているものも見られる。したがって、日常的に樹木の根張りと石垣との関係を観察し、顕著な影響を及ぼしていると判断できる場合には、伐採・移植するなどの適切な処置が必要となる。その際には、根張りによって緩み・孕みが顕著に生じている石垣の範囲を特定し、解体修理を行う必要がある。

樹木は、自然公園の良好な景観又は来訪者にとっての快適な環境を創造し、生物の生息環境を維持する上でも重要な役割を果たしている。したがって、それらの伐採・除去にあたっては、樹木が果たすこれらの多くの機能にも留意が必要である。特に、伐採・除去の明確な理由を事前に看板・広報誌等を通じて公表し、その合理性について地域住民の合意を得るよう努めることも重要である。

樹木は生長するものであり、時間とともに根が石垣の安定性に影響を及ぼすことは必至である。したがって、石垣の上面・基部など石垣の直近の位置には、できる限り樹木植栽を差し控えることが求められる。

ウ. 石材管理

観察・維持管理とも関連して、石垣を構成する個々の石材、解体修理後に再使用せずに他所にて保管した石材の管理を行う。

個々の石材が雑草・蘚苔類・地衣類等により劣化していないか、割れ等を生じるなど顕著な劣化・風化が進んでいないかについて、確認・把握を行う。

エ. 排水管理

石垣の上面・基部における排水溝が正常に機能しているか、排水されずに湿潤な状態のまま継続することがないか等の点について確認・把握を行う。

特に、石垣上面の排水が適切に行われていない場合には、石垣の裏込め(栗石・砂利層)に土砂が流入し、目詰まりを引き起こすことにより、石垣の緩み・孕みの遠因となる可能性もある。

また、豪雨時の排水状況を確認することにより、現時点での排水系統での最大許容度を把握することができる。

2 石垣カルテの作成・追加更新

(1) 意義・目的

石垣カルテは、日常的な観察による概況把握及び日常的な維持管理の2つの側面を通じて得た基礎情報を踏まえ、さらなる調査研究(基本調査・追加調査)により段階的に収集した情報をも含め、石垣の各区間の現状に関する情報を系統的に整理した資料である。

それは、旧境内に存在するすべての石垣の情報を網羅的にまとめた資料といってもよく、次の段階にあたる「石垣の復旧(修理)のための基本計画の策定」に際して基礎的な情報源となるものである。

石垣カルテの作成は、石垣の各区間の遺存状況及び破損・変形状況を詳細に把握する上で意義があるのみならず、築造時期・改修時期、各時代の意匠上・技術上の特質を総括的に把握する上でも有効である。

石垣カルテを作成する目的は、旧境内の石垣の全体を対象として詳細を把握することにより、石垣の各区間について復旧(修理)の方針を決定し、実際の方法を定め、さらに地震・大雨等の

自然災害により崩落等が発生した際に効率的に復旧（修理）するために、石垣に関する重要な基礎情報を蓄積することにある。石垣カルテには、基本調査で得た情報を確実に残すとともに、追加調査によって得た情報を追加していくことが必要である。また復旧（修理）後の経過観察の成果を踏まえ、定期的に追加更新することも必要である。

（６）イベント活用等に際しての管理

史跡指定地内におけるイベントの実施等に伴う工作物の設置などにより、史跡の価値が損なわれないよう十分に関係機関及び関係団体等との協議及び調整を行う。

（７）宗教活動との調整及び共存

宗教活動に伴う行為により史跡の価値が損なわれないよう、事前の協議・調整の実施を強化する。特に寄進や寄付に伴う石塔等の設置などの行為については、恒常的に浮上してくる課題として捉えて、ガイドラインの作成等を行っていく。

（８）商業活動及びその他開発行為との調整及び共存

旅館街をはじめとして商業活動を行う施設等については、史跡の保存との共存に努め、特に地下遺構を保護するための調整などを十分に行う。また、その他生じてくると考えられる開発行為等については、関連計画や関係機関等とも十分な調整・協議を行い、史跡の価値が損なわれないように努める。手続きに係るガイドライン等を作成し、周知を図っていく。

（９）防災・防犯対策

①防災対策

文化財建造物の焼失について取り上げられることが増え、本史跡も多くの文化財建造物を抱えている。現在、火災等が発生した事例はないが、無住の建造物については管理が行き届いていないものもある。日常的な維持管理と合わせて町担当者によるパトロールを実施し状況の把握に努める。なお、所有者等により管理が行われている建造物については引き続き協力を得ていく。

平成 28 年の鳥取県中部地震では、史跡指定地内で 4 ヶ所の石垣が崩落し、その他多数の石垣で孕みやズレが生じた。今後、同様の地震等により崩落する危険性のある石垣については、石垣カルテや日常的な観察に基づいた計画的な修理を実施することで対応していく。また、必要に応じてバリケードなどを設置し、来訪者の安全確保を図る。

②防犯対策

現在、盗難に遭うと想定される文化財が安置されている箇所はほとんどが施錠されている。施錠されていない箇所にあるものについては法量大きいものであり、周辺に車両が近づけないことから実質持ち逃げが不可能である。そのため、現在の管理状況を維持していくものである。

2 史跡指定地外における保存

史跡指定地外においても、保護を要する範囲としている土地については、史跡の本質的価値を有していると考えているが、指定地としての保護は行えていない。該当の土地については、諸般の課題を解決し、適切に保護を図っていく。

第3節 ゾーン区分

1 ゾーン区分

保存管理及び整備エリアを、現在の土地利用に保存・活用・整備の視点を加えて、A～Eゾーンに区分する（p. 89・90 図26、p. 91・92 図27）。

ゾーンごとに現状変更の許可基準を定めて保存管理を図っていくこととする。なお、保護を要する範囲（現在、史跡指定地外）については、追加指定後にゾーニングを適用するものとする。

（1）史跡指定地内におけるゾーン区分

Aゾーン：境内地・境内道・僧坊跡等

宗教法人の境内地（大神山神社奥宮、大山寺本堂、大山寺阿弥陀堂、洞明院、圓流院、普明院、理観院、壽福院、金剛院、観證院、禅智院、法雲院、蓮浄院）、境内道、そのほか主要な周遊コース上にある僧坊跡や重要遺構の残る箇所（利寿権現社跡、三宝荒神社跡等）が該当するゾーンである。保存していくべき遺構が多く存在するため、保存・活用・整備を併存させていくゾーンである。また、宗教法人としての活動を尊重し、共存を図っていくゾーンでもある。

Bゾーン：山林等

現状宗教活動や商業活動などが行われておらず、その他の開発行為も行われていないため、現状を保持していくゾーンである。また、僧坊跡や平坦地のなかで、主要な周遊コースを設定し活用していくことが難しいものも含まれている。

Cゾーン：旧園地

南光河原沿いの旧園地が該当する。造成地の可能性が高く遺構に及ぼされる影響が少ないと考えられるため、現状変更等については比較的基準を低くして対応するゾーンでもある。

※「旧園地」とは、過去に計画された「園地計画」の対象地であった場所であり、地域住民による呼称である。便宜的に、その呼称を使用する。

Dゾーン：墓地

明治以前から墓地としての利用がなされており、現在も墓地としての利用がなされているため、保存と墓地としての利用を併存させるゾーンである。

（2）保護を要する範囲におけるゾーン区分

A～Dゾーンについては、史跡指定地内と同様のゾーン区分を使用し、加えてEゾーンを設定する。Eゾーンについては以下の通りである。

Eゾーン：旅館街等

現在の旅館街等に該当するゾーンである。旅館街の存続は史跡の副次的価値を構成する要素でもあるため、史跡の本質的価値の保存と共存を図っていくゾーンである。

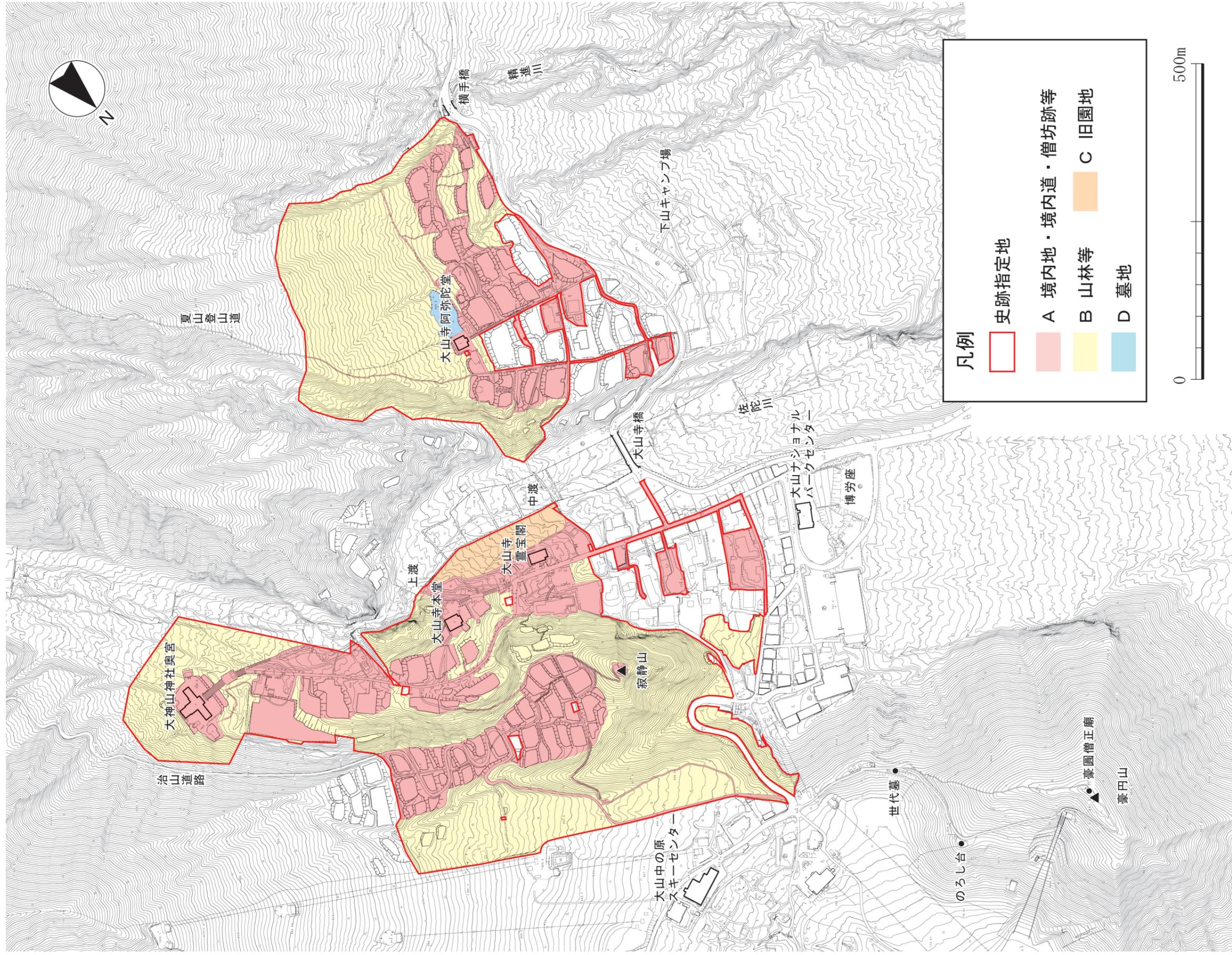


図 26 史跡指定地ゾーニング図

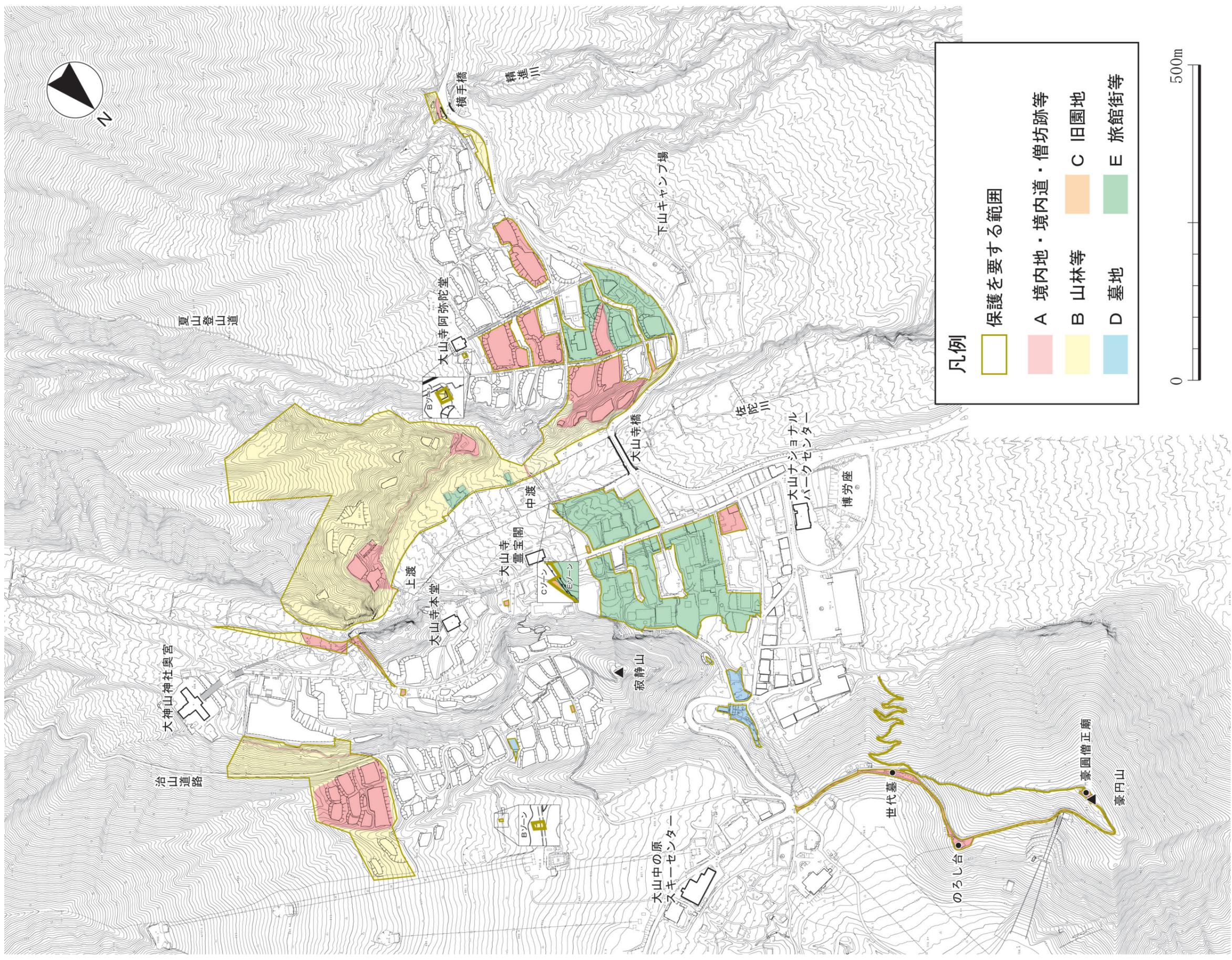


図 27 保護を要する範囲ゾーニング図

第4節 現状変更に関する取扱い基準

1 ゾーン別の現状変更の取扱いと運用基準について

基本的な現状変更の方針としては、現状維持を原則として、例外的に保存・活用・整備上必要なものも認めていく、というものである。また、協議を有しない場合においても、事前の相談を前提とするものである。

(1) ゾーン別の現状変更の取扱いに係る原則

【Aゾーン】

- 1) 保存・活用・整備上必要なもののみ認める。
- 2) 社寺の維持管理に必要なものは、掘削を伴わず遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
- 3) 参道や境内地の管理・修復に伴うものや案内板などの設置は、遺構及び歴史的景観の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
- 4) 工作物の新設は、事前調査によって遺構が確認されなかった場合に認める。
ただし、石垣の天端上または前面における新設は認めない。
- 5) 既設工作物の建て替えは、既存の掘削範囲内で認める。
- 6) 工作物の新設・建て替えにおいて、来訪者の安全の確保のため掘削を伴う場合は、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。

【Bゾーン】

- 1) 史跡の保存・活用・整備上必要なもののみ認める。
- 2) 遺構の保存に影響のない範囲で認める。
- 3) 遺構に影響を及ぼす恐れのあるものは認められない場合がある。

【Cゾーン】

- 1) 遺構の保存に影響のない範囲で認める。
- 2) 掘削を伴わない仮設の工作物については認める。
- 3) 新たな工作物は、事前調査によって遺構が確認されなかった場合に認める。
- 4) 設置する工作物については、歴史的景観を著しく損なわないものとする。

【Dゾーン】

- 1) 工作物の設置等のみ認める。
- 2) 工作物について、現墓地領域内での墓石の設置・建て替え・撤去のみ認める。
- 3) 遺構の保存に影響のない範囲で認める。
- 4) 明治時代以前の墓石等の建て替え・撤去は認めない。

【Eゾーン】

- 1) 遺構に影響のないものについては原則認める。
- 2) 掘削を伴う場合は事前調査を行い、その後協議を必要とする。

(2) ゾーン別の現状変更の運用基準について

大山寺旧境内におけるゾーン別の現状変更の運用基準は次に掲げる表 23 の通りである。

なお、表 23 については、下記の注釈を適用するものである。

- * 1 建築とは、建築物を新築し、増築、改築、又は移転することを指す。新築とは新たに建物を建てることである。増築とは既存の建築物の床面積を増加させることを指し、同一敷地内であり類似の用途であるものである。改築とは建築物の全部又は一部を撤去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることを指す。移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことを指す。
- * 2 建築物とは、社殿、堂宇、住居、宿泊施設、小屋、車庫、管理棟、公衆トイレ、ポンプ室、茶屋、そのほかこれに類するものをいう。
- * 3 工作物とは、貯蔵施設、防災施設、標識、電柱、鉄柱、木柱、石柱、コンクリート柱、柵、擁壁、街路灯、灯籠、芳名板、看板、橋、護岸、そのほかこれに類するものをいう。
- * 4 文化財等の修理に伴う現状変更は原則認める。
- * 5 国立公園の管理に伴う行為について事前に協議や相談を必要とする。
- * 6 樹木の伐採等については、危険木など来訪者の安全を脅かすものについては原則認めるが、自然公園法による制限もあるため、調整や協議を要するものである。
- * 7 当該現状変更によって、歴史的景観が著しく損なわれることがあってはならない。
- * 8 歴史的景観を維持するための規制は、大山隠岐国立公園大山蒜山地域管理計画書を準用するものとする。

表 23 現状変更の取扱い基準表

【現状変更】	Aゾーン (境内地・境内道・僧坊跡等)	Bゾーン (山林等)	Cゾーン (旧園地)	Dゾーン (墓地)	Eゾーン (旅館街等)
建築物の新築	史跡及び境内の保存・活用・整備上必要なもののみ協議のうで認める。 ・原則として遺構に影響がある場合は認めない。 ・復元に関わるものについては遺構の保存を優先するが、協議のうで認める。	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。 ・掘削を伴う場合は事前調査が前提となる。 ・歴史的景観を損ねることがないように調整を行う必要がある。
建築物の増・改築	史跡及び境内の保存・活用・整備上必要なもののみ協議のうで認める。 ・遺構に影響がある場合は認めない。	同上	同上	同上	同上
工作物の設置等	史跡及び境内の保存・活用・整備上必要なもののみ協議のうで認める。 ・原則として掘削を伴わず遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。 ・掘削を伴う工作物は、現状存在しているものと同様のものの新設及び建て替えのみ認める。 ・来訪者の安全のために設置されるものについては、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	史跡の保存・活用・整備上必要なもののみ協議のうで認める。 ・遺構に影響がある場合は認めない。	事前調査を前提に認める。 ・掘削を伴わない仮設の工作物は認める。 ・掘削を伴う工作物は、事前調査によって遺構が確認されなかった場合に認める。 ・設置する工作物については、歴史的景観を著しく損なわないものとする。	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。 ・現墓地領域での墓石の設置や建て替え、撤去などは認める。	同上
道路建設	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。
道路改良	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
水路建設・改良 (維持管理)	同上	同上	同上	同上	同上
上・下水道敷設 ・改良(維持管理)	同上	同上	同上	同上	同上
石垣等の変更	同上	同上	同上	同上	同上
植樹	原則として認めない。 ・社寺境内地については協議のうで認める。	原則として認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。	既に植樹されている箇所については認める。 ・新たな箇所の場合は協議を必要とする。
伐採	史跡の景観に影響を与えない範囲で認める。 ・社寺所有者の管理上生じる軽微なものについては認める。 ・伐根は遺構に影響がない場合のみ認める。	史跡の景観に影響を与えない範囲で認める。 ・社寺所有者の管理上生じる軽微なものについては認める。 ・伐根は遺構に影響がない場合のみ認める。	原則認める。 ・伐根は遺構に影響がない場合のみ認める。	原則認める。 ・伐根は遺構に影響がない場合のみ認める。	原則認める。 ・伐根は遺構に影響がない場合のみ認める。
地形の変更等	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。	遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
発掘調査	史跡の調査研究・保存・整備上必要なもの以外を認めない。	史跡の調査研究・保存・整備上必要なもの以外を認めない。	史跡の調査研究・保存・整備上必要なもの以外を認めない。	史跡の保存上必要なもの以外を認めない。	史跡の調査研究・保存・整備上必要なもの以外を認めない。

2 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の許可区分

大山寺旧境内における現状変更等の取扱い基準等を以下のように定める。

(1) 現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例

文化財保護法第125条第1項ただし書き及び「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」に規定される現状変更等許可が不要な行為について、その具体的な事例は以下の通りである。

○史跡のき損・衰亡時の現状復旧

石垣の築石が部分的に外れた場合にそれを元の位置に戻す行為

○史跡のき損・衰亡の拡大防止措置

石垣の裏込めへの雨水等の流入や裏込め土の流出を防ぐための土嚢等による措置等緊急を要する場合のその他行為

○史跡のき損・衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における、当該部分の除去

原則として該当する行為は存在しない

○非常災害時における応急措置

地震・台風・火災等の非常災害の際の石垣及び建造物の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置、立ち入り禁止柵等の工作物の設置、被災した住民・観光客の避難・安全確保のためのテント及びプレハブ等仮設物の一時的な設置等、倒壊した電柱等ライフラインの復旧に係る応急措置

○その他の影響の軽微なもの

指定地内の清掃、除草等日常的な維持管理行為、倒木の除去（抜根を伴わないもの）、危険枝の除去、水たまり等小規模不陸箇所への土砂の補充、史跡内建造物の小規模な修繕、土地の形状の変更を伴わない仮設物の設置（設置期間が6ヶ月以内のものに限る）

(2) 鳥取県知事による許可が必要な行為

文化財保護法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令第5条第5項第1号により、鳥取県知事に現状変更等の許可、取消し、停止命令の権限が委譲されている行為は以下の通りである。これら以外の現状変更等については、重大な現状変更等として文化庁長官の許可が必要となる。

○小規模建築で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築

小規模建築物とは、階数が二以下かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120㎡以下のものをいう。

○工作物の設置・改修

土地の形状変更を伴わないものに限る。また、改修については、その工作物の設置の日から50年を経過していないものに限る。

なお、土地の形状変更とは、土地の掘削、盛土、切土その他の行為を指す。

○道路の舗装・修繕

土地の形状の変更を伴わないものに限る。

○文化財保護法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

史跡の管理に必要な施設とは、史跡標柱、史跡境界標、史跡説明板、囲い柵を指し、これらについて史跡への影響が最小限のものである。

○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管、その他これらに類する工作物の設置又は改修

○建築物等の除却

建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る。

○樹木の伐採

抜根を伴わないものに限る。枯木についても同様に扱う。

○史跡の保存のため必要な試験材料の採取

(3) 文化庁長官による許可が必要な行為

上記の現状変更等許可が不要な行為の具体的な事例以外の行為及び鳥取県知事による許可が必要な行為以外の行為については、文化庁長官の許可権限となる。今後想定される事例についての許可基準は以下の通りである。また、必要に応じて事前の発掘調査、工事立会等を実施することとする。

○発掘調査等学術目的に実施する行為

調査の目的が大山寺旧境内の保存、活用を図るうえで必要もしくは寄与するものであること、また調査範囲がその目的のため必要最小限のものであるものについては許可する。

○史跡の修復、復元整備

復元等の整備については、発掘調査・文献調査等による成果に基づき、その内容について有識者による整備検討委員会等で十分に検討したものについて許可する。また、修復は必要最小限の範囲とする。

○地形の改変

復元整備、遺構の保護等の史跡整備を目的としたもの以外の盛土、地面の削平、水面の埋め立て等の地形の改変は認めないことを原則とする。

○建築物の新築、改築、移転、除却

原則として史跡及び自然公園の保存管理・活用・整備、防災等公益上必要であり、史跡の歴史的景観を著しく害するものではない場合認めることとする。ただし、地域住民等の生活上やむを得ないものについては、本計画に定める基準に沿って認めるものである。なお、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。

○工作物の新設、改修、修繕、除却

原則として、史跡及び国立公園としての保存管理・活用・整備、防災設備等公益上必要なものを目的としたものについて認めることとする。ただし、地域住民等の生活上やむを得ないものについては、本計画に定める基準に沿って認めるものである。また、寺社所有者等によるものを妨げるものではなく、来訪者の安全に十分な配慮がなされているものについては認めていく。なお、遺構の保存及び歴史的景観の維持に影響を及ぼさないものに限る。

○地下埋設物の設置・改修

原則として、史跡及び国立公園としての保存管理・活用・整備及び公益上必要なものについて、地下遺構に及ぼす影響が必要最小限のもののみ許可する。なお、新設については必要に応じて事前に発掘調査等を行い、史跡に及ぼす影響が最小限の箇所を可能な限り選定したうえで認めることとする。

○樹木の植栽、抜根

新たな植栽に関しては、原則として認めない。ただし、例外として地下遺構の状況を勘案し、史跡の保存・整備上必要な法面保護等のためのものについては、防根シート設置等地下遺構の保存を図ったうえで認めることとする。

抜根については、史跡の修理、整備に伴うものを除き、地下遺構への影響を考慮し、原則として町職員の立ち合いを条件に許可することとする。史跡の修理、整備に伴う抜根についてはその必要性和、残置した場合等の影響について検討したうえで、必要最小限の範囲について発掘調査により行う場合に認めることとする。

第5節 追加指定と公有化

1 追加指定の必要性

史跡指定地に隣接する保護を要する範囲について、史跡指定地と合わせて保護を万全なものとするため、また史跡の保存・活用に資するため、追加指定を行っていきたいと考えている。追加指定を目標として今後の調査研究を進め、保護を要する範囲に存する史跡の本質的価値を高めることに努める。また、現在保存管理及び整備エリアに該当しない土地であっても、史跡の本質的価値を構成する諸要素を有していると判断される場合には、保護を要する範囲と同様に追加指定を目指すものとする。

以下は早急に追加指定を目指したいと考えている堂宇跡及び子院跡である。

釈迦堂跡（古）

現在、西地区の保護を要する範囲に存在する釈迦堂跡は、かつて南光院谷の本尊である釈迦如来が祀られていた堂宇の跡地である。近世後期の火災により焼失し、雲城絵図が描かれた頃には現在の東地区へ移転している。しかし、現在も平坦地は姿を留め、礎石などの遺存状態も良好である。参拝する際に利用されたと考えられる階段が残り、金剛童子社跡から接続してくる階段には、寄付者銘の残る石柱もある。また、釈迦堂跡が残る平坦地は三段に及ぶ石垣の上であり、往時の南光院谷の勢力をも窺わせる。隣接する金剛童子社跡と合わせて南光院谷の主要堂社であり良好な遺存状態にあることから、大山寺旧境内においてその有する価値は非常に高い。

壽福律院跡

壽福律院跡は、西地区の大山寺阿弥陀堂下側にある子院の1つである。楊谷絵図及び里席絵図において「壽福律院」、雲城絵図においては「壽福院」と記されている。かつては西明院谷の有力な子院であったようで、平坦地の大きさは西地区最大である。領した石高も西明院谷最大であったことが伝わっている。周囲を石垣で囲まれ、出入り口は利寿権現社参道と接続する。大きさ以外の特徴として、子院跡敷地内に単独の墓地を有することが挙げられる。西明院谷を含む西地区の子院及び僧坊を考えるうえで重要な場所である。

壽福院

壽福院は、現存する子院5か院のうちの1つであり、東地区に存在している。楊谷絵図、里席絵図、雲城絵図のいずれにも「觀行院」と記されるが、明治以降に壽福院の名を継いだものと思われる。四方が史跡地に隣接しているが、店舗として民間利用がなされているため指定の際に除外した経緯がある。しかし、本計画の策定によって民間事業者等との調整面が明快になることもあり、追加指定による不具合は発生しにくいと考えられる。そのため、大山寺旧境内に江戸時代から残る数少ない建造物として、その価値を保護していくためにも、継続した活用を前提に追加指定を行っていききたい。

2 追加指定後の保存活用について

今後、条件が整ったものについて追加指定を行った場合は、既存の史跡指定地と同様に保存・活用・整備を図っていくこととなる。追加指定を実施した場合の具体的な保存・活用・整備等に係る内容については、保存活用計画の見直しを行い検討する。

なお、本計画において保存管理及び整備エリアに該当しない土地であって追加指定が行われた場合についても同様に保存活用計画の見直しを行う。なお、現状変更の取扱い基準等については、該当しない土地が本計画に定めるゾーン区分のうちいずれの性質に適するものかを判断し、当基準等を運用するものである。

3 追加指定後の公有化

現在史跡の管理団体は大山町となっており、全ての指定地に対して、管理等の措置を施すことになる。追加指定後に史跡指定地内に社寺境内地を除く民有地が存在する場合、史跡の保存管理を確実にし、適切な公開・活用を目的として整備を実施するにあたっては、当該地を公有化する必要性がある。地元住民等の意向も十分考慮しながら共存を図るものであるが、追加指定後の公有化についても史跡保護の一方策として検討していくものとする。

4 県有地・国有地の取得

保護を要する範囲には、公有地ではあるが県有地・国有地である土地が存在する。それらには今後調査研究を進めていきたい遺構等も存在していることが明らかとなっており、保存・活用・整備を推進していきたいと考えている。そのため、大山寺旧境内の保存・活用・整備を一体として検討していくうえで町有地として取得していく必要がある土地については、関係機関と随時協議・検討を積み重ねていく。

5 史跡指定地外における保存

保護を要する範囲については追加指定を早急に行うことはもちろんであり、推進していく方針である。しかし、指定に向けた解決には時間を要するため、当面は周知の埋蔵文化財包蔵地としての保護を図っていくことになる。ただし、諸開発行為が実施されるにあたっては、調整を図り、史跡指定地に及ぼす影響を最小限に留める努力を行う。そのうえで、保護を要する範囲については、発掘調査による記録保存もやむを得ないものとして対応する。なお、踏査等により新たな価値を認識するに至れば、当該土地を埋蔵文化財包蔵地として周知し、文化財保護法による保護を図っていく。

また、史跡指定地の隣接地においての開発の実施（特に建築物の新築等）に伴い、史跡指定地の歴史的景観に影響を及ぼす可能性がある。その際には所有者及び事業者と調整を図り、景観への配慮について協力を求めるものである。

第9章 活用

第1節 活用の方向性

- ① 大山寺旧境内を学校教育、社会教育の学びの場として活用するとともに、出前授業や講座などにより、大山寺旧境内の魅力、価値を町民や次世代を担っていく子どもたちに伝え、文化財保護に対する意識の創出・醸成を図る。
- ② 蓄積した調査研究の成果や、今後実施する調査研究及び整備の状況を積極的に公開し、多くの人々に大山寺旧境内の価値を共有する機会を設ける。
- ③ 史跡をブランドとしたイベントの創出及び実施を推進する。
- ④ ガイダンス施設をコアとして周辺を散策しながら史跡に触れることのできる公開活用の仕組みを、地域住民と協働して構築していく。
- ⑤ 史跡としての価値や魅力についてわかりやすく効果的に伝えるため、町広報、町ホームページ、その他SNSやパンフレットなどの情報発信ツール等の充実を図っていく。
- ⑥ スマートフォン等の普及に合わせ、アプリなどのソフト事業と連動した活用を推進していく。
- ⑦ 国立公園としての景観を保ちながら、来訪者が憩うことのできる場所として活用を図るとともに、自然環境保全と史跡保護との両立・共存を果たしていく。
- ⑧ 日本遺産「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」の構成文化財をはじめ、大山山麓地域が有する特徴的な歴史資源・自然資源を一体として活用していく取り組みを図る。

第2節 活用の方法

1 学校教育における活用

大山寺旧境内に関する教材の作成及び配布、出前授業の実施等により、地域の貴重な文化財である史跡大山寺旧境内や地域の歴史文化の理解を促し、地域の文化財保護に対する意識を創出する。また、社会科見学やふるさと学習などの大山寺旧境内の魅力や価値の理解促進に資する授業プログラム、教材等の作成を学校と協働して行う。

2 社会教育における活用

これまでは随時依頼があれば対応するという形であったが、出前講座や現地解説などを継続して実施していけるような仕組みを作り、史跡の価値や魅力を恒常的に発信できる仕組み作りを図る。

3 観光における活用

本史跡は、周辺地域において一大観光地でもある大山に位置しており、史跡の活用そのものが観光振興に資することが期待される。そのため、以下のような方法により活用を図るものである。

(1) 各種イベントの開催

歴史に主眼を置くのみではなく、自然解説や登山などの自然関連イベントやアクティビティと絡めるなど現在参加者の多いイベント等に歴史的視点を付加できるよう連携を図る。また、参加後に気軽に史跡に触れることができるような導線開発や拠点整備を行っていく。

加えて、これまで実施してきた歴史イベントに新たな価値や特色を付与し、大山寺旧境内をブランドとしたイベントの創出・開発を図る。

各イベントに関する情報は、様々な場所及びツールで発信し、史跡を訪れる動機の創出を図る。

(2) 周遊コースの検討及び開発

第8章第3節において示したゾーニングに基づき、周遊コースを検討していく。特に本質的価値を構成する要素を効果的に見せるために、Aゾーンを中心としたコース設定を行う。まずは史跡指定地におけるコース開発を進めていくが、上渡や中渡などの史跡の活用に有効なエリアとしている部分を利用することも視野に入れていく。ガイダンス施設をコアとしたコースの開発を推進し、併せてガイダンス施設の位置等についても検討していく。

(3) ガイド等による解説

現在ボランティアガイドとして活動している方々については、引き続き協力を得ながら追加での登録や育成を図っていき、研修などの実施により資質向上を図る。併せて充実したガイド解説を醸成していくため、関連団体と連携しながら専門ガイドの育成等に繋げていく。また、成果の蓄積や整備状況に合わせて、解説内容を更新し、リピーターの取り込みなども想定した対応を検討していく。

(4) ソフト事業の展開

①恒常的な情報発信

町広報、町ホームページ、その他SNS等のアカウント開設などを行い、積極的かつ効果的な情報発信の仕組みを構築する。合わせてパンフレット等の作成・配布を行い、より詳細な内容を発信し、インターネット等では不足しがちな情報を補う。また、パンフレットの多言語化も随時行っていく。

②イベント等の告知

恒常的な情報発信のために構築された仕組みやツールを利用し、各イベントや修理及び整備の状況などについても告知等を行う。また、その際には、SNSのハッシュタグを利用するなどして、情報の検索を容易にし、イベントの資質等の向上に繋げる。

③シンポジウム等による情報発信

社会教育における活用と合わせて、蓄積された研究成果や整備状況をシンポジウム等で発信していく。最新の成果を公開していく。合わせて報告書等にまとめるなどし、定期的に最新の研究成果等の公開を図る。

④アプリ等の開発

スマートフォンの普及によりアプリと連動した活用が史跡の価値や魅力を伝える1つの効果的な手段となってきた。また、ハードツールの解説板などと比べ、遺構に及ぼす影響は軽微なものとなるため、史跡の保存においても有益なものである。例えば、GPS機能を利用して自らの位置と絵図上の位置を比較できる、スマートフォンをかざすと建物がAR復元される、といったまち歩きの活用のできるアプリ開発の他、多言語化された解説文を盛り込み、現地と連動したアプリ運用を図っていききたい。

4 周辺環境を構成する資源との連携

(1) 自然資源の利用

大山隠岐国立公園に指定されている豊かな自然環境と、歴史的景観がマッチしたビュースポットの周知や導線の設定等を行う。また、登山をはじめとする自然資源を利用したアクティビティなどとも連携し、トレッキング等に史跡としてのストーリーを結びつけるなどの工夫を図る。

(2) その他の歴史資源の利用

日本遺産「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」のストーリー及び構成文化財等と関連付けたイベントの実施など、史跡を構成する要素以外を取り込んだ活用についても検討していく。

第10章 整備

第1節 整備の方向性

1 史跡大山寺旧境内の整備の方向性

- ①随時、現地状況等を確認・把握しながら必要な整備事項を調査し、実情に沿った整備を検討並びに推進していく。
- ②整備を計画的に行っていくため、本計画の策定後、整備基本計画の策定に至急に取り組み、本計画における課題の解決を図る。
- ③史跡の価値や貴重さを伝え、保護につなげる場所として、ガイダンス施設を早急に整備していく。
- ④石垣について、保存・活用それぞれの面から修理等の優先度及び重要度を決定し、石垣カルテに基づいて修理計画を作成し、計画的に整備を実施していく。
- ⑤「史跡大山寺旧境内整備検討委員会（仮称）」を立ち上げ、経過観察及び評価を行っていく。

2 保存のための整備の方向性

- ①現存する建造物等について損傷や劣化の状況を確認し、現状の数より減らさないために継続した管理体制のもと、修理等を行っていく。
- ②構成要素等管理カルテに記載した優先度や重要度に基づき修理や補修を実施していく。
- ③文化財保護法において、保存管理のために義務付けられている史跡標識や境界標等の設置を行う。

3 活用のための整備の方向性

- ①来訪者のニーズに合わせた周遊コース等の開発を行い、見学箇所やコースのバラエティを増やすために除草等の取り組みを継続的に行う。
- ②休憩施設やトイレ等の便益施設、駐車場など、動線と絡めた関連施設の整備を検討し、実施する。
- ③デジタルコンテンツと連動した看板や説明板などを整備する。

第2節 整備の方法

1 史跡大山寺旧境内の整備の方法

史跡大山寺旧境内において、適切な保存管理及び活用を一体として行っていくために必要な整備については以下の通りである。

(1) 史跡大山寺旧境内整備基本計画の策定

本計画の策定後、本計画に基づき整備基本計画を策定し、整備にあたる。また、整備状況のカルテを随時作成し、整備の進行状況や整備上の課題等必要な事項の把握に努める。整備基本計画には整備状況カルテの調査結果を反映し、定期的に見直しを図るなどの工夫を行い、整備を実施していく。

(2) ガイダンス施設の整備

史跡の価値を伝える展示や解説機能を有し、来訪者の休憩や便益に資する施設としてガイダンス施設の整備を行う。伝統的な僧坊建築を伝えながら、史跡の価値や貴重さを示す施設を目指して、位置やデザイン、設備等の具体案を早急に検討していく。

(3) 石垣の修理

令和2～3年度に鳥取県中部地震の被害に伴う災害復旧工事が完了するため、令和4年度以降については通常の修理に移行する。平成30年度より作成を開始した石垣カルテに基づき優先順位が高い箇所から修理を行う。継続して担当職員を配置し整備を行っていく。

また、樹木の根等により損傷している箇所等も見受けられるため、石垣の整備と共に樹木等の適切な管理を合わせて推進していく。

現在優先順位が高いと判断される箇所は、大神山神社奥宮神門の右脇から大智明権現社・大神山神社奥宮旧参道の右脇にかけての全長約60mに渡る範囲である。全体的にズレや孕みが生じ、一部崩落が見受けられるほか、過去にモルタルで補修された部分では石垣全体が大きく前に傾いている箇所もある。裏込めの充填等も必要なことから、一部解体と積み直しにより復旧を行うものである。



写真 80 上記復旧予定箇所全景



写真 81 神門右脇の崩落箇所



写真 82 石垣全体が前傾気味の箇所

(4) 「史跡大山寺旧境内整備検討委員会（仮称）」の設置

「史跡大山寺旧境内整備検討委員会（仮称）」を立ち上げ、継続的に史跡整備の経過観察や評価を行い、より資質の高い整備へと反映させていく。また、石垣カルテや構成要素等管理カルテに基づいた修理計画については、「史跡大山寺旧境内整備検討委員会」に諮り、継続して修理を実施していく。

2 保存のための整備の方法

下記の整備については、保存を目的とした整備であるため、遺構の保存を最優先事項とし、事前の調査を十分に行ったうえで実施するものである。

(1) 文化財建造物の保存

大神山神社奥宮、大山寺阿弥陀堂などの重要文化財建造物等については今まで通りの管理体制で保護を図っていくものである。大神山神社奥宮及び末社下山神社については応急処置のみに留まっているのが現状であるが、令和3年度より保存修理工事に着手し、令和9年度までの7か年をかけて根本修理に取り組んでいく予定である。大神山神社奥宮については本殿・幣殿・拝殿の屋根全面葺替えや拝殿長廊の一部解体等を行う予定であり、末社下山神社については本殿・幣殿・拝殿の屋根全面葺替えや一部木部の修理等を行う予定である。



写真 83 柿葺破損（幣殿）



写真 84 柿葺破損部応急処置（長廊）



写真 85 縁周りの様子（奥宮本殿）

また、現存する子院については指定文化財等には指定されておらず、保護には十分な体制整備もできていないのが実情である。現状未指定文化財を維持管理する術が行政にはなく、所有者等にお任せするほかない。特に理観院は現在人の出入りがなく劣化していくのみであるが、所有者等の負担も踏まえると、これらの建造物を保存していくためには町指定文化財として保護を図ることが望ましく、検討を重ねていく必要がある。併せて『大山町文化財保存活用地域計画』の策定による未指定文化財の保護についても早急に検討していく。

(2) 構成要素等管理カルテに基づく修理

構成要素等管理カルテに記載した優先度や重要度に基づき、総合的に優先順位を判断し、修理計画を作成するなどして、漸次修理を実施していく。カルテの情報は常に更新し、優先順位及び計画の見直しを行いながら、修理を実施する。緊急災害に伴うものについては最優先に修理を行うが、計画に掲げた修理についても、状況を判断し、並行して修理に取り組む。

(3) 史跡境界標等の設置

文化財保護法（第115条第1項）で設置を義務付けられている史跡標識や境界標を設置する。（史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則第4条）

3 活用のための整備の方法

(1) 周遊コースの開発と整備

史跡の価値等について効果的に伝えるコースは確立されておらず、現在はイベント等の規模や目的、タイムスケジュールに合わせて、その都度検討している。視覚的に効果のある大神山神社奥宮や大山寺本堂に留まらず、僧坊跡や古代道などにも触れることのできるコースの開発を行っていく。正確な所要時間などを確認し、短時間でも効果的に周遊できるコースを優先的に整備していく。設定したコースに応じ、遺構に関する平面及び立体表示、周遊路整備などを行う。また、草刈り等の取り組みを継続して行い、コースの整備に合わせて範囲を広げていくなどの対応を検討する。

近代に石畳道として整備された大神山神社奥宮現参道については、史跡大山寺旧境内の歴史的景観を形成する要素として本質的価値を認めているものである。しかし、調査等により原状を確認するに至れば、現石材を撤去し再整備を進めることも含めて検討する。その際には緊急車両及び工事重機等の通行が可能な構造のものであるよう考慮するものである。

(2) 休憩施設やトイレ等の便益施設の整備

特に西地区には休憩施設やトイレ等の施設が存在せず、周遊する上で不便さが際立っている。また、夏山登山道が同地区内を通過しており、解説パネルを備えた休憩施設等は登山客らが史跡に触れるきっかけの1つとなると考えられるため、早急に検討すべき課題として取り組んでいく。

(3) 解説板、案内板、道標等の整備

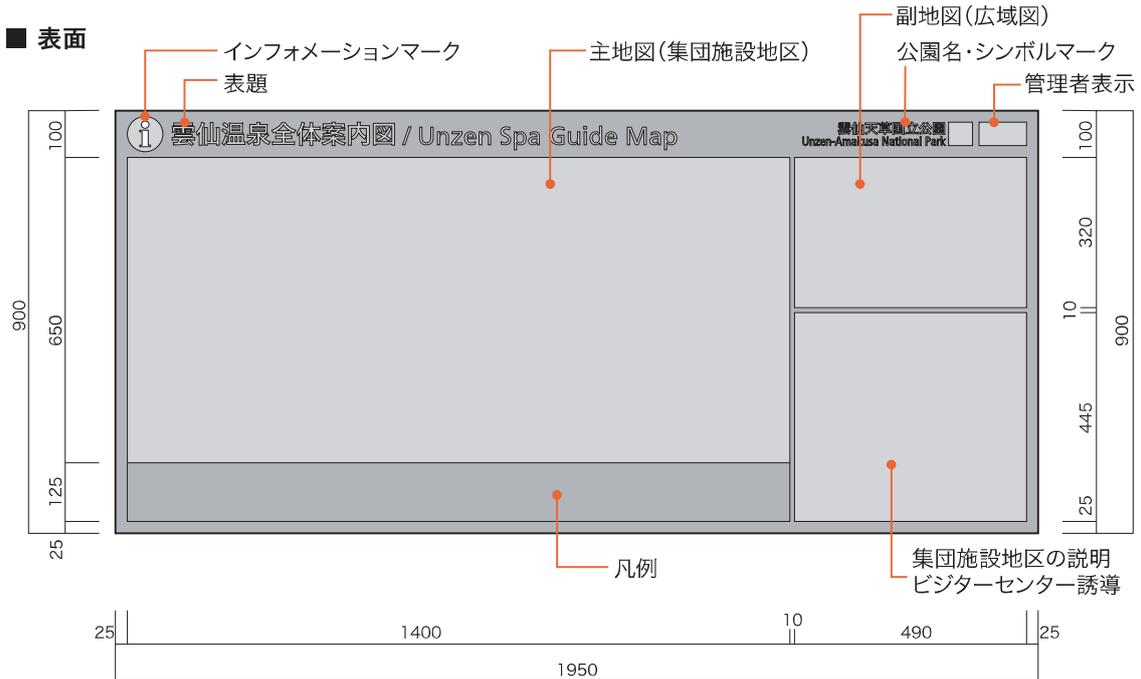
大山寺旧境内には史跡に関わる解説板等のサイン整備が進んでいないという課題がある。周遊コース等に合わせ配置等も検討していき、その他便益施設、駐車場への誘導板等のサイン設置も検討及び実施を漸次行っていく。

また、ARアプリ等に連動またはQRコード等を付加した解説板等の設置も合わせて行っていく、多言語化した解説文等についてはデジタルコンテンツ上で対応する。周遊路整備等に合わせ、配置やデジタル情報の更新等も随時実施していく。

なお、解説板等のサイン類の整備については早急に取り組むべき課題として捉え、整備基本計画の策定にあたって短期的な視点から検討していくものである。既に国立公園事業の中で設置されているサイン類があるため、全域が大山隠岐国立公園に含まれている史跡地内ではこの既設のデザインに齟齬をきたすものを設置することは現実的に不可能である。そのため、史跡地内に整備していくサインデザインは自然公園標識の基準となるものを準用する。柱の基礎は安全を考慮し地下に埋設する。その他具体的な事項については『史跡大山寺旧境内整備基本計画』にて定める。設置についてはコース開発等が進んだ段階から随時着手し、5年を目途に完了したいと考えている。

総合案内標識

基本レイアウト (単位 : mm)



案内図標識

基本レイアウト (単位 : mm)

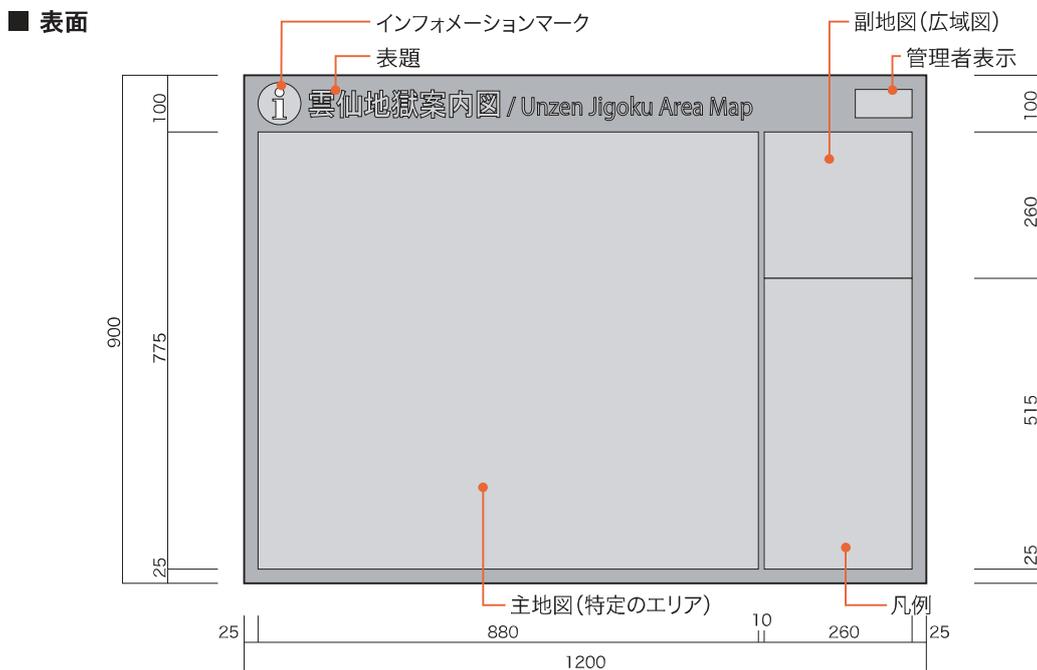


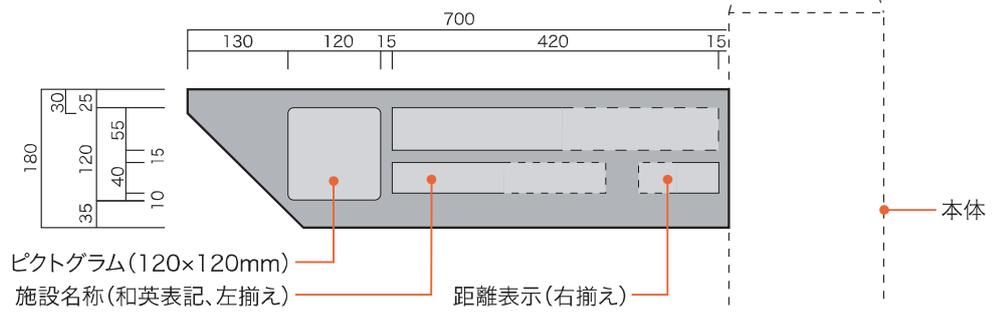
図 28 『自然公園公共標識の標準表示例 2015 年版』 一部抜粋 1 / 2

※「標準表示例」のうち一部のみ掲載。

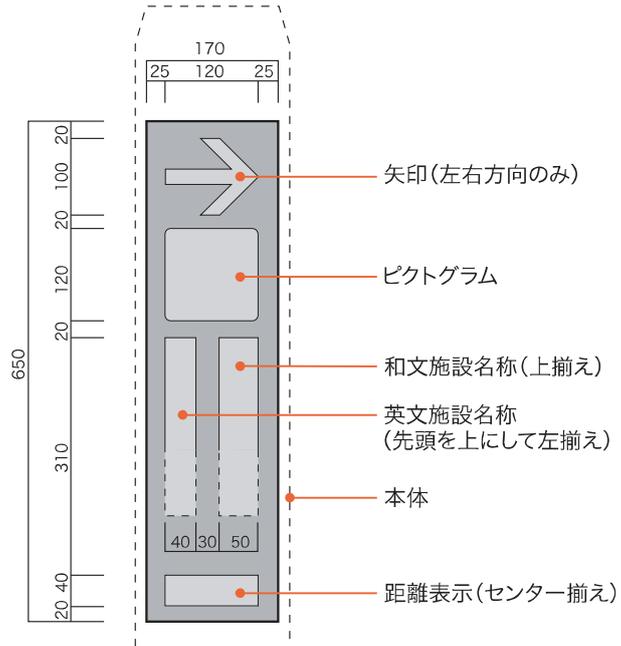
適用する際には、最新版を確認すること。また、『自然公園等施設技術指針』にて詳細を確認すること。

誘導標識

基本レイアウト 腕木タイプ (左方向 単位: mm)



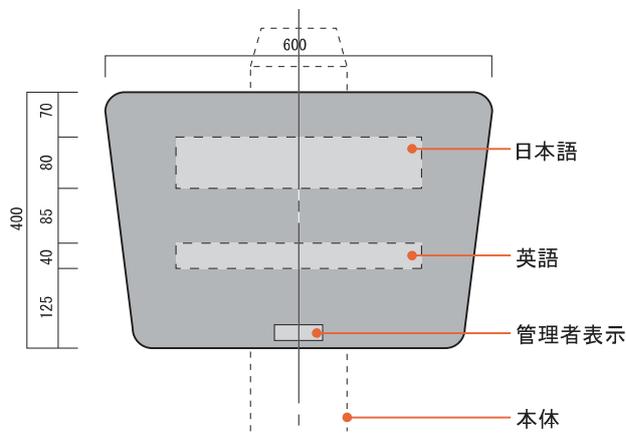
基本レイアウト 単柱タイプ (単位: mm)



注意標識

基本レイアウト (単位: mm)

■ 文字による表示



■ ピクトグラムと文字による表示

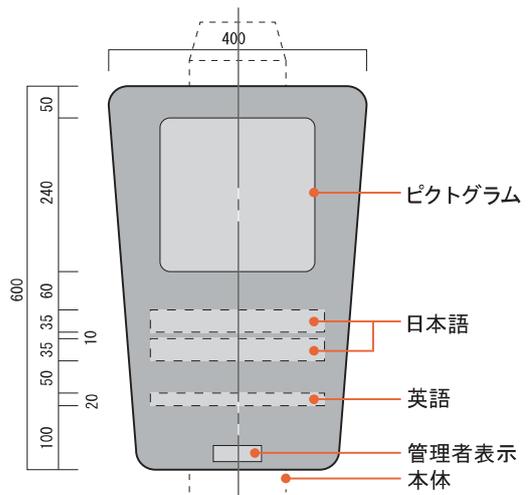


図 29 『自然公園公共標識の標準表示例 2015年版』一部抜粋 2 / 2
※「標準表示例」のうち一部のみ掲載。
適用するには、最新版を確認すること。また、『自然公園等施設技術指針』にて詳細を確認すること。

第11章 運営・体制

第1節 運営・体制の方向性

- ①史跡の確実な保存、整備を計画的かつ効果的に推進するための体制の検討、及びそれらに基づく活用を継続して行い、十分な体制の確保を図る。
- ②日常の維持管理・調査研究・保存・活用・整備を着実に推進するための体制を整える。
- ③文化財部局だけでなく、まちづくり、観光、自然公園、環境保全など、大山寺旧境内に係る大山町の様々な部局間の相互連携を強化するとともに、整備に向けた組織づくり、人材確保等についての検討を行う。
- ④将来的に行う整備基本計画の策定の段階から、行政機関のみならず、町民、地元自治会、一般社団法人、専門家等の関係者が連携し、様々な取り組みを推進する体制の構築を検討する。
- ⑤現在圧倒的に不足しているガイドの育成に積極的に取り組み、ボランティアガイドとしてだけでなく、専門のガイドとしての育成を長期的な視点をもって行っていく。

第2節 運営・体制の方法

1 日常的な維持管理、保存、公開に関する運営・体制の整備

日常的な維持管理、保存については所有者等や町による今までの体制を維持していくが、公開活用については文化財保護事務が観光課の所管になったことにより、一層の連携強化を図っていくこととする。また、自然公園手続き事務を所管していた観光課に文化財保護事務も所管となったため、自然公園法等との綿密な調整を推進していく。

2 整備事業に関する運営・体制の整備

遺構の修理・復元や石垣の復旧などについては文化財専門職員を中心として事業を行い、活用に関する整備については観光課を中心に関係部局が連携し、一体となって保存・活用・整備を行うことができる体制づくりが必要である。また、危険木の伐採や除草作業等については、所有者等とも連携しながら行っていく。

3 体制整備に向けて

大山寺旧境内の適切な保存・活用を進めていくためには、「史跡保護」を最重要事項として位置付け、町民や関係機関の理解と協力を得て連携を図り、価値ある史跡であり続けるための将来に向けた体制整備が不可欠である。以下に体制整備における基本的な考え方を示す。

(1) 町における体制の確立

- ①大山寺旧境内の保存・活用・整備は、まちづくり、観光、自然環境、防災などと関連するため、関連部局間の連携を強化し、十分な検討・調整を図ることができる体制を確立し、事業の能率的な推進を図る。
- ②大山寺旧境内の適切な保存・活用には継続的な調査研究が必要であり、文化財専門職員等の人材を継続的に確保・育成していくとともに、研究会への積極的な参加を推進し、職員のキャリアアップを図る。

(2) 関係機関との連携強化と円滑な保存・活用・整備の推進

- ①史跡の保存・活用・整備は専門的な側面を有するため、専門家や有識者、所有者等による委員会を設置し、保護の方向性や手法等を検討する。

(3) 町民との連携強化と円滑な保存・活用の推進

- ①大山寺旧境内では、町民、地元自治会等によるボランティア活動により、境内地の清掃や落葉の除去等が行われ、快適な史跡環境を保持するためにも、今後も協働して保存・活用に努めていく必要がある。
- ②町民、地元自治会、関係法人、その他観光団体の関係者と連携を図り、大山寺旧境内に関する情報発信を様々な媒体を駆使して効果的、継続的に行う必要がある。

(4) ガイドの育成

- ①現在登録のあるボランティアガイドと協力し、町職員の解説による研修などの実施により資質向上や追加での登録や新規育成を図っていく。
- ②充実したガイド解説を醸成していくため、関連団体と連携しながら専門ガイドの育成等も行っていく。

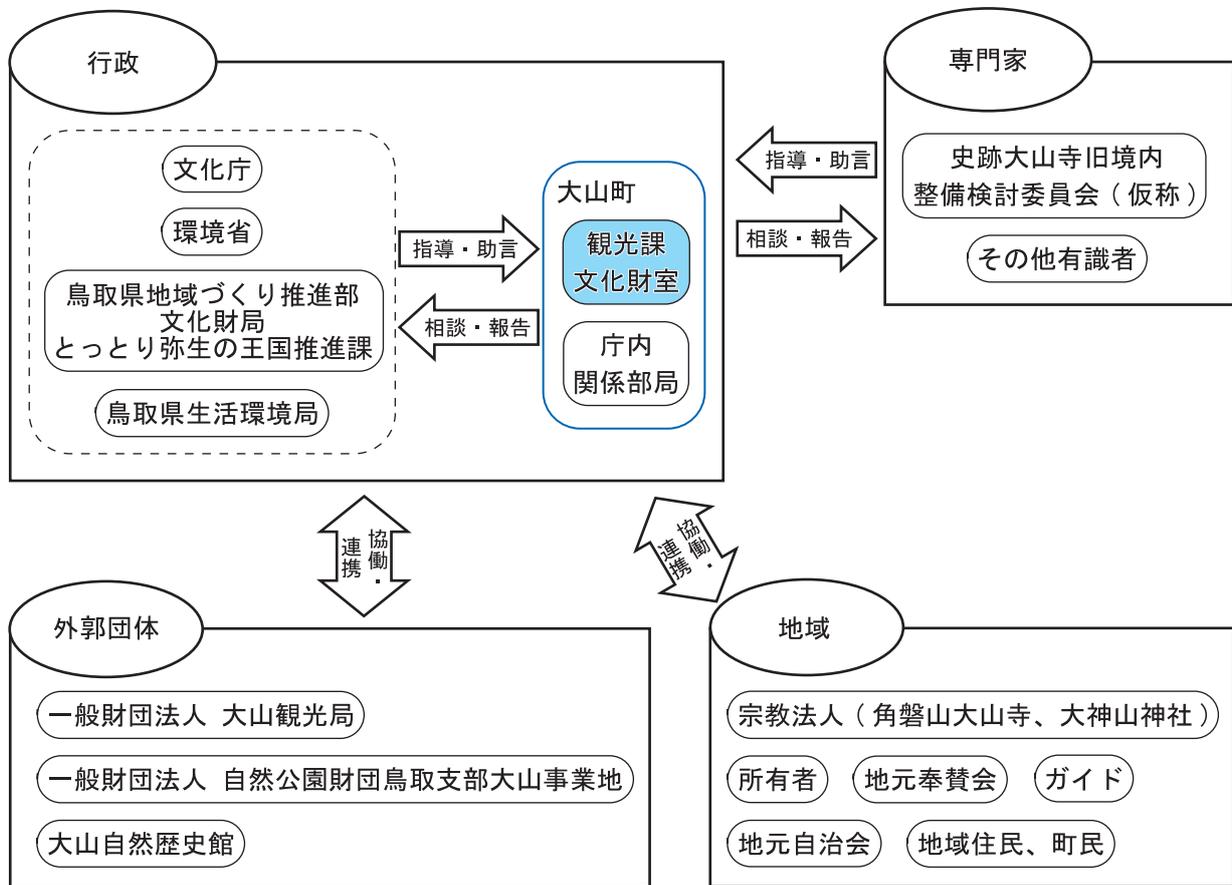


図 30 体制関係図

第12章 今後の保存活用に向けて

第1節 施策の実施計画

大山寺旧境内において実施すべき施策は、①調査研究、②保存整備、③活用整備、④公開・活用、⑤運営・体制整備の5つに大別することができる。

大山寺旧境内に係る整備は、史跡の価値を確実に保存し継承していくことを基本とし、その上に立って史跡の活用を図っていくことが重要である。

史跡の保存・活用を進めるにあたっては、事前の発掘調査、史料調査等の調査研究が不可欠であるが、遺構等の詳細分布調査等の整備に先立ち、早期に実施しなければならない調査研究と、発掘調査や史料調査等により大山寺旧境内の旧境内地の範囲や遺構等の全体像を解明していくような中・長期的に取り組むべき調査研究があり、特に後者の調査研究は、計画的かつ継続的に取り組んでいく必要がある。

史跡の整備にあたっては、保存のための整備（保存整備）を確実に行いつつ、活用に資するための整備（活用整備）に取り組むことを基本とする。

保存整備については、遺構の損壊を招くおそれがある場合や史跡の価値に悪影響を及ぼすおそれがある場合のほか、来訪者に危険が及ぶおそれがある場合の対応等、必要性、緊急性が高いと考えられる整備についてはできるだけ早期に着手し、そのうえで、石垣の修復については継続して取り組み、中・長期的な計画をもって工事を行う。

さらに、保存整備を行う一方で、周遊コースの開発・整備、便益施設や標識・看板類の整備等、史跡の利活用に資するための活用整備にも取り組んでいくこととなる。

以上のことを踏まえ、施策の実施に必要な事項を実施計画総括表に表する。（p. 112 表24）

実施時期については、現状の課題等を考慮しながら着手・完了の時期を定めている。しかし、随時新たな検討課題等が生じてくる可能性もあり、必要に応じて継続的に取り組んでいく場合があることも想定しておく必要がある。また、10年を超えて実施していく施策については計画期間の終了後見直しを行う際に、成果と課題を確認し、漸次修正していくこととする。ただし、計画期間内に取り組む予定のものについても、随時状況を勘案しながら保存活用計画の見直しなどにより対応していくものとする。

表 24 実施計画総括表

実施施策	着手及び完了の予定時期（年目）														
	(●：着手 ◎：完了 ■：継続 ⇔：随時)														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1 調査研究															
① 遺構等の詳細分布調査	●				◎										
② 発掘調査						●									
③ 史料調査	●														
④ 比較研究	●														
⑤ 石垣等調査	●									◎					
⑥ 美術工芸品把握調査						●									
2 保存管理															
① 日常的な維持管理															
② 構成要素等の修理・保存															
－1 構成要素等管理カルテ	●														
－2 建造物の修理		●							◎						
－3 遺構等の整備						●									
③ 石垣の修理及び復旧															
－1 鳥取県中部地震災害復旧		◎													
－2 修復			●												
－3 石垣カルテの作成					◎										
④ 史跡境界標の設置					●		◎								
⑤ 記録保存調査	⇔														
3 公開・活用															
4 整備															
① 整備基本計画の策定		●	◎												
② ガイダンス施設の設置	●					◎									
－1 検討及び具体案の確立	●		◎												
－2 設置				●		◎									
③ サイン等の整備	●											◎			
－1 周遊コースの検討	●	◎													
－2 サイン等の配置等検討	●		◎												
－3 サインの設置			●	◎											
－4 ARアプリの検討・開発		●			◎										
－5 周遊路等整備				●											◎
－6 便益施設の整備				●							◎				
5 運営・体制の整備															
① 運営体制の確立	●	◎													
② ガイドの育成	●									◎	⇔				

第2節 経過観察

1 経過観察の方向性

史跡の保存・活用・整備に係る事業は、史跡を確実に保存し、後世に継承していくことはもとより、そこから派生する調査研究の場、歴史文化の学習の場、あるいはまちづくりに資するものとして有意義に活用を図っていくことを目標としている。

このため、当該事業は、一時的なものではなく、将来に渡って継続的に取り組んでいくものであり、定期的な経過観察や実施内容の評価を行う必要がある。

大山町では毎年度実施した事業について、事務事業評価を実施しP D C Aサイクルの考えに基づき、実施内容の評価を行っている。しかし、史跡の保存整備事業に関しては、単に数量的な指標のみでは測りきれない成果もあり、別途利用者や専門家等の意見を取り入れた検討も実施していく。

また、経過観察にあたり、大山寺旧境内に関わる部局と連携しながら、文化財保護を担当する大山町観光課が中心となって総括的に取りまとめを行い、その後の整備事業に反映していくものとする。

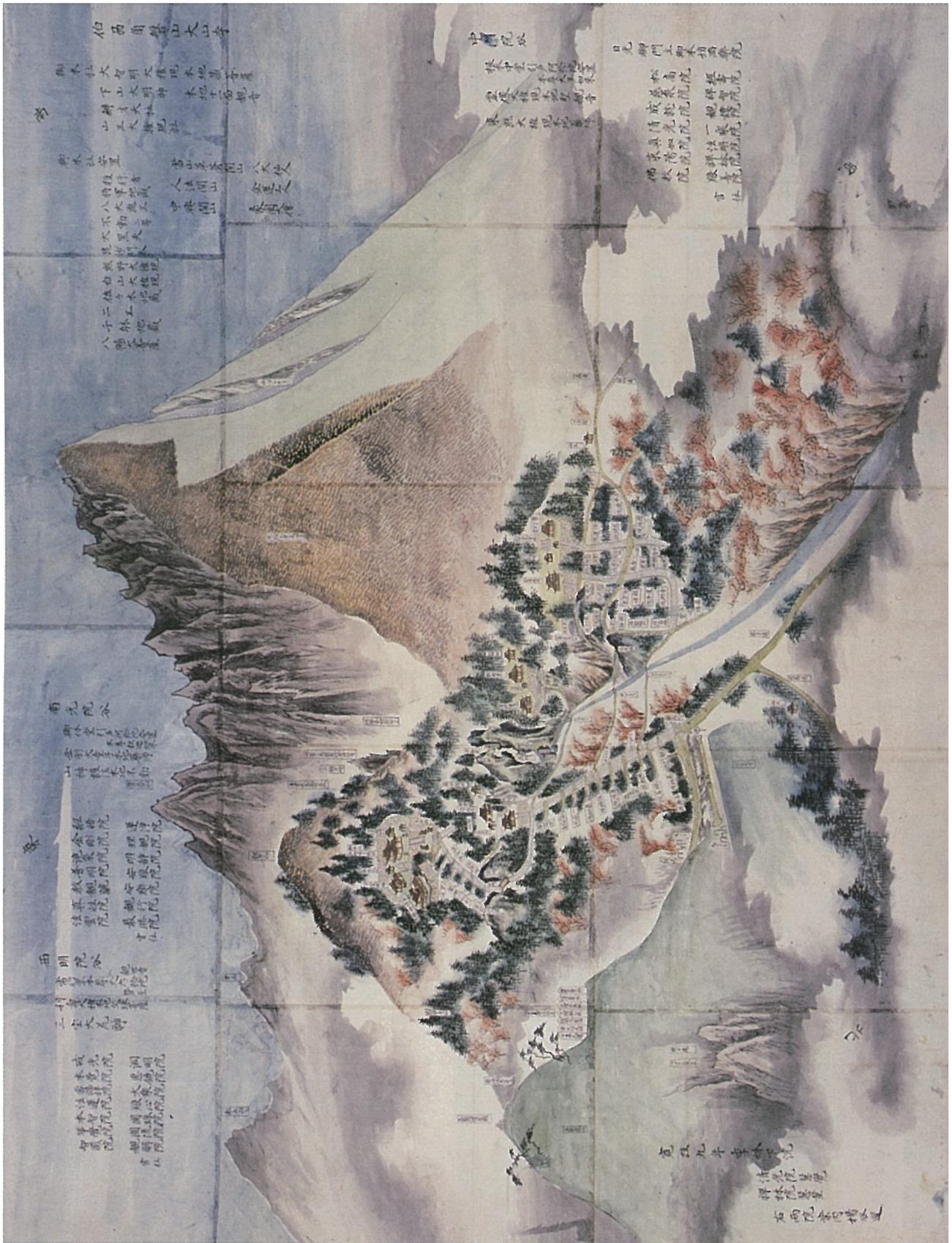
2 経過観察の方法

経過観察及び評価については、学識経験者、所有者等、その他関係機関などで構成される「史跡大山寺旧境内整備検討委員会（仮称）」を設置して、チェックシートや指標を作成しこれに基づくものとする。

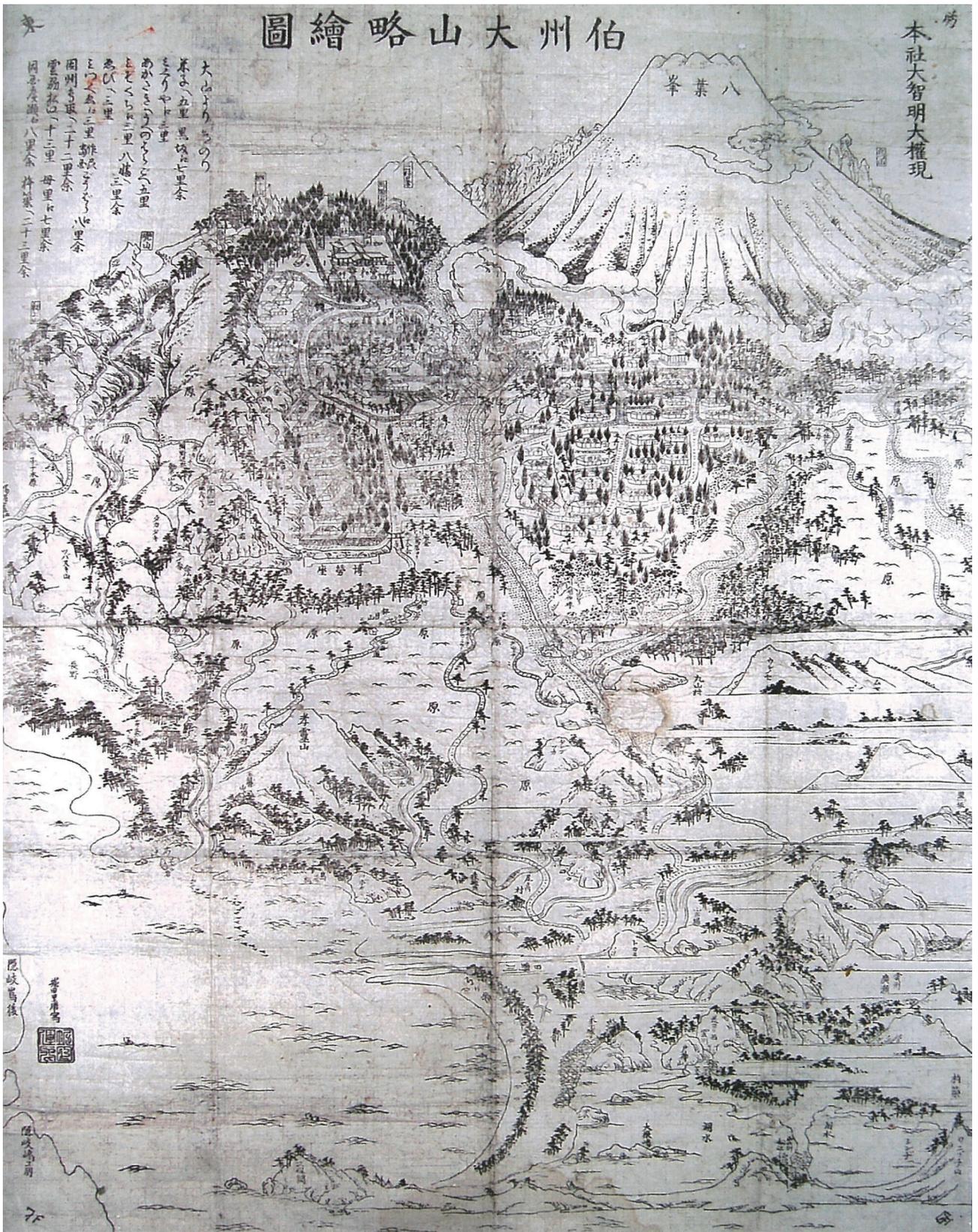
第3節 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間とする。ただし、計画期間中に保存活用計画の見直しを行う場合には、再度計画期間を定めるものとする。

A 関連絵図



片山楊谷作 寛永9年(1797)「伯弼角磐山大山寺」絵図 一行寺所蔵



堀田里席作 江戸時代後期 「伯州大山略繪圖」 米子市立山陰歴史館所蔵



雲城作 明治3年(1870)「大山寺領絵図」 大山寺靈宝閣所蔵

B 町内に所在する大山寺旧境内に関連する指定等文化財

計画対象範囲内に存在する指定等文化財

名 称	指 定 日	年 代	備 考
大山寺阿弥陀堂	明治 37 年 2 月 18 日	天文 21 年 (1552) (室町末期)	重要文化財
木造阿弥陀如来及両脇侍像	明治 36 年 4 月 15 日	天承元年 (1131) (平安後期)	重要文化財
銅造観世音菩薩立像 (一軀)	明治 36 年 4 月 15 日	白鳳後期	重要文化財
銅造十一面観音立像 (一軀)	明治 36 年 4 月 15 日	奈良前期	重要文化財
銅造観世音菩薩立像 (二軀)	明治 37 年 2 月 18 日	奈良、北宋～金	重要文化財
鉄製厨子附祈願文鏤刻ノ鉄板三枚、鉄造地藏菩薩ノ頭部	明治 37 年 2 月 18 日	鉄製厨子：承安 2 年 (1172)	重要文化財
大神山神社奥宮本殿・幣殿・拝殿附鳥居 2 基 末社下山神社本殿・幣殿・拝殿附棟札 1 枚	昭和 63 年 12 月 19 日	大神山神社奥宮及び下山神社：文化 2 年 (1805) 石造明神鳥居：文政 3 年 (1820) 銅造明神鳥居：天明 2 年 (1782) (江戸中・後期)	重要文化財
大神山神社奥宮神門	昭和 28 年 8 月 8 日	安政 4 年 (1857) (江戸末期)	県指定保護文化財
梵鐘	昭和 60 年 6 月 25 日	鎌倉	県指定保護文化財
もひとり神事	平成 24 年 2 月 24 日		県指定無形民俗文化財
大山寺文書	平成 27 年 4 月 7 日	中世から近世	県指定保護文化財
鉄燭台 天文十九年銘、同二十二年銘	平成 27 年 9 月 11 日	天文 19 年 (1550)、天文 22 年 (1553) (室町末期)	県指定保護文化財
木造不動明王坐像	平成 31 年 3 月 15 日	弘安 8 年 (1285) (鎌倉中期)	県指定保護文化財
大神山神社奥宮八角御輿	平成 15 年 12 月 2 日	文化 11 年 (1814) (江戸後期)	町指定保護文化財
大神山神社石の大鳥居	平成 14 年 6 月 25 日	嘉永 7 年 (1848) (江戸末期)	登録有形文化財
大山寺本堂・大山寺鐘楼	平成 29 年 10 月 27 日	大山寺本堂：昭和 26 年 (1951) 大山寺鐘楼：昭和 25 年 (1950) (昭和初期)	登録有形文化財
大山道 (川床道)	平成 8 年 11 月 6 日		歴史の道百選
大山道 (横手道)	平成 8 年 11 月 6 日		歴史の道百選
大山道 (坊領道)	令和元年 10 月 29 日		歴史の道百選
地藏信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市	平成 28 年 4 月 25 日		日本遺産

計画対象範囲外に存在する指定等文化財

名 称	指 定 日	年 代	備 考
遠藤家住宅主屋他四棟	平成 15 年 3 月 18 日	江戸後期	登録有形文化財
大山道の立石道標	平成 25 年 3 月 25 日	元禄 14 年 (1701) (江戸中期)	町指定保護文化財
大山並木松	昭和 52 年 3 月 9 日	江戸時代	町指定保護文化財
一町松	昭和 53 年 3 月 9 日	江戸時代	町指定保護文化財

C 史跡大山寺旧境内付近の希少植物一覧

凡例	
A-A	絶滅危惧Ⅰ類（県指定）
A	絶滅危惧Ⅱ類（県指定）
B	準絶滅危惧種（県指定）
D	情報不足の種（県指定）
O	その他重要種（県指定）
S	国立公園の指定植物（国指定）

写真番号	種別	名 称	写真番号	種別	名 称
1	A-A	キンセイラン	34	S	アケボノシュスラン
2	A-A	ササバギンラン	35	S	アマナ
3	A-A	シロテンマ	36	S	イチリンソウ
4	A-A	セイタカスズムシソウ	37	S	イワカガミ
5	A-A	トケンラン	38	S	イワタバコ
6	A-A	ヒメスギラン	39	S	イワナシ
7	A	イワキンバイ	40	S	ウメガサソウ
8	A	イワアカバナ	41	S	エンレイソウ
9	A	キヨスミウツボ	42	S	オシヤクジデンド
10	A	キンラン	43	S	ギンリョウソウ
11	A	ギンラン	44	S	コケイラン
12	A	ミヤマハタザオ	45	S	コタニワタリ
13	B	イワデンド	46	S	サイハイラン
14	B	オニノヤガラ	47	S	ササユリ
15	B	キクザキイチゲ	48	S	シュンラン
16	B	クモキリソウ	49	S	ショウジョウバカマ
17	B	コゴメウツギ	50	S	ツチアケビ
18	B	サンカヨウ	51	S	トキワイカリソウ
19	B	ジャコウソウ	52	S	ミヤコアオイ
20	B	タンナトリカブト	53	S	ミヤマヨメナ
21	B	ナツエビネ	54	S	ルイヨウボタン
22	B	ナンゴククガイソウ			
23	B	ヒメアカバナ			
24	B	ヒロハテンナンショウ			
25	B	ミヤマウズラ			
26	B	ヤマシャクヤク			
27	D	ギンリョウソウモドキ			
28	D	シャクジョウソウ			
29	O	アテツマンサク			
30	O	ダイセンキスミレ			
31	O	ダイセンクワガタ			
32	O	ダイセンヒョウタンボク			
33	O	ダイセンミツバツツジ			



1 A-A キンセイラン



2 A-A ササバギンラン



3 A-A シロテンマ



4 A-A セイタカスズムシソウ



5 A-A トケンラン



6 A-A ヒメスギラン



7 A イワキンバイ



8 A イワアカバナ



9 A キヨスミウツボ



10 A キンラン



11 A ギンラン



12 A ミヤマハタザオ



13 B イワデンダ



14 B オミノヤガラ



15 B キクザキイチゲ



16 B クモキリソウ



17 B コゴメウツギ



18 B サンカヨウ



19 B ジャコウソウ



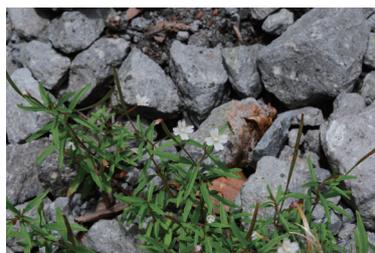
20 B タンナトリカブト



21 B ナツエビネ



22 B ナンゴククガイソウ



23 B ヒメアカバナ



24 B ヒロハテンナンショウ



25 B ミヤマウズラ



26 B ヤマシャクヤク



27 D ギンリョウソウモドキ



28 D シャクジョウソウ



29 O アテツマンサク



30 O ダイセンキスミレ



31 O ダイセンクワガタ



32 O ダイセンヒョウタンボク



33 O ダイセンミツバツツジ



34 S アケボノシュスラン



35 S アマナ



36 S イチリンソウ



37 S イワカガミ



38 S イワタバコ



39 S イワナシ



40 S ウメガサソウ



41 S エンレイソウ



42 S オシラクジデнда



43 S ギンリョウソウ



44 S コケイラン



45 S コタニワタリ



46 S サイハイラン



47 S ササユリ



48 S シュンラン



49 S ショウジョウバカマ



50 S ツチアケビ



51 S トキワイカリソウ



52 S ミヤコアオイ



53 S ミヤマヨメナ



54 S ルイヨウボタン

D 『とっとりレッドデータブック』掲載（大山町域）の動物一覧

（鳥類、哺乳類、両生類・爬虫類）

※虫類は、史跡の保存管理・活用上、影響が軽微なため割愛

凡例	
A-A	絶滅危惧Ⅰ類（県指定）
A	絶滅危惧Ⅱ類（県指定）
B	準絶滅危惧種（県指定）
D	情報不足の種（県指定）
O	その他重要種（県指定）

鳥類

種別	名 称	種別	名 称
A-A	クマタカ	B	ハチクマ
A-A	イヌワシ	B	オオタカ
A-A	ヤイロチョウ	B	ツミ
A-A	カヤクグリ	B	ハイタカ
A-A	メボソムシクイ	B	ノスリ
A-A	ホオアカ	B	イカルチドリ
A	サシバ	B	ヤマセミ
A	ハイイロチュウヒ	B	アカショウビン
A	チュウヒ	B	ビンズイ
A	コノハズク	B	サンショウクイ
A	ヨタカ	B	コマドリ
A	コシアカツバメ	B	コルリ
A	ホシガラス	B	トラツグミ
		B	マミジロ
		B	キクイタダキ
		B	セッカ
		B	サンコウチョウ
		B	ゴジュウカラ
		B	クロジ
		B	ベニヒワ

哺乳類

種別	名 称
A	ツキノワグマ
B	アズマモグラ
B	ニホンリス
B	ムササビ
B	ヤマネ
D	ヒメヒミズ

両生類・爬虫類

種別	名 称
A	ヒバサンショウウオ
B	ブチサンショウウオ
B	ヒダサンショウウオ
B	ハコネサンショウウオ
O	アカハライモリ
O	ニホンヒキガエル
O	カジカガエル

E 自然関連イベント一覧

大山自然歴史館 イベント開催回数

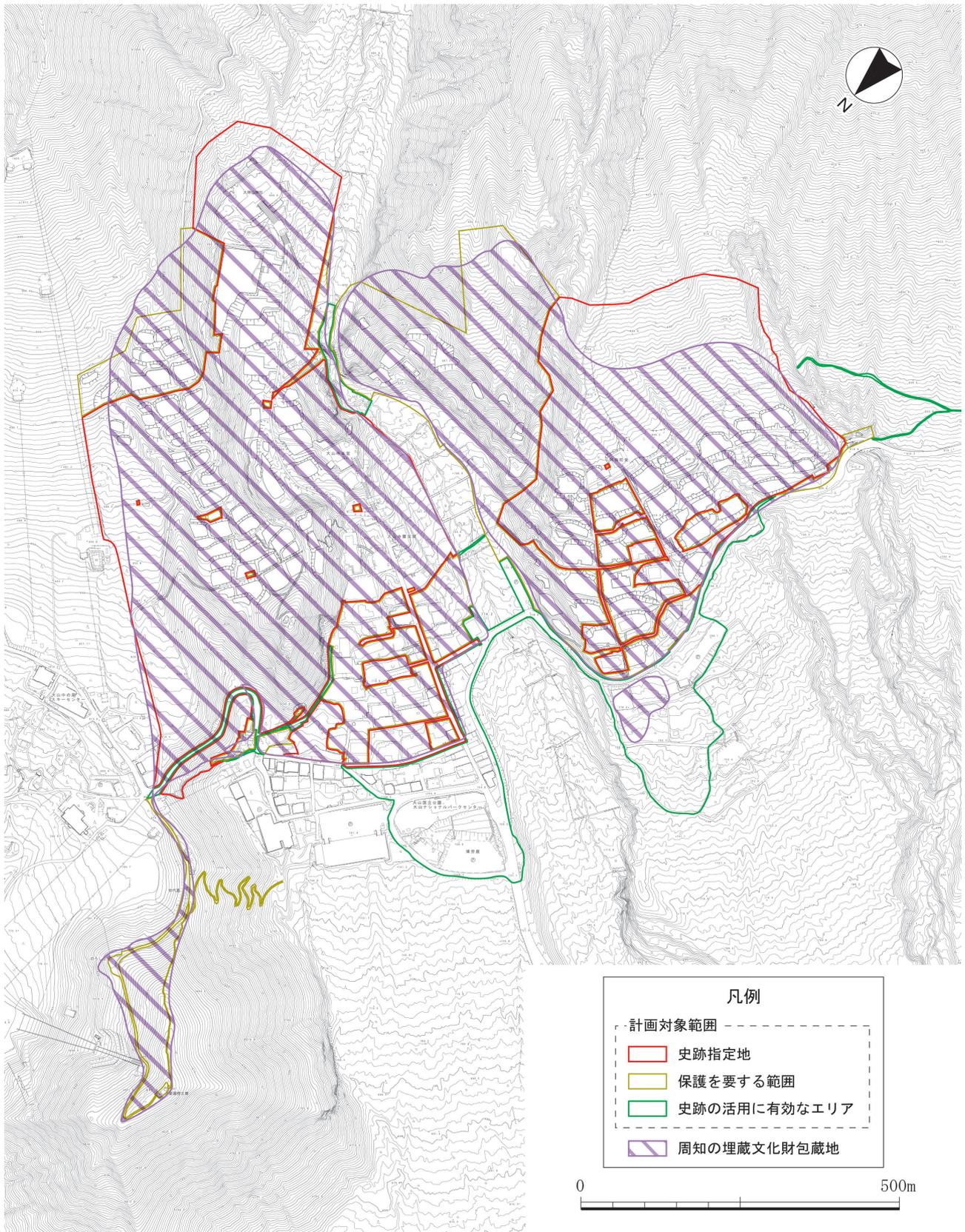
イベント名	年度					
	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
大山自然観察会	13	13	13	15	14	12
大山道自然観察会	2	1	2	2	1	1
指導員提案型自然講座	5	4	4	—	4	—
館主催自然観察会	5	6	5	16	5	14
冬の自然観察会	4	3	3	3	3	3
福祉観察会	—	1	1	—	—	—
社会科学・芸術・文化中心	—	—	—	3	—	3
ワークショップ	—	—	—	3	—	3

自然公園財団（自然ふれあい事業） イベント開催回数

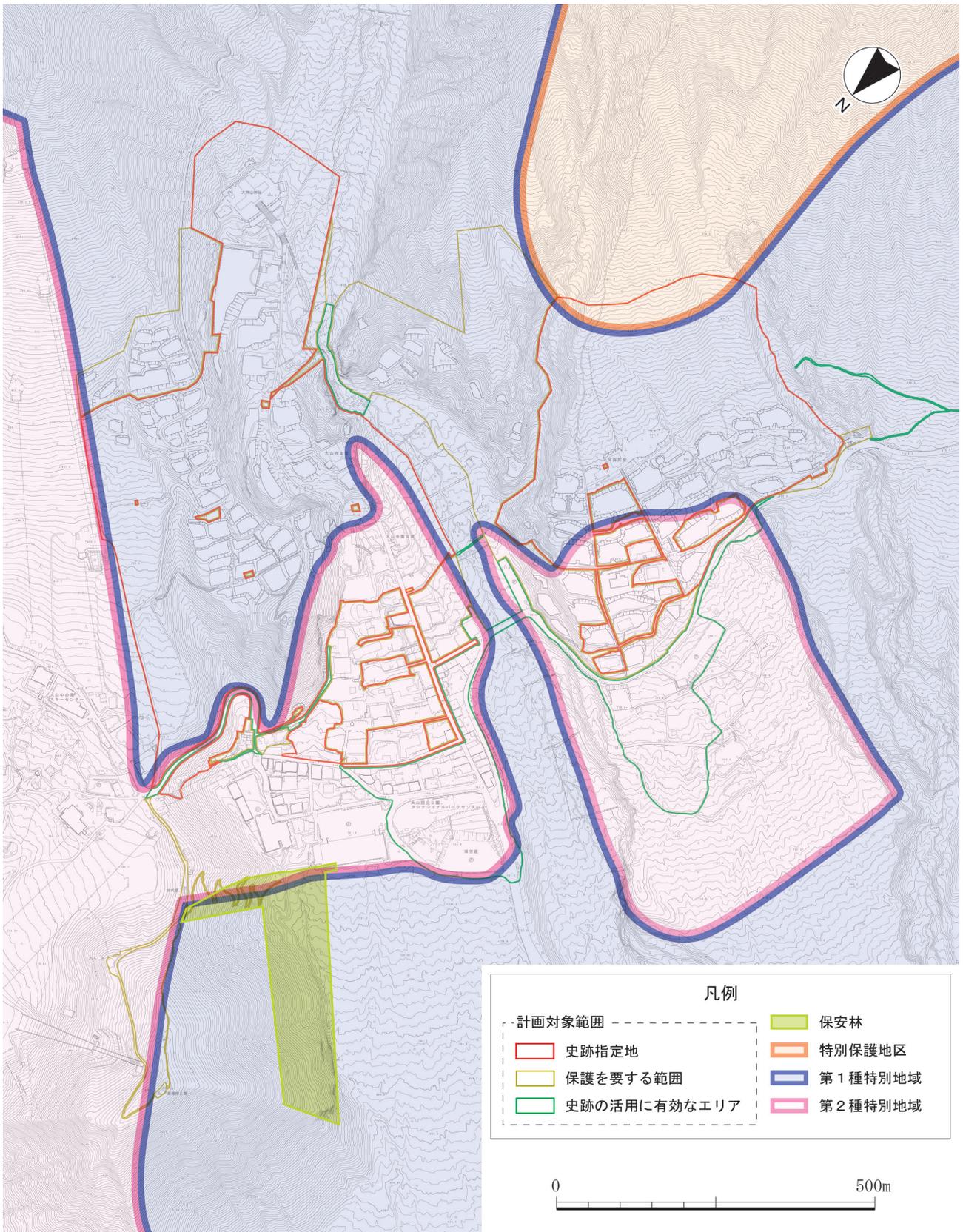
イベント名	年度					
	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
大山野鳥観察会	7	10	13	8	2	1
大山散策と昼食会	3	—	—	—	—	—
大山花の観察会	2	3	1	1	2	—
大山登山	1	1	—	—	—	—
大山学校	1	1	1	—	—	—
木の実観察会／草の実観察会	1	1	—	—	1	—
歴史散歩と精進料理	1	1	1	1	—	—
秋の味覚散策会	2	2	—	—	—	—
冬芽観察会	2	1	—	—	1	1
アニマルトラッキング	1	1	1	—	—	—
巨大ブナ観察会	2	1	1	—	—	—
工作教室／工作体験	—	—	—	1	2	2
キャンプ	—	—	—	2	—	—
大山のふところ散策／スノーシューで行く	—	—	—	4	2	2

F 関係法令等

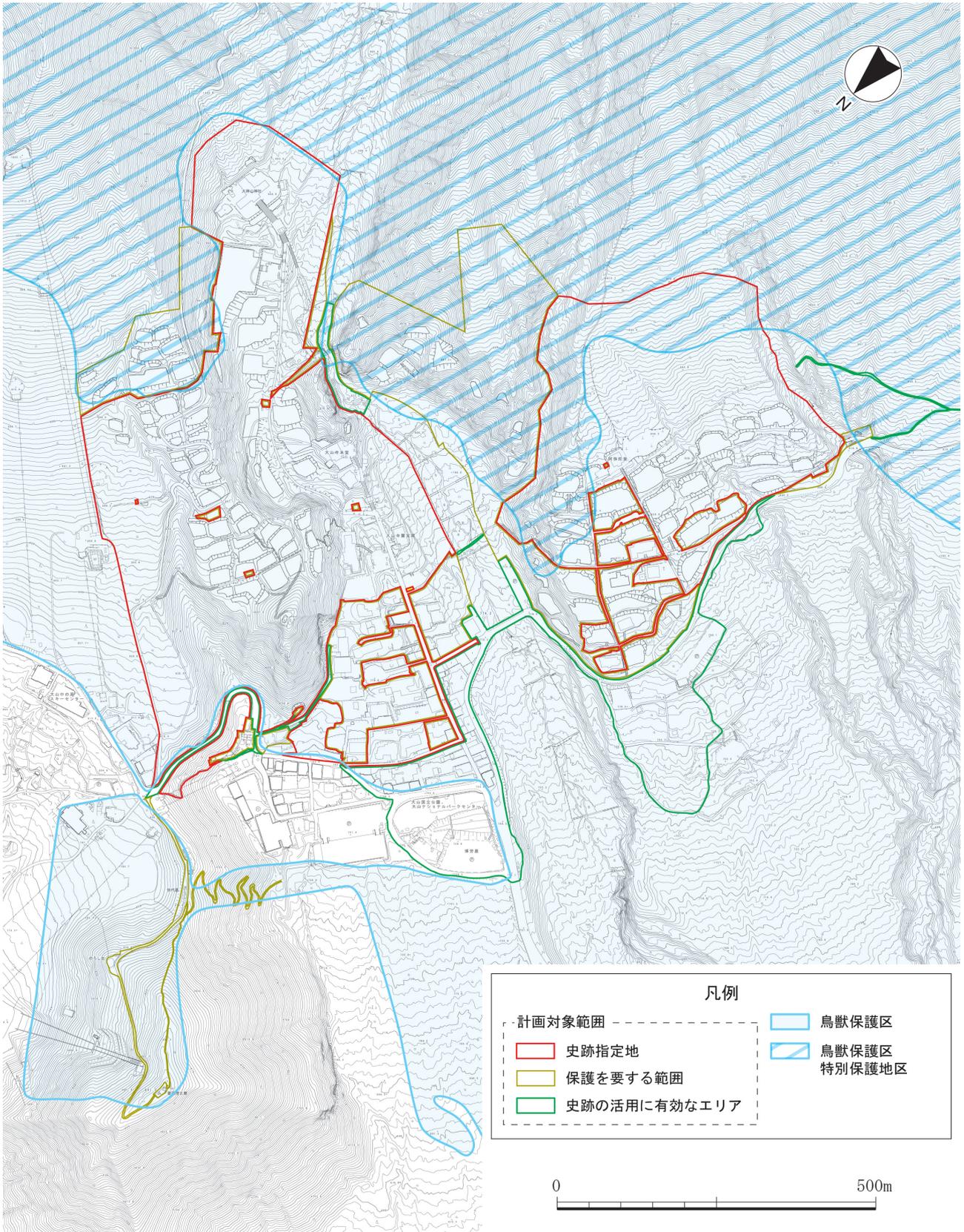
区別	名称	法令	指定区域	主な規制内容	許可等の手続き
自然公園	大山隠岐国立公園	自然公園法 (20 条)	国立公園内 (特別地域)	非常災害のために必要な応急措置	環境省へ届出
				現状変更等の行為 (工作物の新築・改築等)	県又は環境省の許可
				現状変更等の行為 (木竹の伐採)	県又は環境省の許可
				現状変更等の行為 (鉱物の掘採・土石の採取)	環境省の許可
				現状変更等の行為 (河川、湖沼等の水位又は水量の増減を及ぼすもの)	環境省の許可
				現状変更等の行為 (広告物の掲出等)	県の許可
				現状変更等の行為 (物の集積・貯蔵)	県の許可
				現状変更等の行為 (水面の埋立・干拓)	環境省の許可
				現状変更等の行為 (土地の形状変更)	県又は環境省の許可
				現状変更等の行為 (指定植物の採取・損傷)	県の許可
				現状変更等の行為 (指定動物の捕獲・損傷、卵の採取・損傷)	県の許可
				現状変更等の行為 (工作物等の色彩の変更)	県の許可
				現状変更等の行為	環境省の許可
森林	保安林	森林法 (34 条)	国立公園内 (特別保護地区)	択伐の届出等 (34 条の 2)	県の許可
			保安林指定区域	間伐の届出等 (34 条の 3)	県の許可
鳥獣	鳥獣保護区	鳥獣保護管理法 (29 条)	特別保護地区 (29 条)	現状変更等の行為 (工作物の新築・改築等)	環境省の許可
			土砂災害特別警戒区域	現状変更等の行為 (木竹の伐採)	環境省の許可
土木	土砂災害区域	土砂災害防止法 (11 条)	土砂災害特別警戒区域	建築等の許可行為	県の許可
			町道区域	道路工事の届出 (24 条)	町へ届出
道路	町道	道路法 (24 条・32 条)	町道区域	道路占有の届出 (32 条)	町へ届出
			大山僧坊跡	民間等の土木工事等 (93 条)	県へ届出
埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法 (93 条・94 条)	大山僧坊跡	行政機関の土木工事等 (94 条)	県へ届出



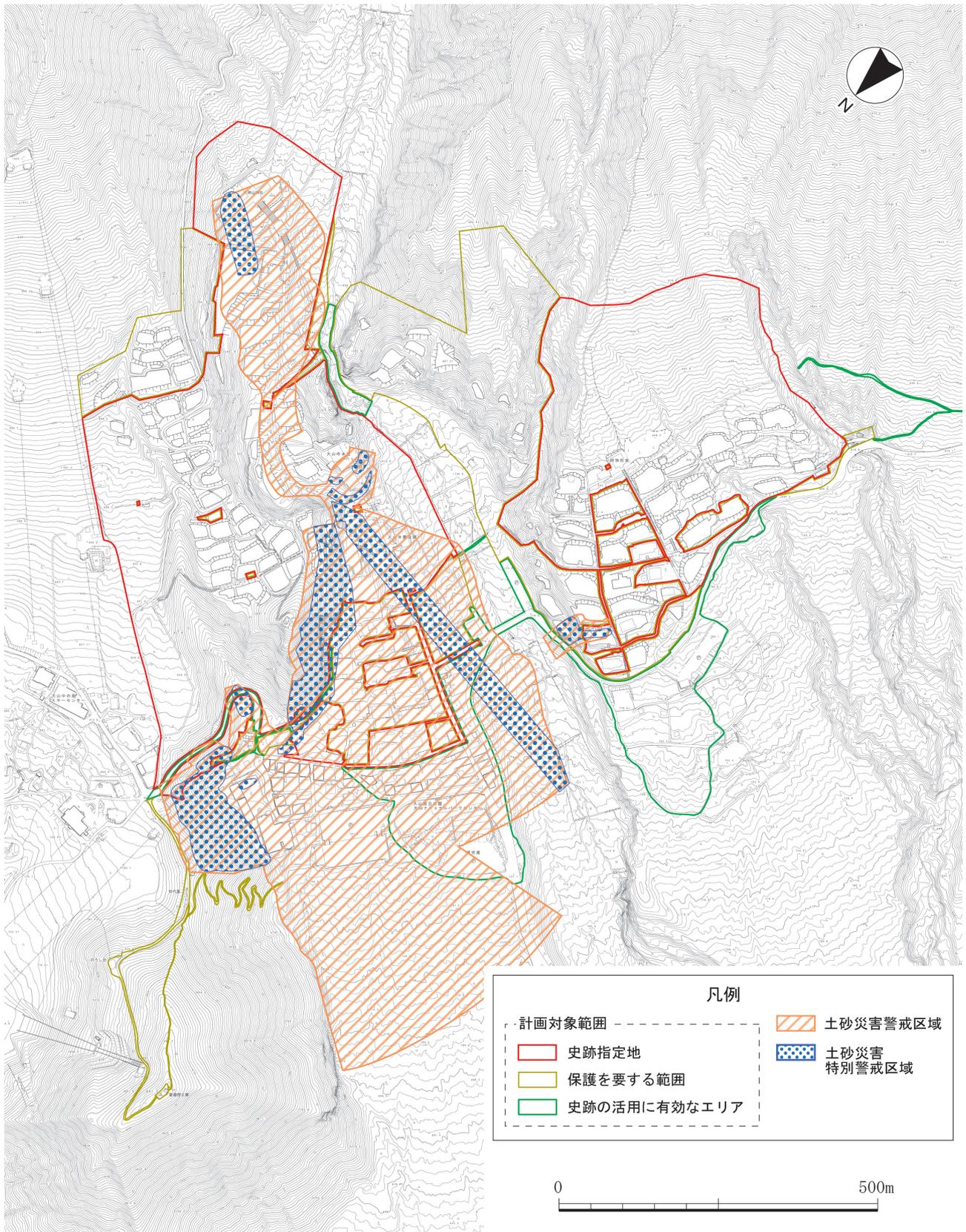
周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）の範囲図



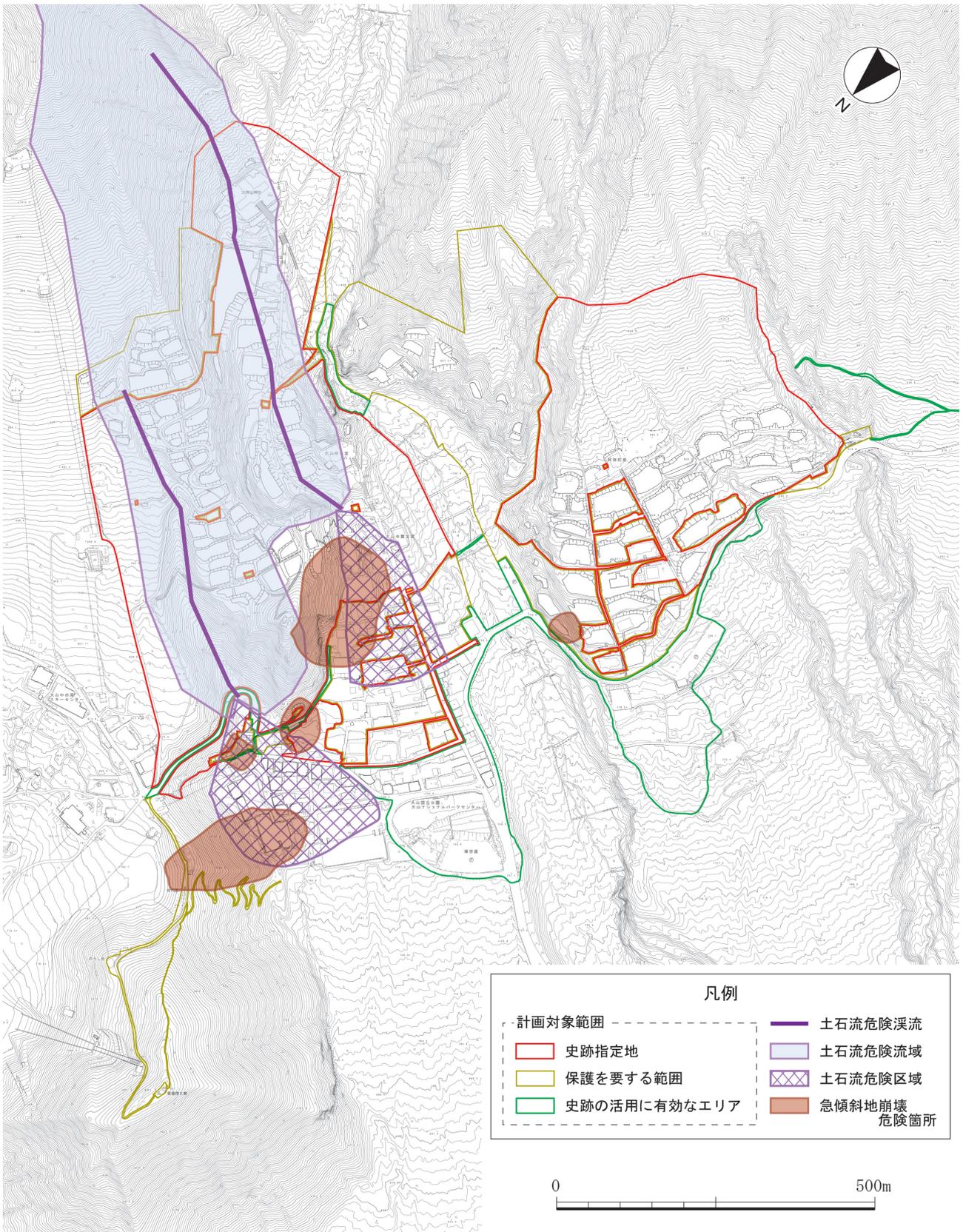
保安林（森林法）、特別保護地区等（自然公園法）の範囲図



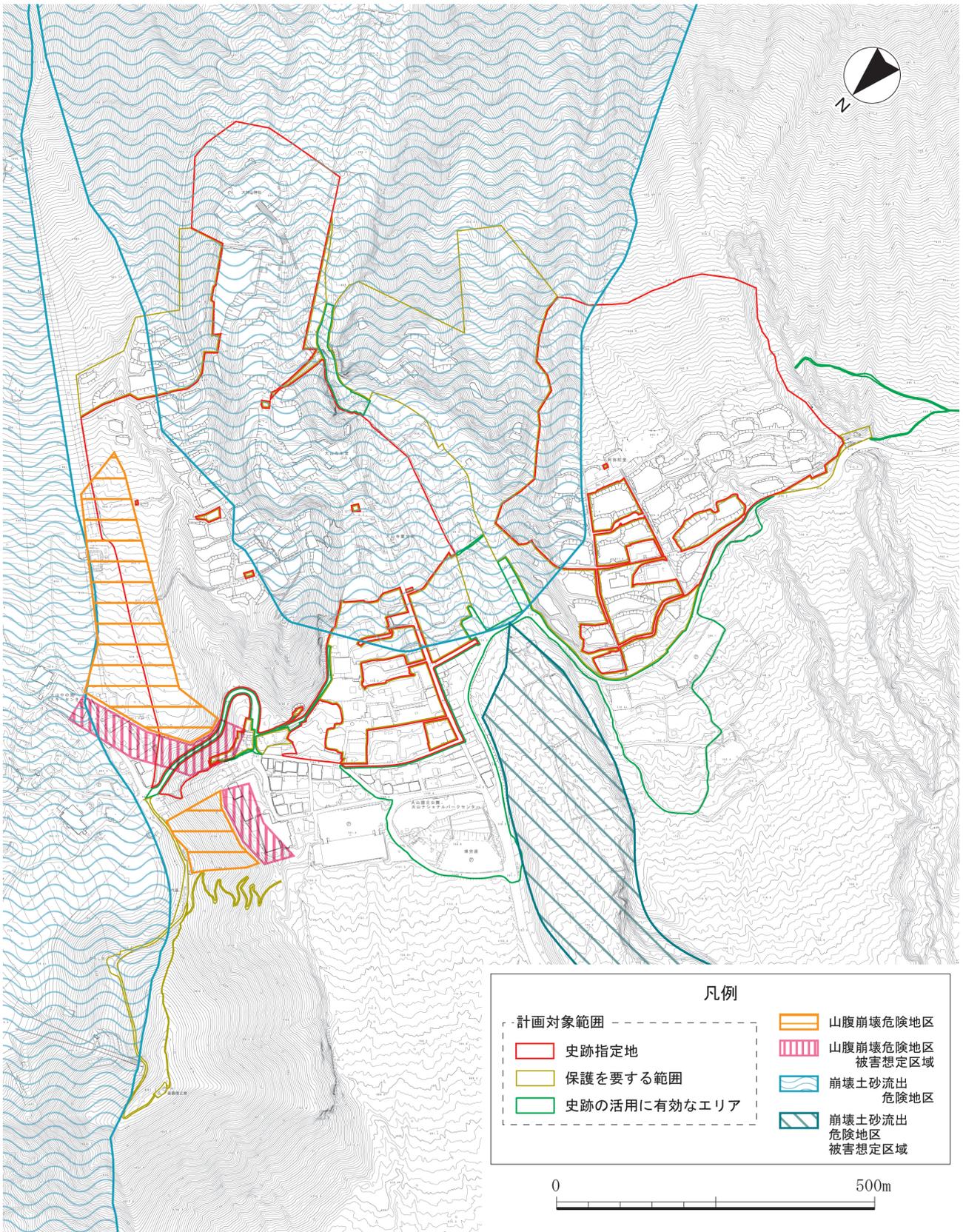
鳥獣保護区（鳥獣保護法）の範囲図



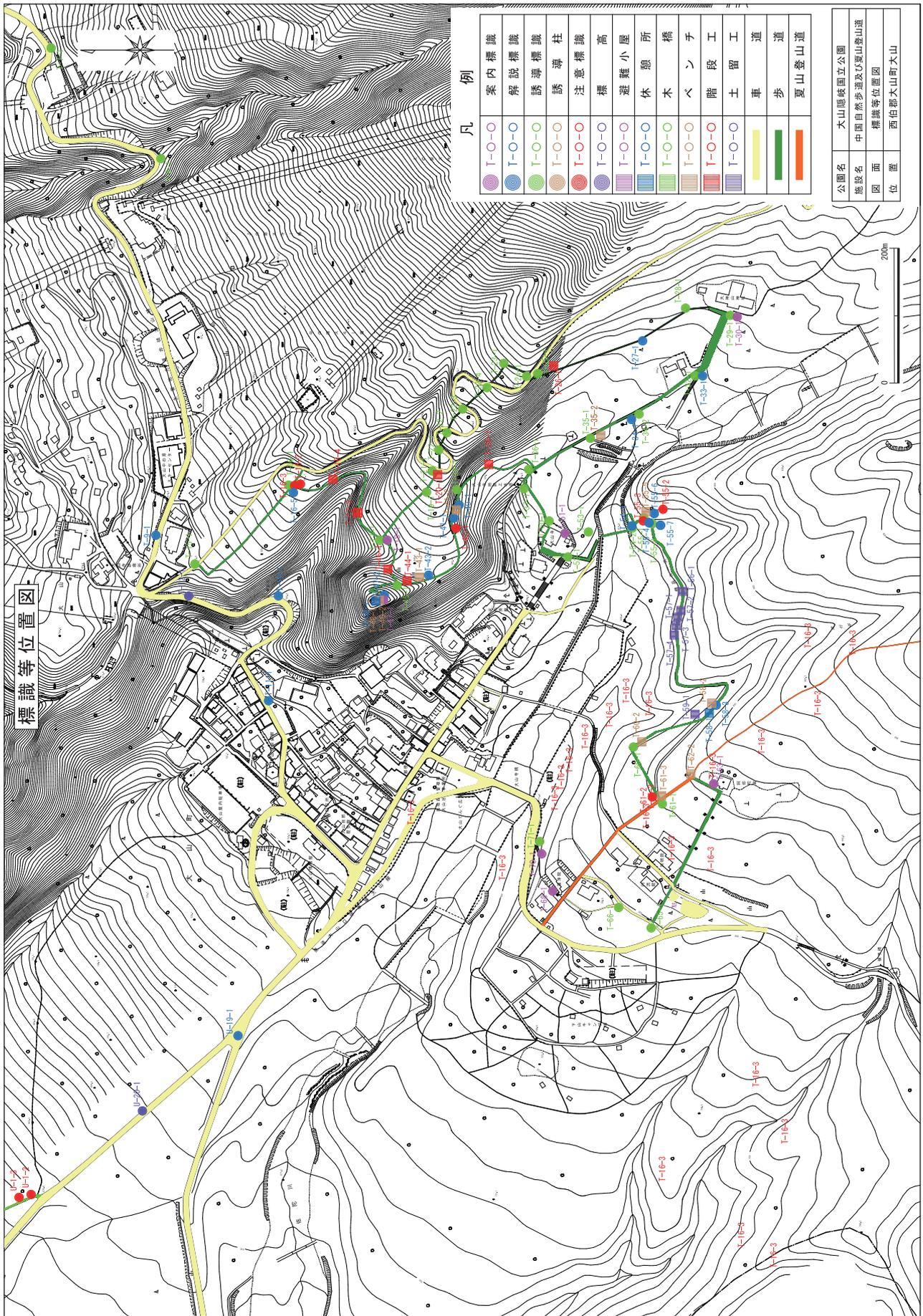
土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）の範囲図



土石流危険渓流等、急傾斜地崩壊危険箇所の範囲図



山腹崩壊危険地区等、崩壊土砂流出危険地区等の範囲図



中国自然遊歩道及び夏山登山道と既設サインの位置図

G 「文化財保護法」及び他規則等、関係部分抜粋

文化財保護法 抜粋

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の関し必要な指示をすることができる。

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体にに対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財を管理する者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

第三十七条 2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基づく占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするとき、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により席に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の第二五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3 前項の規定による徴収については、行政代執行法第五条

及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金額（第四十条第一項の規定により負担金については、同条第二項の規定により所有者等から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨て。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額と第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての耐用年数

6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替へるものとする。

7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合においては、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができる。かつ、その確認のために方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当たる者は、その身分を証明する証書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第九九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の事務所又はこれに隣接する施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示あつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物とその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第九九条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第九九条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九九条第三項から第五項までの規定を準用する。

百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有

又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体及びその他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知する。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四條 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五條 第九十九条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三條の二第一項を除く。）及び第九十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に移動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由なく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六條 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき、観覧料を徴収することができる。

第百十七條 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八條 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三條の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

第百二十一條 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者または管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

第百二十二條 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

第百二十四條 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止につき第九十八条及び第九十九条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

第百二十五條 史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合には、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、

同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第九十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三條第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三條第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

第百二十六條 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令等の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第九十八条第一項又は第九十八条の二第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

第百二十七條 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五條第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第百二十八條 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第九十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第百二十九條 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着者で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第百二十九條の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に關する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
三 計画期間
四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第九十八条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第九十八条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をした場合には、遅滞なく、その旨を当該認定をした者に通知しなければならない。

第百二十九條の三 前条第四項の認定をうけた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

第百二十九條の四 第百二十九條の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第九十五条第三條第二項第二十三号について同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第九十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

第百二十九條の五 文化庁長官は、第百二十九條の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第九十五条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

第百二十九條の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九條の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

第百二十九條の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

第百三十條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に關する状況を確認することができず、かつ、その確認のために方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に關する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第九十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第百五十三條 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

十八 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に關する命令

十九 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

二十 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

二十一 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

二十三 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第百二十九條の二第四項の認定

二十六 第九十八条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第五項の認定（第九十八条の四第一項の変更の認定も含む。）

二十七 第九十八条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）又は第九十八条の二第一項の政令（第九十八条第一項第二号に掲げる事務に係るものに限

る。)の制定又は改廃の立案

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のために必要な管理（当該文化財の保存のために必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第三十五条第一項及び第二項、第百六条第一項及び第三項、第百二十一条並びに第百三十条の規定を準用する。

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

第百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

第百八十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第二項（第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第百八十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす

行為の許可及びその取消しを除く。）

五 第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができる。

4 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者とした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

文化財保護法施行令 抜粋

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつて、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間に限つて設置されるもの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採

チ 史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採取

二 法第百三十条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからフまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
 - 七 変更の年月日
 - 八 変更の事由
 - 九 その他参考となるべき事項
- 2** 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十二条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、き損、衰亡、死亡又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
 - 十一 滅失、き損等の事実を知つた日
 - 十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2** 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤベジ型写真及び図面を添えるものとする。

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 抜粋

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物

に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名並びに住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等が必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体の者以外であるときは、管理団体の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当者承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

第四条 法第二百五条第一項のただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二号の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意をを求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 史跡名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域または復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しよるとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

第三条 法第二十七条第一項の規定により届出を行つた者

は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

第四条 法第二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第十八条又は第二十條で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二十二條第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 抜粋

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第十五条第一項（法第二十條及び第七十二條第五項で準用する場合も含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 文部科学省の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、それぞれ表示するものとする。

第二条 法第十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

第四条 法第十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

第六条 法第十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡大山寺旧境内保存活用計画書

令和2年3月 発行

編集・発行：大山町

(大山町役場大山支所)

〒689-3332

鳥取県西伯郡大山町末長 500

T E L 0859-53-3136

F A X 0859-53-3163

印 刷：株式会社イビソク